

かながわの青少年2021

神奈川県青少年白書〈令和3年版〉

目 次

第1章 かながわの青少年の現状	15
第1 青少年の成長と自立・参加・共生	15
1 人口	15
(1) 人口	15
ア 人口の推移	15
イ 市町村別人口の割合	15
(2) 世帯数	18
(3) 児童・生徒数	19
ア 在学者数	19
イ 外国籍児童・生徒の状況	20
2 健康	20
(1) 体格	20
(2) 体力・運動能力	21
ア 握力	21
イ 持久走	22
ウ 50m走	22
エ ソフト・ハンドボール投げ	23
3 生活習慣と意識	24
(1) 基本的な生活習慣	24
ア 朝食の摂取状況	24
イ 睡眠時間	24
ウ テレビ等視聴時間	25
エ 家での勉強	25
(2) 家庭でのコミュニケーション	26
(3) 青少年の意識	26
ア 自己肯定感	26
イ 人間関係	27
4 地域との関わり	28
(1) 地域行事への参加	28
(2) 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況	29
5 青少年の就労	30
(1) 新卒業者の進路	30
(2) 新規学卒者・卒業予定者の就職内定等状況	31
ア 高校新卒者の就職内定状況	31
イ 大学卒業（予定）者の就職（内定）状況	32
ウ 離職率	32
6 ライフキャリア・結婚	33
第2 困難を有する青少年	35
1 児童虐待の状況	35
2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況	36
3 問題行動等	37
(1) 非行少年の状況	37

(2) 薬物乱用の状況	38
(3) 不良行為少年の状況	39
(4) 福祉犯による被害の状況	40
4 ひきこもりの状況	41
(1) ひきこもりの数	41
(2) 支援対象者がひきこもりと同時に抱えている課題	42
(3) ひきこもり状態となったきっかけ	42
(4) ひきこもり状態となつてからの期間	42
(5) 相談実績からみたひきこもりの状況	43
5 若年無業者	46
6 子どもの貧困	47
7 自殺	48
第3 青少年をはぐくむ環境	49
1 情報化の急激な進展と青少年への影響	49
(1) 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率	49
(2) その他のインターネット接続機器のインターネット利用率	50
(3) 低年齢層の子どものインターネット利用率	50
(4) 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率	51
(5) その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率	51
(6) インターネット上のトラブル等の経験	52
(7) 携帯電話等で電子メールを送受信したり、掲示板・ブログ・SNSでメッセージを書いたり読んだり、サイトや動画を見たり、ゲームをする時間の1日平均	53
(8) 一日の中で携帯電話等を最も使用する時間帯	53
(9) SNS等に起因する事犯の被害児童の状況	54
2 青少年と地域社会	55
(1) 大人の意識	55
(2) 保護者の意識	56
ア 家庭でのしつけ・教育	56
イ 家庭でのコミュニケーション	56
(3) 地域と学校との関わり	57
(4) 青少年団体	57
ア 子ども会	57
イ 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数	58
第2章 青少年施策の展開	59
第1 子ども・若者育成支援推進法の制定と県の青少年施策	59
1 「子ども・若者育成支援推進法」の成立・施行	59
2 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく大綱の策定	59
3 県の青少年施策	59
第2 かながわ青少年育成・支援指針の概要	60

第3 令和2年度における青少年施策の実施状況(令和3年度新規事業を含む)	61
1 すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援	61
(1) 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援.....	61
ア 基本的な生活習慣と基本意識の形成	61
(ア) 食の安全・安心確保事業.....	61
(イ) かながわ産食材を活用した学校給食の推進.....	61
(ウ) 食育推進事業.....	61
(エ) 学校における食育推進の取組.....	61
(オ) 家庭教育推進事業(学習資料の作成).....	61
イ 基礎学力の確実な習得と体力の向上	62
(ア) かながわ学力向上実践推進事業.....	62
(イ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進.....	62
(ウ) 子どもの遊び・運動推進事業.....	62
(エ) 3033運動の推進.....	62
(オ) 県民スポーツ月間の取組.....	62
(カ) 「かながわパラスポーツ」の推進.....	62
(キ) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進.....	62
(ク) 障がい者スポーツの普及推進.....	63
(ケ) スポーツ医科学・栄養サポート事業.....	63
(コ) タレント発掘・育成事業.....	63
ウ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援	63
(ア) 青少年国際交流セミナー等開催事業、高等学校等多文化理解推進事業.....	63
(イ) 三県省道スポーツ交流事業.....	63
(ウ) 内閣府青年国際交流事業.....	63
(エ) 青少年科学活動推進事業.....	63
(オ) 私立学校国際バカロレア認定取得支援事業.....	65
(カ) 私立学校グローバル教育推進事業.....	65
(キ) 英語資格検定試験活用促進支援事業.....	65
(ク) 神奈川県高校生留学促進事業.....	65
(ケ) 障がい者アスリート及び指導者への支援.....	65
(コ) スポーツ医科学・栄養サポート事業.....	65
(サ) タレント発掘・育成事業.....	65
エ 命を大切に、思いやりをはぐくむ教育の充実	66
(ア) 「いのちの授業」普及啓発事業.....	66
(イ) 人権教育研究推進事業.....	66
(ウ) 人権教育推進事業.....	66
(エ) 人権啓発事業(「こんな子いるよね」).....	66
(オ) 「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育推進事業.....	67
(カ) いのちの大切さを学ぶ教室.....	67
オ 心と体の健康に関する教育の充実	67
(ア) 学校保健安全の観点からの指導(心と体の健康相談等研修講座).....	67
カ 子どもの未病対策の推進	67
(ア) 子どもの未病対策推進事業.....	67
(イ) 子どもの未病対策応援プログラムの推進事業.....	67
(ウ) 高校における未病学習推進事業.....	67
(エ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進.....	68

(2) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進	68
ア 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びの機会の提供	68
(ア) 青少年支援・指導者育成推進事業	68
イ 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進	68
(ア) 活動支援事業	68
(イ) 三県省道スポーツ交流事業	68
(ウ) あーすフェスタかながわ開催事業	68
(エ) 地球市民かながわプラザの運営	68
(オ) 青少年国際交流セミナー等開催事業、高等学校等多文化理解推進事業	69
(カ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進）	69
(キ) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育の国際化）	69
(ク) 青少年支援・指導者育成推進事業	69
(ケ) 地域活動人材育成の取組	69
(コ) 内閣府青年国際交流事業	69
(サ) 小・中・高校生等の森林学習等の支援	69
(シ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業	70
(ス) 国際・英語教育活動	70
(セ) 高校生国際交流支援事業	70
ウ 体験学習の支援、文化芸術、スポーツ活動の支援	70
(ア) 食の安全・安心確保事業	70
(イ) 県立学校公開講座事業（親子ものづくり体験教室）	70
(ウ) （地独）神奈川県立産業技術総合研究所における理解増進事業の連携協力	70
(エ) 科学技術理解増進事業	70
(オ) 水源地域を学ぶ体験学習の機会拡大事業	71
(カ) 青少年支援・指導者育成推進事業	71
(キ) 青少年科学活動推進事業	71
(ク) 環境・エネルギー学校派遣事業	71
(ケ) 伝統芸能等普及振興事業	71
(コ) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助事業	72
(サ) 青少年舞台芸術活動推進事業	72
(シ) 県立ふれあいの村指定管理事業	72
(ス) 文化芸術による子供育成総合事業	72
(セ) 県民スポーツ月間の取組	72
(ソ) スポーツ大会の支援	73
(タ) 「かながわパラスポーツ」の推進	73
(チ) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進	73
(ツ) 障がい者スポーツの普及推進	73
(テ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進	73
(ト) セーリング競技の機運醸成	73
(ナ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進）	73
(ニ) とともに生きる社会推進事業	73
(ヌ) 共生社会推進事業【新規】	73

エ 県・市町村・青少年団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進	74
(ア) 青少年支援・指導者育成推進事業	74
(イ) 地域活動人材育成の取組	75
(3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成	75
ア 未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底	75
(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進	75
(イ) 未成年者等喫煙防止対策事業	75
(ウ) 高校生等への喫煙防止教育の実施	75
(エ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	76
イ 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底	76
(ア) 薬物乱用防止対策	76
(イ) 私学団体補助（薬物乱用防止研修）	77
(ウ) 私立学校への啓発事業	77
(エ) 薬物乱用防止教室の開催	77
ウ 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成	77
(ア) エイズ予防啓発事業（青少年エイズ・性感染症予防講演会）	77
(イ) 思春期保健事業	77
(ウ) 妊娠SOSかながわ【新規】	77
(エ) 学校保健安全の観点からの指導（性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について）	77
エ その他被害防止に関する教育の推進	78
(ア) 総合防災センター企画運営事業（若者防災講座）	78
(イ) 少年少女消防教育	78
(ウ) 防犯人材育成事業	78
(エ) 人権啓発事業（中学生向けデートDV防止啓発冊子作成）	78
(オ) 人権啓発事業（デートDV防止啓発事業）	78
(カ) 消費者教育推進事業（学校における消費者教育の推進）	78
(キ) 消費者教育啓発学習事業（消費生活出前講座）	79
(ク) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）	79
(ケ) 小学生向け消費者教育資料の作成	79
(コ) 若者向け成年年齢引下げ啓発映像発信事業	79
(サ) 金融広報活動推進事業【新規】	79
(シ) 高校生向け成年年齢引下げ啓発事業【新規】	79
(4) 社会的・経済的な自立の促進	79
ア 社会参画、シチズンシップ教育の推進	79
(ア) 神奈川県環境インターンシップ	79
(イ) 中学生の主張	80
(ウ) シチズンシップ教育	80
(エ) 障害福祉諸費【新規】	80
イ ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成	80
(ア) ライフキャリア教育支援事業	80
(イ) 恋カナ！プロジェクト	80
ウ キャリア教育の推進と職業能力開発	80
(ア) 高校生学習活動コンソーシアム事業	80
(イ) 学校教育充実事業費【新規】	80

(ウ) 女性の活躍応援団支援事業 理工系キャリア支援講座 (旧かながわりケジョ・エンカレッジプログラム)	81
(エ) 仕事のまなび場	81
(オ) 私立高等学校等教育改革推進補助 (職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進)	81
(カ) 専門課程訓練事業	81
(キ) 普通課程訓練推進事業	81
(ク) 人材育成支援センター事業	81
(ケ) 短期課程訓練推進事業	81
(コ) 職業能力開発推進事業 (かなテクカレッジ活用キャリア教育等推進事業)	82
エ 若者の就労支援の強化	82
(ア) 漁業就業・定着化促進支援事業	82
(イ) 就農支援	82
(ウ) 若年者就業支援	82
(エ) 労働相談等事業 (若年者労働教育支援)	83
2 困難を有する青少年の社会的自立の支援	83
(1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実	83
ア かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援	83
(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業	83
(イ) SNS子ども・若者総合相談事業	83
イ 少年相談活動の充実	83
(ア) 少年相談活動	83
ウ 医療、福祉、教育等の専門職による適切な相談・支援体制の充実	83
(ア) 性的マイノリティ (LGBT等) 交流相談事業	83
(イ) 子ども人権相談室推進事業 (国庫事業)	84
(ウ) 子どもの意見表明支援事業	84
(エ) SNS児童虐待防止相談事業	84
(オ) 障害者地域生活支援事業 (県事業) (一部)	84
(カ) こころの健康づくり専門相談事業	84
(キ) 精神保健福祉普及相談事業	84
(ク) 特定 (依存症) 電話・面接相談	84
(ケ) SNSを活用したいじめ相談の実施	84
(コ) スクールカウンセラー配置活用事業	85
(サ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業	85
(シ) 教育相談等事業	85
(ス) 24時間子どもSOSダイヤル事業【新規】	85
エ 各相談機関・民間団体間の連携促進	85
(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業	85
(イ) ひきこもり等相談関係事業	85
(ウ) 教育相談等事業	85
(エ) 24時間子どもSOSダイヤル事業	85
(オ) 地域包括支援センター職員等養成研修事業	86
(2) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援	86
ア ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族への支援	86
(ア) 地域若者サポートステーションの設置運営	86
(イ) ひきこもり支援サイト運営	87
(ウ) ひきこもり等相談関係事業	87

(エ) ひきこもり等青少年自立支援事業	87
(オ) ふれあい心の友訪問援助事業	87
(カ) あすなろサポートステーションでの児童への支援事業	87
(キ) 地域包括支援センター職員等養成研修事業	87
イ 発達障がい等のある青少年とその家族への支援	88
(ア) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）	88
(イ) 高校通級実践事業	88
ウ ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族に対するNPO等民間団体への支援	88
(ア) ひきこもり等相談関係事業	88
(イ) フリースペース等事業補助	88
エ NPO等との協働による自立支援	88
(ア) ひきこもり等青少年自立支援事業	88
(イ) 性的マイノリティ（LGBT等）研修事業	88
(3) 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進	89
ア 非行防止教室等による青少年の規範意識の醸成	89
(ア) 交通安全県民運動事業	89
(イ) 薬物乱用防止対策	89
(ウ) 非行防止教室の開催	89
(エ) 薬物乱用防止教室の開催	90
(オ) いのちの大切さを学ぶ教室	90
イ 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止	90
(ア) 街頭補導活動	90
(イ) 少年補導員の活動	90
ウ 地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援	91
(ア) 更生保護事業への支援	91
(イ) 大学生少年サポーターの活動	91
(4) 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実	91
ア 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組への支援	91
(ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒対策）	91
(イ) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒の修学支援）【新規】	91
(ウ) 私学団体補助（いじめ・暴力行為防止関連研修）	91
(エ) SNSを活用したいじめ相談の実施	91
(オ) いじめ問題対策推進	91
(カ) 支えあう学校づくり協働推進事業	92
(キ) NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業	92
(ク) 学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導	92
イ 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応	92
(ア) ふれあい心の友訪問援助事業	92
(イ) 少年補導員の活動	92
ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談支援体制の充実	92
(ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育相談体制の整備）	92
(イ) スクールカウンセラー配置活用事業	92
(ウ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業	93
(エ) 教育相談等事業	93

(オ) 24時間子どもSOSダイヤル事業	93
(5) 子どもの貧困問題への対応	93
ア 就学や学資の援助等の教育支援	93
(ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	93
(イ) 私立高等学校等生徒学費補助	93
(ウ) 私立学校生徒学費緊急支援補助	93
(エ) 被災児童生徒就学支援補助	93
(オ) 外国人学校生徒等学費補助	93
(カ) 高校生等奨学給付金事業	93
(キ) 高等学校等就学支援金制度	94
(ク) 小中学校等就学支援金制度	94
(ケ) 高等学校奨学金の貸付	94
(コ) 地域未来塾推進事業費補助	94
イ 相談や交流機会の提供等の生活支援	94
(ア) 生活困窮世帯の子どもの健全育成事業	94
(イ) かながわ子ども支援協議会の設置・開催	94
(ウ) SNSひとり親家庭相談事業	94
(エ) 子ども・青少年の居場所づくりの普及促進	95
ウ 職業訓練等の保護者に対する就労支援	95
(ア) 高等職業訓練促進給付金等支給	95
(イ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	95
(ウ) 短期課程訓練推進事業	95
(エ) 離職者等委託訓練事業	95
(オ) 技術校生等就職促進事業	95
(カ) 職業訓練手当支給	96
(キ) 障害者就職促進委託訓練事業	96
(ク) 障害者職業能力開発事業	96
エ 各種手当の支給等の経済的支援	96
(ア) 児童扶養手当	96
(6) 被害防止・保護活動の推進	96
ア 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実	96
(ア) 人権教育研究推進事業	96
(イ) 人権教育推進事業	96
(ウ) 地域子育て支援人材育成事業	97
(エ) 虐待防止対策推進事業	97
(オ) 児童相談所一時保護所への心理職員の配置	97
(カ) 児童虐待未然防止強化事業	97
(キ) 子ども安全110番の設置	97
(ク) 児童虐待対策	98
イ 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進	98
(ア) 児童ポルノ根絶に向けた広報啓発活動の推進	98
ウ 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進	98
(ア) 被害少年の保護活動	98
(イ) SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の推進	98
エ 自殺対策の取組	98
(ア) こころといのちのサポート事業	98

(イ) かながわ自殺対策推進センター事業	98
(ウ) こころといのちを守る対策推進事業	98
(エ) こころ・つなげよう電話相談事業	98
(オ) ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業	98
オ 犯罪被害者等への支援	98
(ア) 犯罪被害者等理解促進事業	98
(イ) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業	99
(ウ) 「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の運営	99
(エ) 犯罪被害者等支援	99
(オ) 犯罪被害者等支援事業補助	99
3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり	99
(1) 社会環境の健全化へ向けた取組の一層の推進	99
ア 青少年保護育成条例の取組の推進（青少年保護育成条例に基づく取組）	99
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	99
イ 青少年喫煙飲酒防止条例の取組の推進（青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組）	100
(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進	100
ウ 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進	100
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	100
エ 業界による自主規制の徹底	100
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	100
(イ) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進	101
オ JKビジネス等への対応	101
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	101
カ 自画撮り被害への対応	101
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	101
(2) 急激に進展する情報化社会への対応	101
ア スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組	101
(ア) サイバー防犯ボランティアによる啓発活動	101
(イ) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）	102
(ウ) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	102
(エ) 携帯電話教室	102
(オ) サイバー教室の開催等	102
イ 情報モラル・メディアリテラシーに関する教育やメディア技術を活用した学習の機会づくり	103
(ア) 男女共同参画・メディアリテラシー講座（中高生向け）	103
(イ) 情報モラルの育成	103
(ウ) 携帯電話教室	103
ウ ネットいじめへの対応	103
(ア) 情報モラルの育成	103
(イ) 携帯電話教室	103
エ 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組の推進	103
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	103
オ インターネット上の有害情報対策の推進	103
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	103
(3) 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり	104

ア 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進	104
(ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携.....	104
(イ) 青少年支援・指導者育成推進事業.....	104
(ウ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）.....	104
(エ) 子どもの貧困対策推進事業.....	104
イ 家庭・地域の教育力の向上	104
(ア) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）.....	104
(イ) 生涯学習推進事業.....	104
(ウ) 保護者向け消費者教育啓発事業.....	105
ウ 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・NPO・関係機関による協働の推進	105
(ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携.....	105
(イ) 地域学校協働活動推進事業（県立学校）.....	105
(ウ) 地域学校協働活動推進事業費補助.....	105
(エ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業.....	105
(オ) スポーツ大会の支援.....	105
(カ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進.....	105
(キ) 地域人材を活用した外国につながるのある生徒への支援.....	106
エ 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり	106
(ア) 放課後児童健全育成事業費補助.....	106
(イ) 子ども・青少年の居場所づくり普及促進.....	106
(ウ) フリースペース等事業補助.....	106
(エ) 青少年支援・指導者育成推進事業.....	106
(オ) 地域活動人材育成の取組.....	106
(カ) 民生委員児童委員活動費補助.....	106
(キ) 民生委員児童委員研修事業.....	107
(ク) 放課後子ども教室推進事業費補助.....	107
(ケ) 地域学校協働活動推進事業費補助.....	107
(コ) 少年補導員の活動.....	107
(サ) スクールサポーターの活動.....	107
オ 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり	107
(ア) 安全・安心まちづくり県民運動推進事業.....	107
(イ) 防犯人材育成事業.....	107
(ウ) 安全・安心まちづくりに向けた地域防犯力の強化を支援.....	108
(エ) 私立学校への啓発事業.....	108
(オ) 受動喫煙防止対策等促進事業.....	108
(カ) 暴力団排除条例に基づく取組の推進.....	108
(キ) スクールサポーターの活動.....	108
(ク) 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業.....	108
(ケ) ピーガルくん子ども安全メールの運用.....	109
カ 青少年育成団体、青少年指導員等の活動支援	109
(ア) 民生委員児童委員活動費補助.....	109
(イ) 民生委員児童委員研修事業.....	109
(ウ) 地域活動人材育成の取組.....	109
(エ) 青少年支援・指導者育成推進事業.....	110
(オ) 更生保護事業への支援.....	110

(カ) スポーツ情報提供事業	110
(キ) 総合型地域スポーツクラブ等の人材の育成	110
(ク) 障がい者スポーツの普及推進	111
(ケ) 青少年育成表彰事業	111
・ 基本目標ごとの数値目標の達成状況	112

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成長と自立・参加・共生

1 人口

図1-1-1	人口の推移（神奈川県）	15
表1-1-1	市町村別青少年人口の割合（神奈川県）	16
図1-1-2	一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県）	18
図1-1-3	一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）	18
図1-1-4	在学者数の推移（神奈川県）	19
表1-1-2	外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県）	20

2 健康

図1-2-1	身長の平均値の年次推移（神奈川県）	20
図1-2-2	体重の平均値の年次推移（神奈川県）	21
図1-2-3	握力の平均値の年次推移（神奈川県）	21
図1-2-4	持久走の平均値の年次推移（神奈川県）	22
図1-2-5	50m走の平均値の年次推移（神奈川県）	22
図1-2-6	ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）	23

3 生活習慣と意識

図1-3-1	朝食の摂取状況（神奈川県）	24
図1-3-2	睡眠時間（神奈川県）	24
図1-3-3	テレビ等視聴時間（神奈川県）	25
図1-3-4	家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県）	25
図1-3-5	家の人と学校での出来事について話をしますか（神奈川県）	26
図1-3-6	自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県）	26
図1-3-7	将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県）	27
図1-3-8	人の役に立つ人間になりたいと思いますか（神奈川県）	27
図1-3-9	人が困っているときは、進んで助けている（神奈川県）	28

4 地域との関わり

図1-4-1	今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県）	28
図1-4-2	運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県）	29

5 青少年の就労

図1-5-1	高等学校卒業者の進路別割合（神奈川県）	30
図1-5-2	大学卒業者の進路別割合（全国）	30
図1-5-3	高校新卒者の就職内定率の推移（全国）	31
図1-5-4	大学卒業（予定）者の就職（内定）率の推移（全国）	32
図1-5-5	平成28年3月卒業者の在職期間別離職率（全国）	32

6 ライフキャリア・結婚

図1-6-1	生涯未婚率の推移（神奈川県）	33
図1-6-2	未婚者の生涯の結婚意思（全国）	33
図1-6-3	独身にとどまっている理由（全国）	34

第2 困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

図2-1-1	児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）	35
表2-1-1	児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県）	35
図2-1-2	児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）	35

2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

図2-2-1	いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）	36
図2-2-2	いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）	36

3 問題行動等

表2-3-1	非行少年の推移（神奈川県）	37
図2-3-1	非行少年等の検挙・補導状況（神奈川県）	37
表2-3-2	再犯者率の推移（神奈川県）	38
表2-3-3	薬物乱用少年の推移（神奈川県）	38
表2-3-4	令和2年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県）	38
表2-3-5	不良行為少年の推移（神奈川県）	39
図2-3-2	令和2年中における不良行為少年の行為別状況（神奈川県）	39
図2-3-3	令和2年中における不良行為少年の学校・職業別状況（神奈川県）	40
表2-3-6	福祉犯（刑法犯を含む）の推移（神奈川県）	40
図2-3-4	令和2年中における福祉犯による被害少年の法令別状況（神奈川県）	41

4 ひきこもりの状況

表2-4-1	ひきこもり群の推計数（全国）	41
表2-4-2	支援対象者が、ひきこもりと同時に抱えている課題（神奈川県）	42
表2-4-3	ひきこもり状態となったきっかけ（神奈川県）	42
図2-4-1	ひきこもり状態となってからの期間（神奈川県）	43
図2-4-2	ひきこもり状態となってから、初めて相談（来所、電話）するまでの期間（神奈川県）	43
図2-4-3	相談実績（平成16～令和2年度）から見たひきこもりの状況（神奈川県）	44
図2-4-4	相談実績（令和2年度）から見たひきこもりの状況（神奈川県）	45

5 若年無業者

図2-5-1	年齢階級別若年無業者の推移（全国）	46
--------	-------------------	----

6 子どもの貧困

図2-6-1	子どもの貧困率（全国）	47
--------	-------------	----

7 自殺

図2-7-1	若者の自殺者数の推移（全国）	48
表2-7-1	19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移（神奈川県）	48

第3 青少年をはぐくむ環境

1 情報化の急激な進展と青少年への影響

図3-1-1	携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率（全国）	49
図3-1-2	その他のインターネット接続機器のインターネット利用率（全国）	50
図3-1-3	低年齢層の子どものインターネット利用率（全国）	50
図3-1-4	携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率（全国）	51
図3-1-5	その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率（全国）	52
図3-1-6	インターネット上の経験（全国）	52
図3-1-7	メール・掲示板・ブログ・SNS・サイト・動画・ゲーム等を利用する1日平均時間	53

図3-1-8	1日の中で携帯電話等をもっとも使用する時間帯	53
図3-1-9	SNS等に起因する事犯の被害児童の推移（神奈川県）	54
図3-1-10	令和2年中におけるSNSに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの利用状況（全国）	54

2 青少年と地域社会

図3-2-1	青少年をめぐる昨今の問題は親や地域住民など大人の責任が大きいですか（神奈川県）	55
図3-2-2	今後10年くらいの間にどうなっていくと思いますか（神奈川県）	55
図3-2-3	「家庭で子どもに十分しつけをしない・できない保護者が増えている」との声を聞くことがありますか、あなたはどのように感じていますか（全国）	56
図3-2-4	あなたは、一週間のうちで子どもと過ごす時間はどれくらいですか	56
図3-2-5	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか（神奈川県）	57
表3-2-1	子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）	57
図3-2-6	子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数の推移（神奈川県）	58

第1章 かながわの青少年の現状

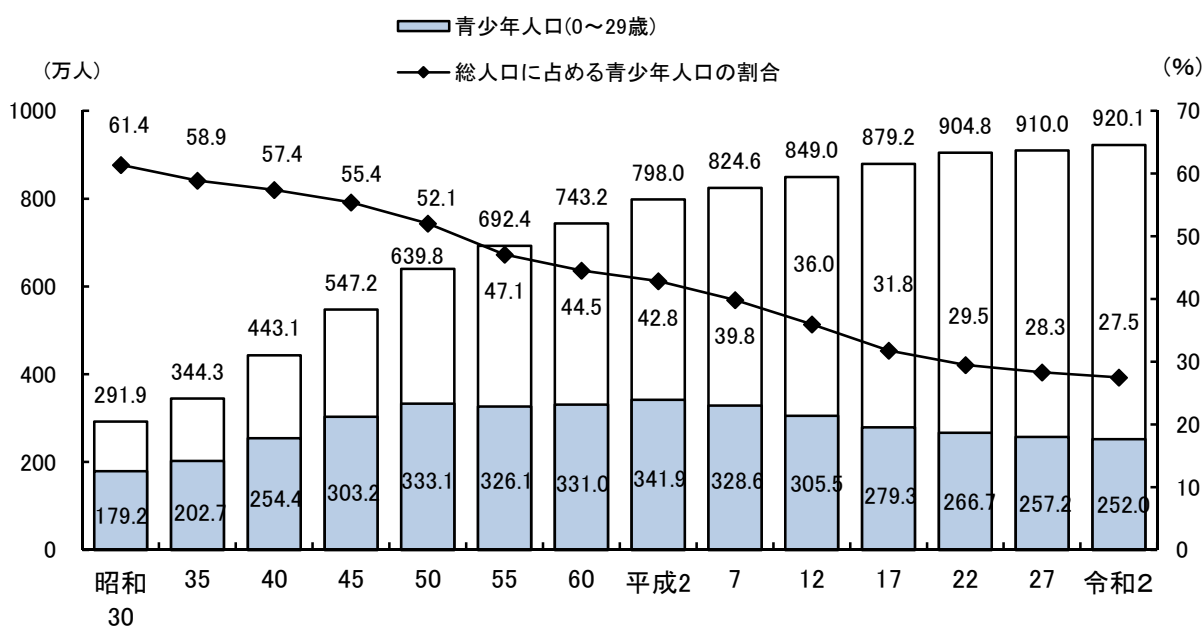
第1 青少年の成長と自立・参加・共生

1 人口

(1) 人口

ア 人口の推移

本県の総人口は令和2年1月1日現在で9,201,825人（男4,585,811人、女4,616,014人）であり、0～29歳の青少年は2,520,993人（男1,302,154人、女1,218,839人）で総人口の27.5%になります。昭和30年には61.4%と過半数を占めていましたが、その後減少を続けています。



<図1-1-1 人口の推移（神奈川県）>

出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

※令和2年は、神奈川県年齢別人口統計調査結果（統計センター：令和2年1月1日現在のものを加算）

イ 市町村別人口の割合

本県の青少年の人口を地域別で見ると、横浜市が1,031,305人と最も多く、県全体の青少年人口の40.9%を占めています。政令市を除く各市町村の人口総数に占める青少年人口の割合は、開成町が28.6%と最も高く、最も低い真鶴町の16.5%とは、12.1%の差があります。

<表1-1-1 市町村別青少年人口の割合（神奈川県）>

地域・市区町村名	人口総数①	青少年人口		
		0～29歳②	構成比	青少年人口の割合 (②/①×100)
県 計	9,201,825	2,520,993	100%	27.5%
横浜市	3,749,929	1,031,305	40.9%	27.5%
横浜市 鶴見区	292,975	84,849	3.4%	29.0%
横浜市 神奈川区	245,036	70,895	2.8%	28.9%
横浜市 西区	103,985	27,979	1.1%	26.9%
横浜市 中区	149,910	35,686	1.4%	23.8%
横浜市 南区	195,482	49,386	2.0%	25.3%
横浜市 保土ヶ谷区	205,939	55,766	2.2%	27.1%
横浜市 磯子区	166,347	42,846	1.7%	25.8%
横浜市 金沢区	198,054	51,365	2.0%	25.9%
横浜市 港北区	353,620	103,714	4.1%	29.3%
横浜市 戸塚区	280,733	77,793	3.1%	27.7%
横浜市 港南区	213,751	53,944	2.1%	25.2%
横浜市 旭区	245,127	62,615	2.5%	25.5%
横浜市 緑区	182,495	51,876	2.1%	28.4%
横浜市 瀬谷区	122,004	32,868	1.3%	26.9%
横浜市 栄区	119,612	29,917	1.2%	25.0%
横浜市 泉区	151,830	39,628	1.6%	26.1%
横浜市 青葉区	310,387	92,182	3.7%	29.7%
横浜市 都筑区	212,642	67,996	2.7%	32.0%
川崎市	1,531,646	450,075	17.9%	29.4%
川崎市 川崎区	233,004	66,357	2.6%	28.5%
川崎市 幸区	170,775	47,265	1.9%	27.7%
川崎市 中原区	261,950	82,248	3.3%	31.4%
川崎市 高津区	233,262	70,045	2.8%	30.0%
川崎市 多摩区	220,015	68,920	2.7%	31.3%
川崎市 宮前区	232,533	62,813	2.5%	27.0%
川崎市 麻生区	180,107	52,427	2.1%	29.1%
相模原市	722,796	198,995	7.9%	27.5%
相模原市 緑区	170,464	45,357	1.8%	26.6%
相模原市 中央区	272,228	77,256	3.1%	28.4%
相模原市 南区	280,104	76,382	3.0%	27.3%

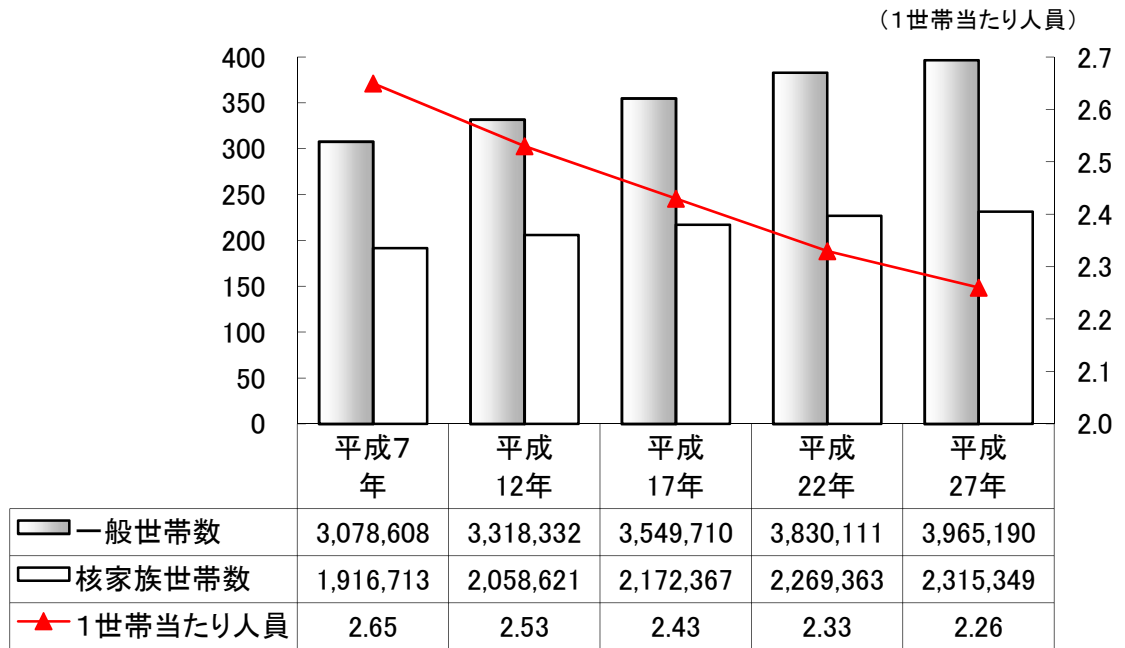
横須賀三浦地域	696,219	168,268	6.7%	24.2%
横須賀市	393,025	98,868	3.9%	25.2%
鎌倉市	172,293	40,551	1.6%	23.5%
逗子市	56,969	13,063	0.5%	22.9%
三浦市	42,308	8,428	0.3%	19.9%
葉山町	31,624	7,358	0.3%	23.3%
県央地域	854,144	236,623	9.4%	27.7%
厚木市	224,536	64,026	2.5%	28.5%
大和市	237,894	66,621	2.6%	28.0%
海老名市	134,073	37,614	1.5%	28.1%
座間市	130,655	34,554	1.4%	26.4%
綾瀬市	84,484	23,455	0.9%	27.8%
愛川町	39,413	9,735	0.4%	24.7%
清川村	3,089	618	0.0%	20.0%
湘南地域	1,308,801	354,265	14.1%	27.1%
平塚市	257,713	67,957	2.7%	26.4%
藤沢市	434,769	122,693	4.9%	28.2%
茅ヶ崎市	242,012	64,534	2.6%	26.7%
秦野市	164,961	44,285	1.8%	26.8%
伊勢原市	102,054	28,493	1.1%	27.9%
寒川町	48,390	13,204	0.5%	27.3%
大磯町	31,249	6,928	0.3%	22.2%
二宮町	27,653	6,171	0.2%	22.3%
県西地域	338,290	81,462	3.2%	24.1%
小田原市	190,022	46,931	1.9%	24.7%
南足柄市	41,685	10,103	0.4%	24.2%
中井町	9,357	2,138	0.1%	22.8%
大井町	17,082	4,653	0.2%	27.2%
松田町	10,802	2,459	0.1%	22.8%
山北町	9,637	1,899	0.1%	19.7%
開成町	18,083	5,165	0.2%	28.6%
箱根町	11,102	2,642	0.1%	23.8%
真鶴町	6,799	1,120	0.0%	16.5%
湯河原町	23,721	4,352	0.2%	18.3%

出典：神奈川県年齢別人口統計調査結果（統計センター 令和2年1月1日現在）を基に青少年課作成

(2) 世帯数

一般世帯総数、そのうちの核家族世帯数ともに増加傾向にあり、一般世帯の1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。また、一般世帯の家族類型の割合の推移では、夫婦と子どもからなる世帯が減少傾向にあります。

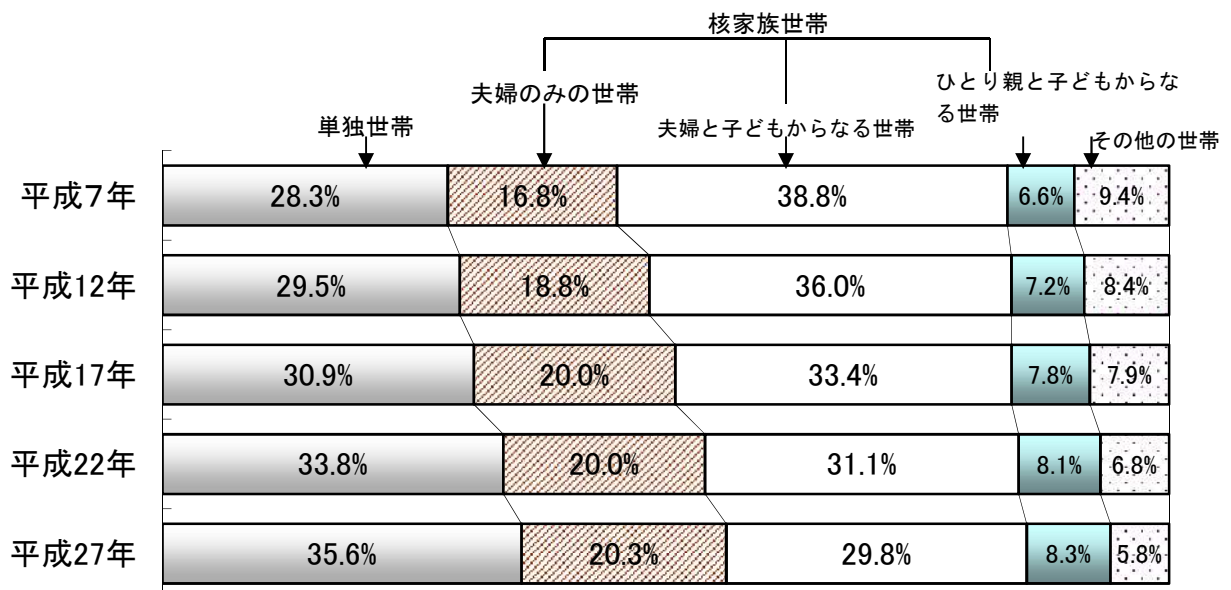
<図1-1-2 一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県）>



- (注) 1 ここていう一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者をいう。
 2 核家族世帯とは、一般世帯のうち①夫婦のみ ②夫婦と子供からなる世帯 ③ひとり親と子供からなる世帯をいう。

出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

<図1-1-3 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）>



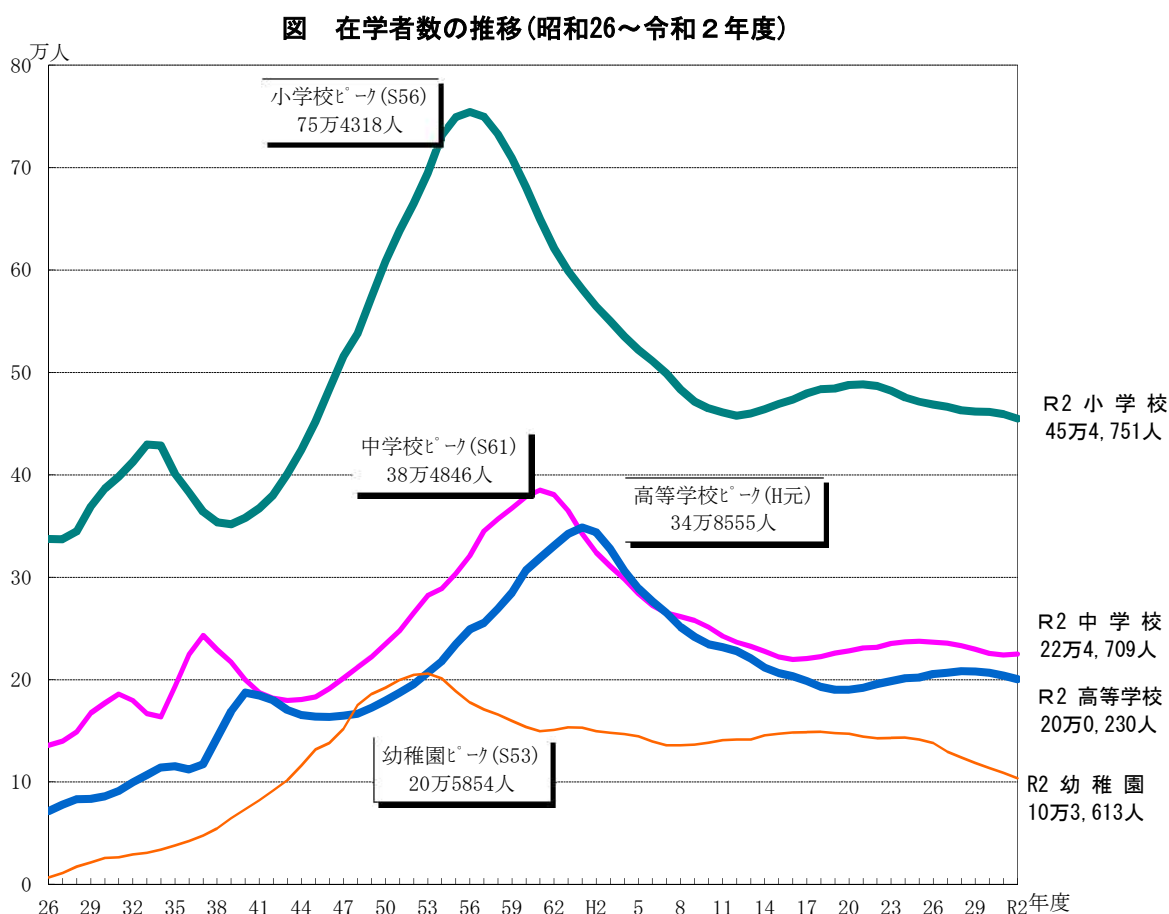
出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

(3) 児童・生徒数

ア 在学者数

- (ア) 幼稚園は103,613人で、前年度より5,440人（5.0%）減少
- (イ) 幼保連携型認定こども園は、21,594人で、前年度より2,448人（12.8%）増加
- (ウ) 小学校は454,751人で、前年度より4,252人（0.9%）減少
平成13年度から9年連続で増加していたが、平成22年度から11年連続で減少
- (エ) 中学校は224,709人で、前年度より879人（0.4%）増加
平成26年度から6年連続で減少していたが、本年度は増加
- (オ) 義務教育学校は1,542人で、前年度より62人（4.2%）増加
- (カ) 高等学校は200,230人で、前年度より3,444人（1.7%）減少
平成20年度から9年連続で増加していたが、平成29年度から4年連続で減少
- (キ) 高等学校（通信制）は5,071人で、前年度より99人（2.0%）増加
- (ク) 中等教育学校は3,785人で、前年度より88人（2.4%）増加
- (ケ) 特別支援学校は8,159人で、前年度より156人（1.9%）減少
- (コ) 専修学校は27,979人で、前年度より534人（1.9%）増加
- (サ) 各種学校は3,508人で、前年度より15人（3.1%）増加

<図1-1-4 在学者数の推移（神奈川県）>



出典：令和2年度神奈川県学校基本統計（統計センター）

イ 外国籍児童・生徒の状況

令和2年度には、世界89カ国から9,285名の外国籍児童・生徒が公立の小・中学校に在籍し、そのうち、全体の約47.9%に当たる4,449名が日本語の指導を必要としています。

＜表1-1-2 外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度	令和元年度	令和2年度
小学校	3,981	3,999	4,599	5,191	6,202	6,736
中学校	2,100	2,071	2,218	2,213	2,384	2,549
計	6,081	6,070	6,817	7,404	8,586	9,285

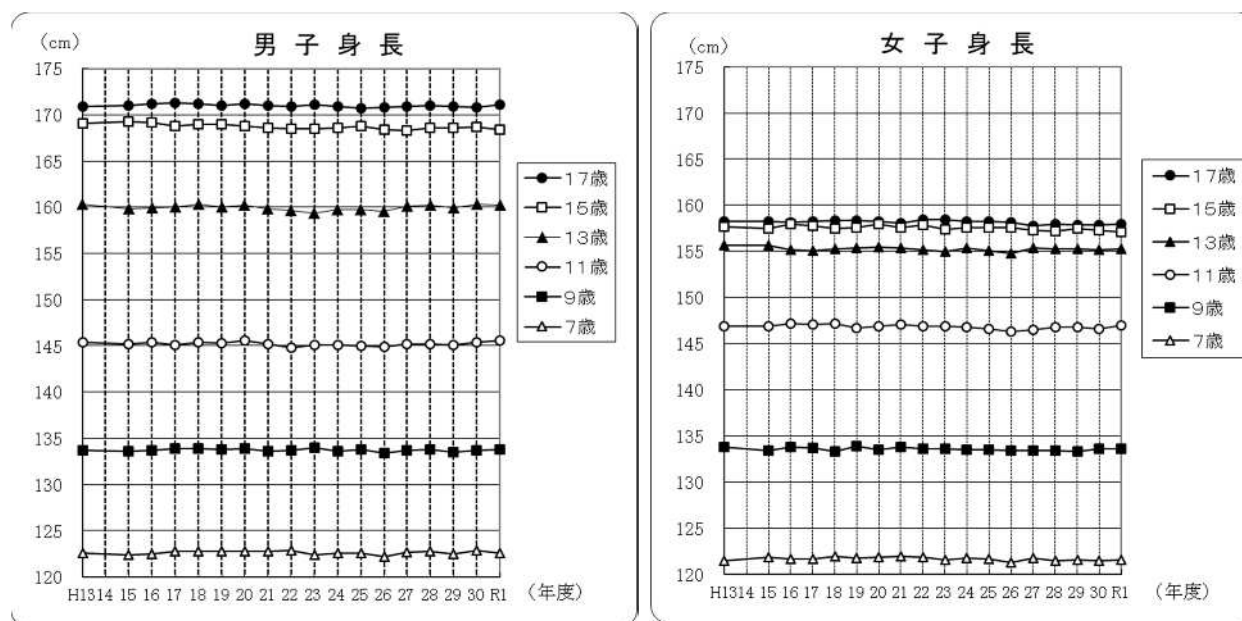
出典：公立小・中学校における外国につながる児童・生徒在籍状況調査（子ども教育支援課）

2 健康

(1) 体格

本県の「男子身長」及び「女子身長」平均値の年次推移は増減を繰り返しながら横ばいです。「男子体重」及び「女子体重」平均値の年次推移は、ほぼ横ばいですが、男子の15歳でやや減少傾向にあります。

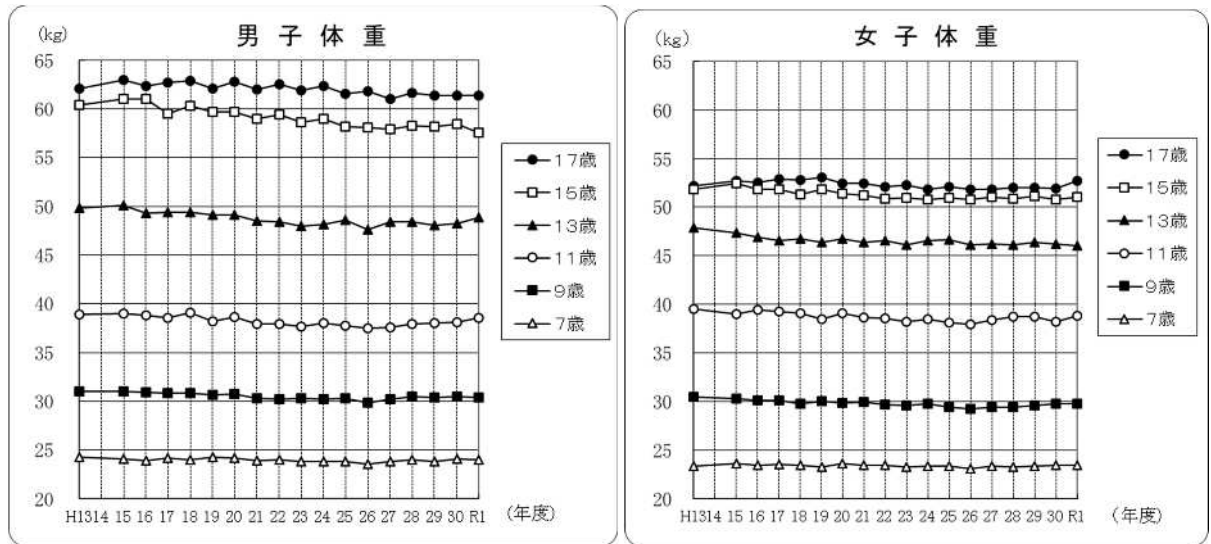
＜図1-2-1 身長平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査中止

＜図1-2-2 体重の平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

(2) 体力・運動能力

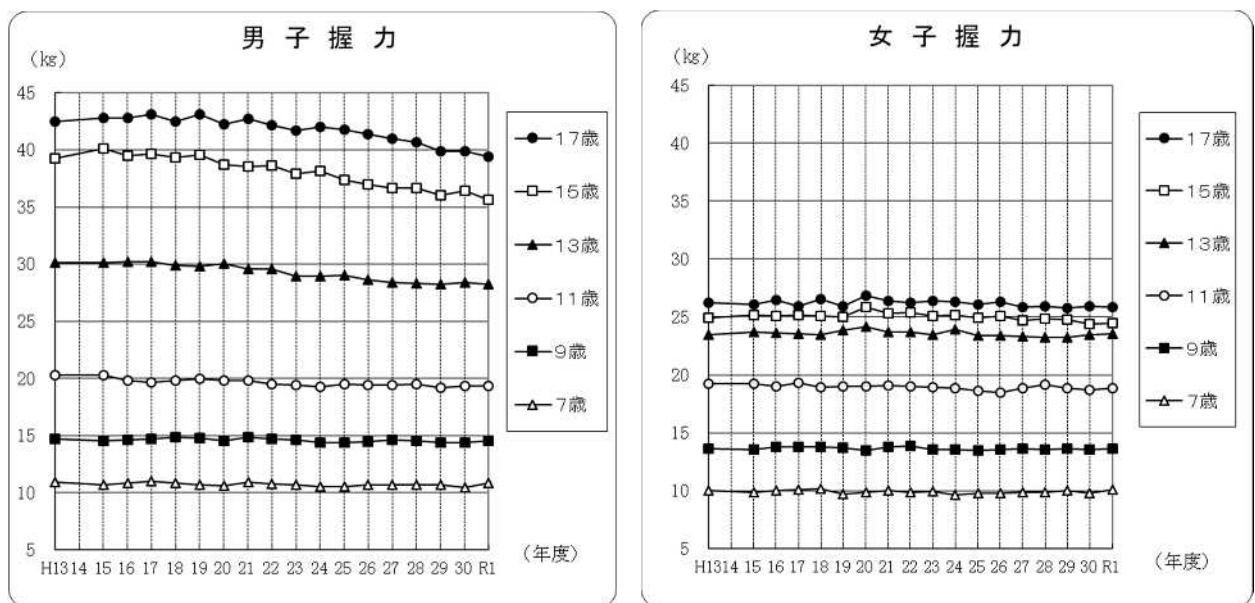
ア 握力

「握力」は、運動を発現する多数の筋群の力（筋力）の代表として取り上げられているテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は男子で横ばいまたは低下傾向にあります。特に、13・15・17歳は平成24年度から低下傾向にあります。また、女子は全ての年齢で横ばい傾向です。

令和元年度は、男子13・15・17歳で最も低い値となりました。

＜図1-2-3 握力の平均値の年次推移（神奈川県）＞



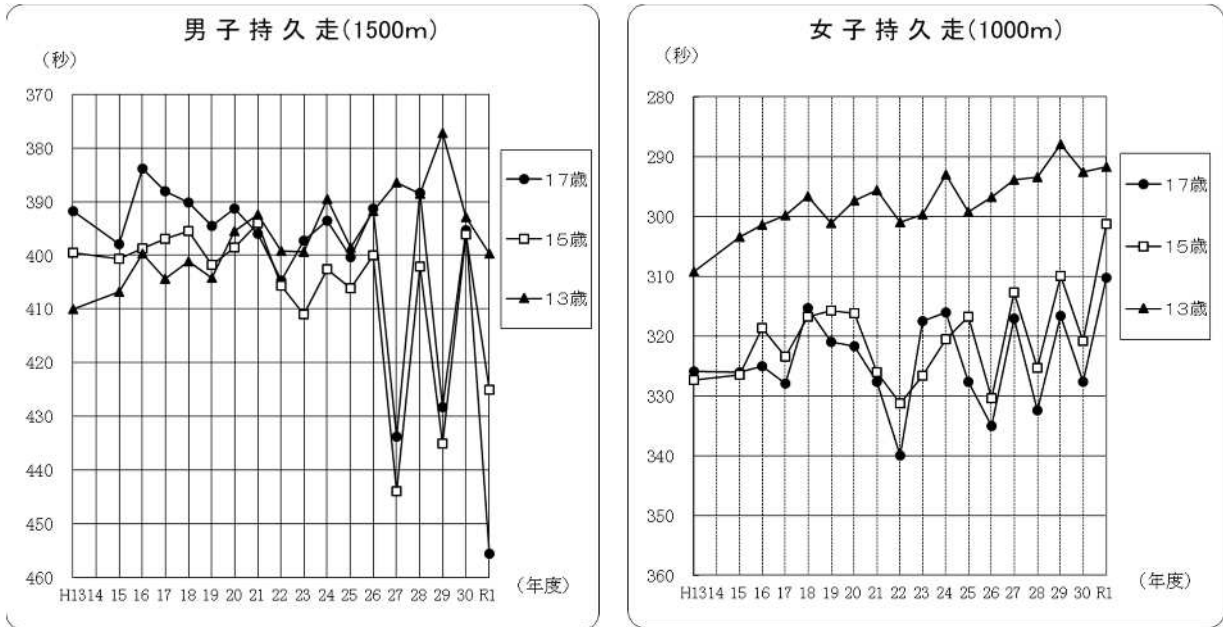
出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 持久走

「持久走」は、走の運動能力と健康に関連した体力要素でもある全身持久力の指標となるテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、他種目と比較して母数が少ないため、年度により記録の向上と低下が大きくなっています。

＜図1-2-4 持久走の平均値の年次推移（神奈川県）＞



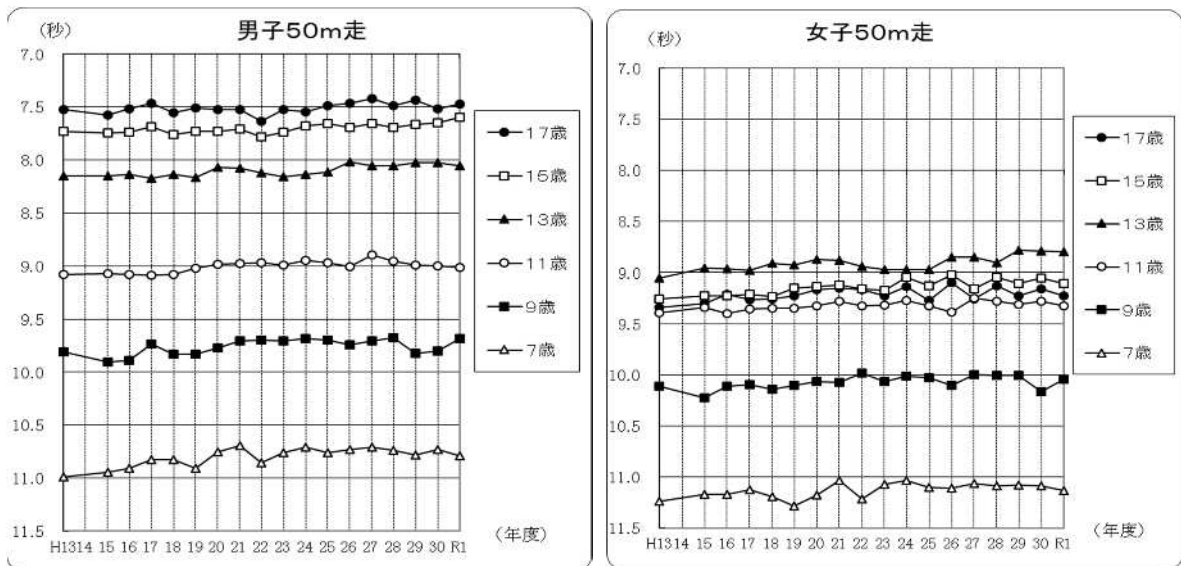
出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

ウ 50m走

「50m走」は、走の運動能力と全身の移動スピードを測定するテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、男女ともに全ての年齢で横ばいまたは向上傾向にあります。令和元年度は、男子9・15歳で最も高い値となりました。

＜図1-2-5 50m走の平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

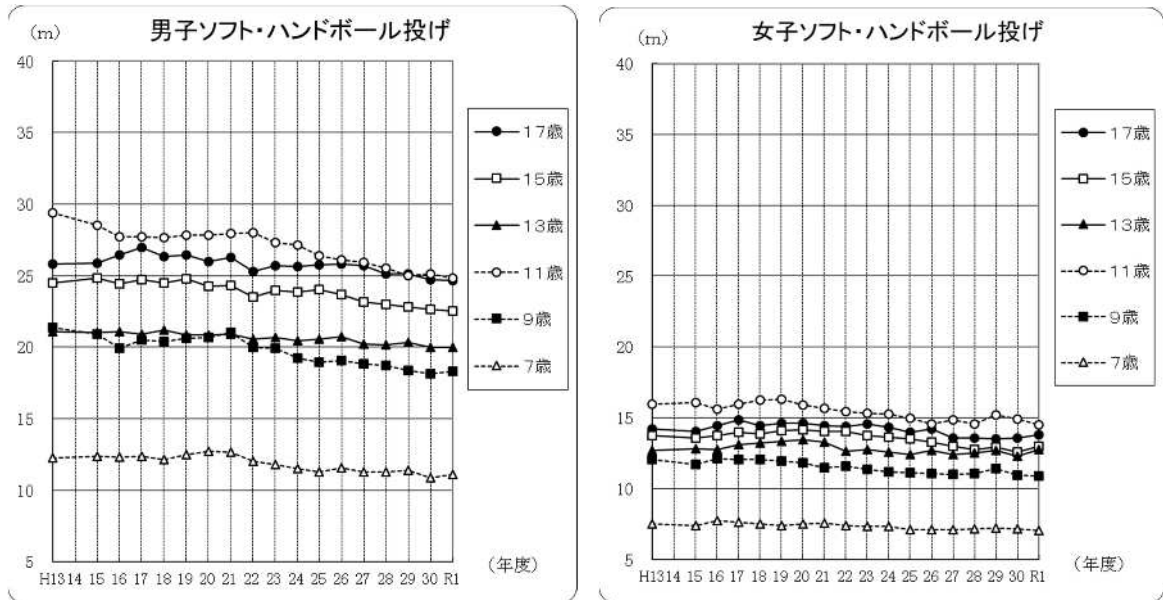
エ ソフト・ハンドボール投げ

「ソフトボール投げ」及び「ハンドボール投げ」は巧緻性に係る投の運動能力と筋パワー（瞬発力）を測定するテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、男子は全ての年齢で低下傾向にあり、女子も全ての年齢で緩やかながら低下傾向にあります。

令和元年度は、男子11・13・15・17歳、女子7・9・11歳で最も低い値となりました。

<図1-2-6 ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）>



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

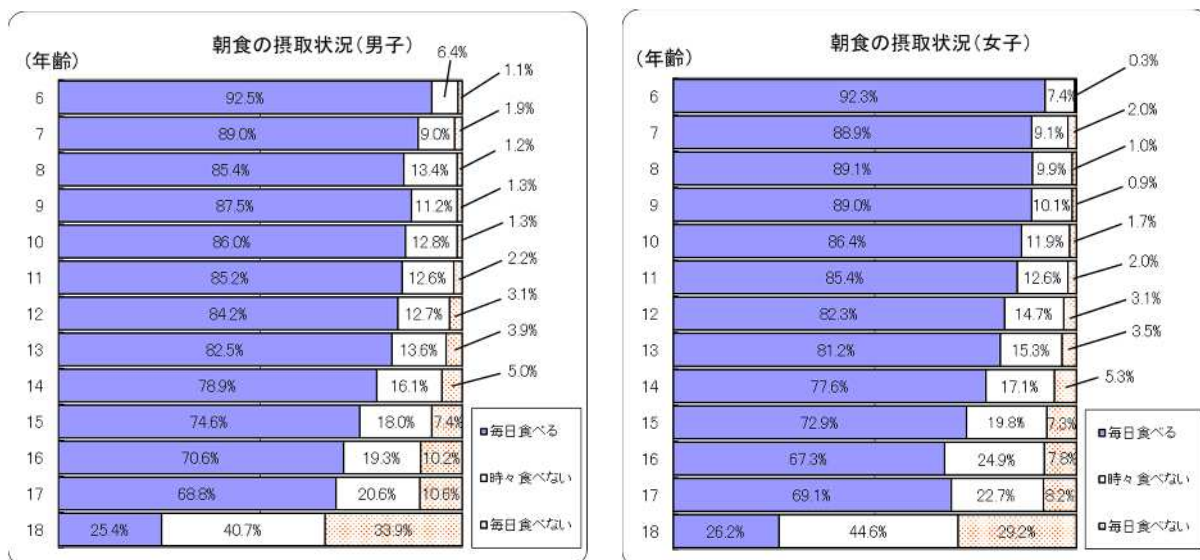
3 生活習慣と意識

(1) 基本的な生活習慣

ア 朝食の摂取状況

男女ともに年齢が上がるにつれて、朝食を毎日食べる割合が減少傾向にあります。また、男女ともに10歳あたりから朝食を毎日食べない割合が増加傾向にあります。

<図1-3-1 朝食の摂取状況（神奈川県）>

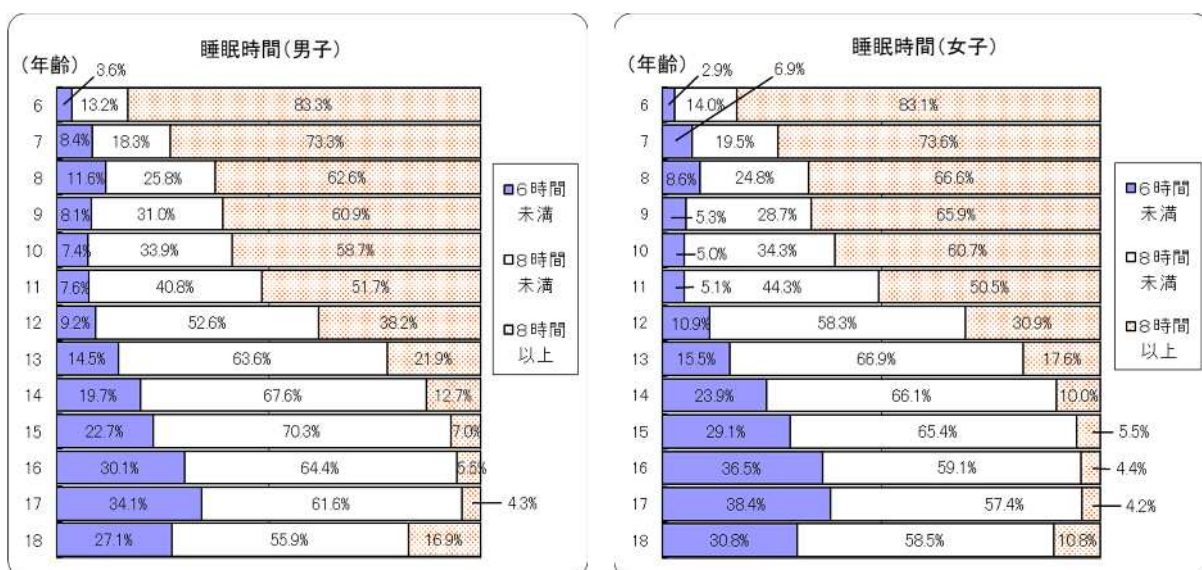


出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 睡眠時間

睡眠時間が6時間未満の割合は、男女の18歳を除き、男女とも11歳以降増加し、8時間以上の割合は、男女ともに18歳を除き、年齢が上がるにつれて減少傾向にあります。

<図1-3-2 睡眠時間（神奈川県）>



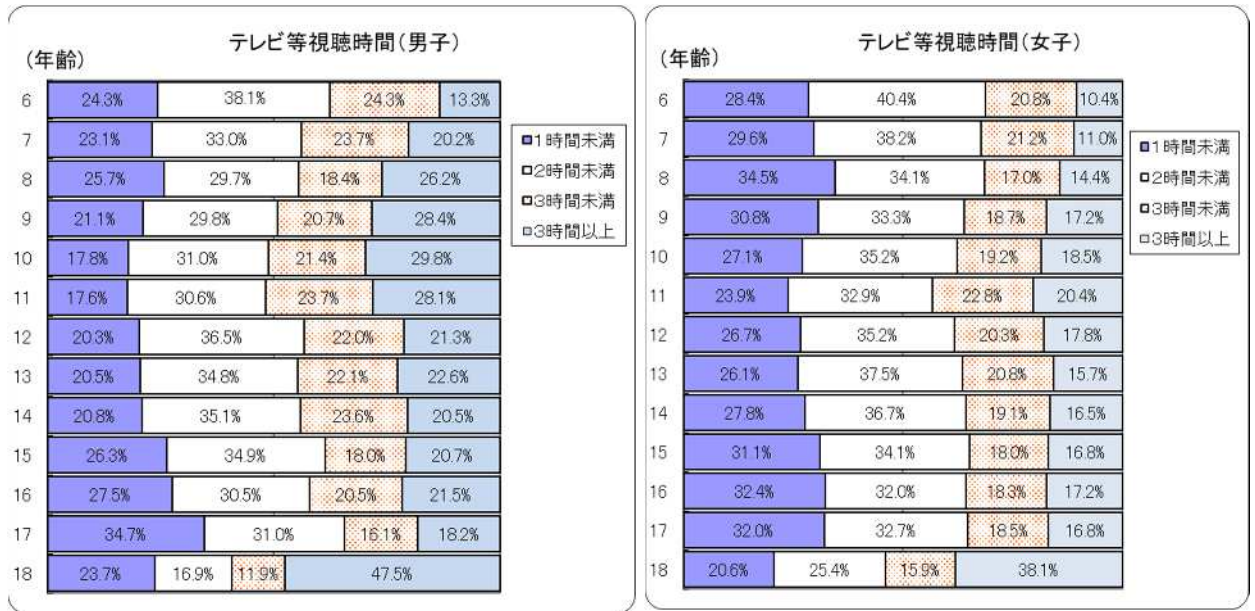
出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

ウ テレビ等視聴時間

テレビ等視聴時間が3時間未満と3時間以上を合わせた割合は、男女ともに小学校（6歳～11歳）において、年齢が上がるにつれて増加傾向にあります。

中学校（12歳～14歳）、高校（15歳～17歳）での視聴時間の割合は、男女ともにほぼ同じ割合です。

＜図1-3-3 テレビ等視聴時間（神奈川県）＞



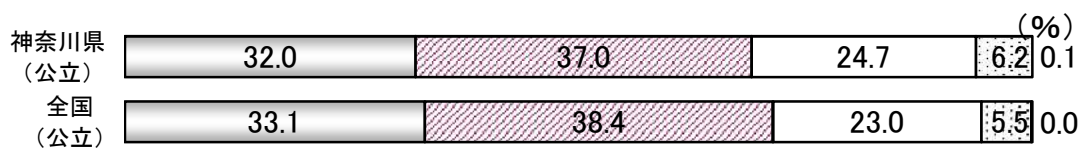
出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

エ 家での勉強

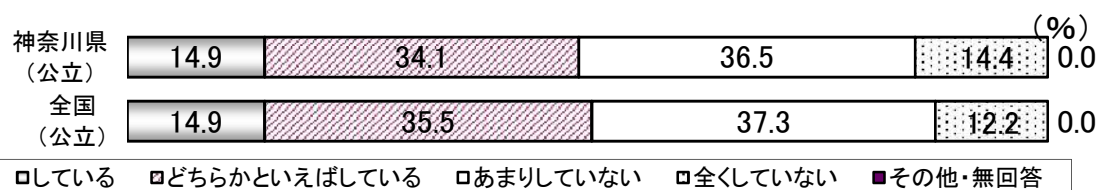
家で自分で計画を立てて勉強をしている小学生の割合は69.0%、中学生の割合は49.0%となっています。

＜図1-3-4 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県）＞

【小学生】



【中学生】



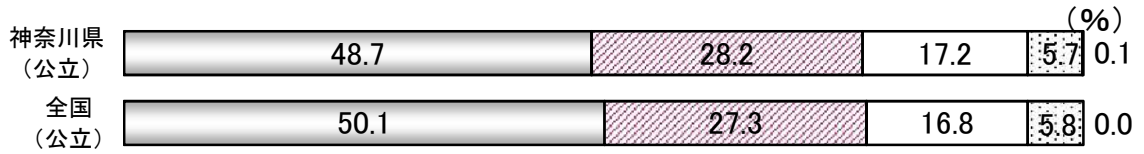
出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 家庭でのコミュニケーション

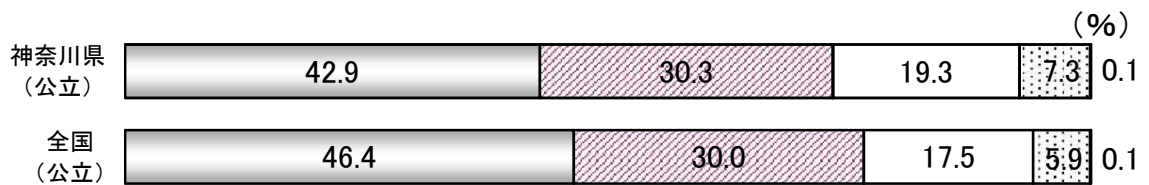
家の人と学校での出来事について話をしていると答えた小学生の割合が76.9%、中学生の割合が73.2%となっています。

<図1-3-5 家の人と学校での出来事について話をしますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



□している ▨どちらかといえばしている □あまりしていない ▤全くしていない ■その他・無回答

出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(3) 青少年の意識

ア 自己肯定感

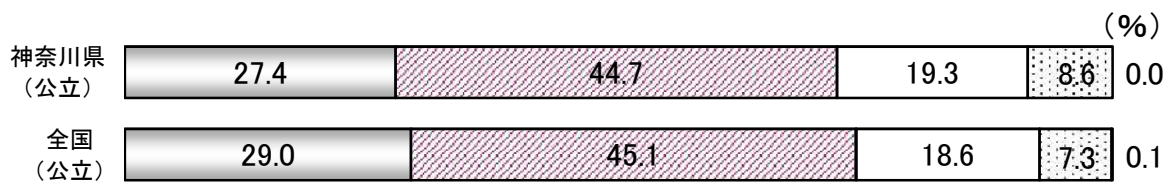
自分にはよいところがあると思うと答えた小学生は81.0%、中学生は72.1%であり、将来の夢や目標を持っていると答えた小学生は82.1%、中学生は67.7%となっています。

<図1-3-6 自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



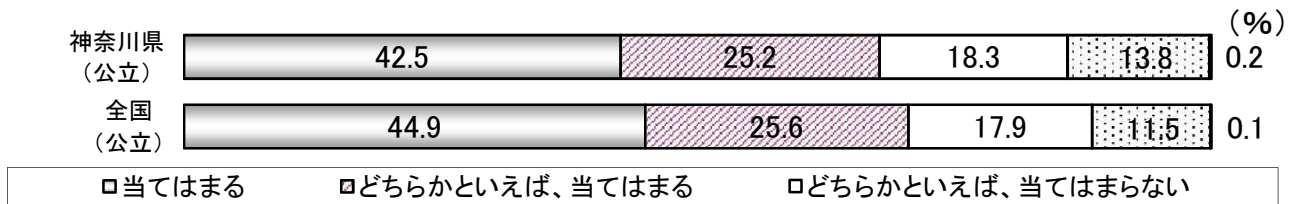
□当てはまる ▨どちらかといえば、当てはまる □どちらかといえば、当てはまらない ▤当てはまらない ■その他・無回答

出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-7 将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県）>
【小学生】



【中学生】



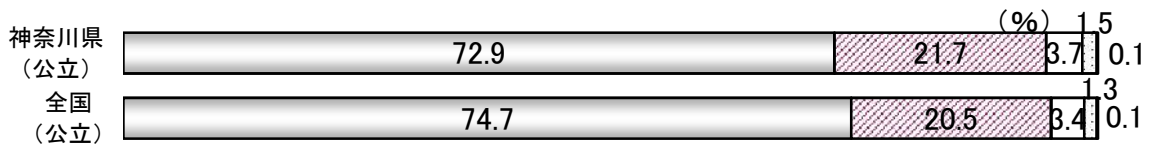
出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

イ 人間関係

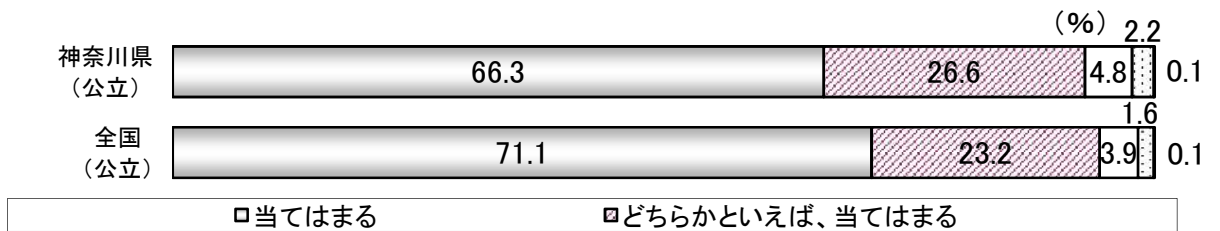
人の役に立つ人間になりたいと思うと答えている割合は、小学生・中学生ともに90%を超えています。

<図1-3-8 人の役に立つ人間になりたいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



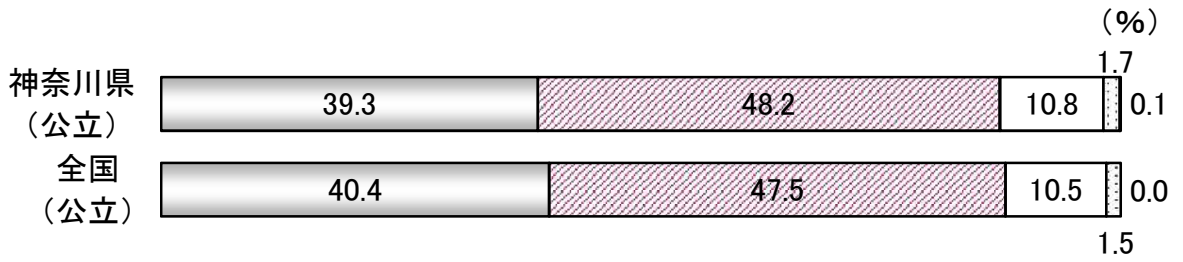
【中学生】



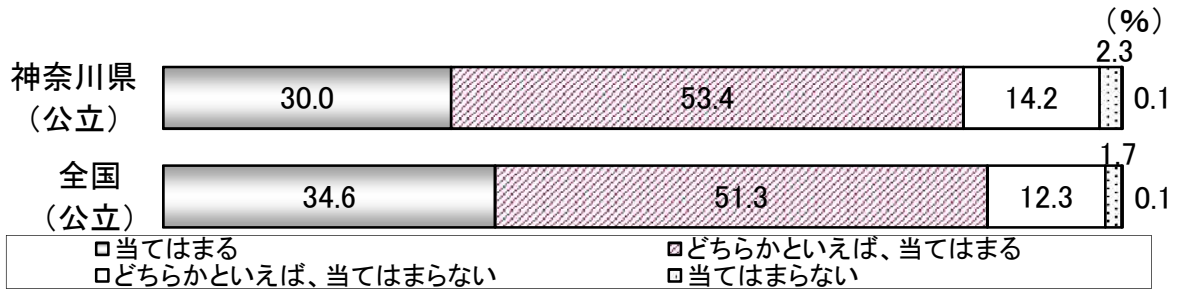
出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-9 人が困っているときは、進んで助けていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

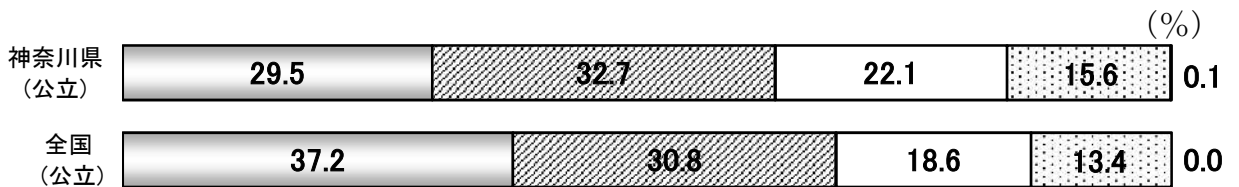
4 地域との関わり

(1) 地域行事への参加

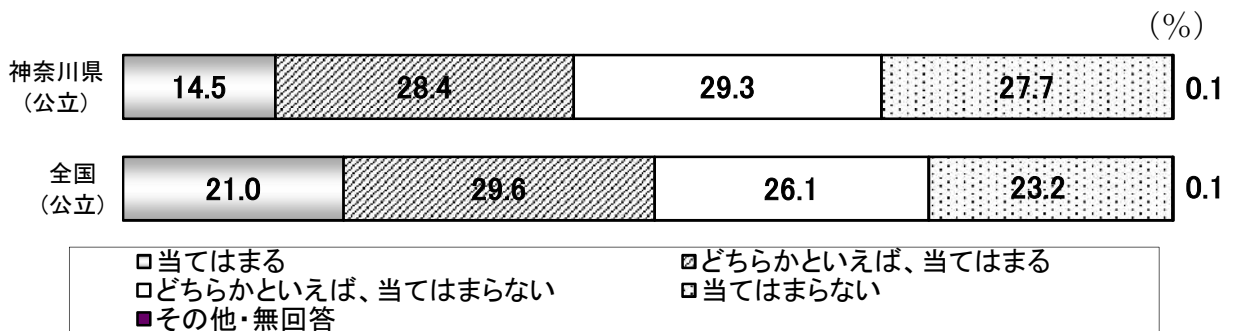
今住んでいる地域の行事に参加していると答えた割合は、小学生が62.2%、中学生が42.9%です。

<図1-4-1 今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】

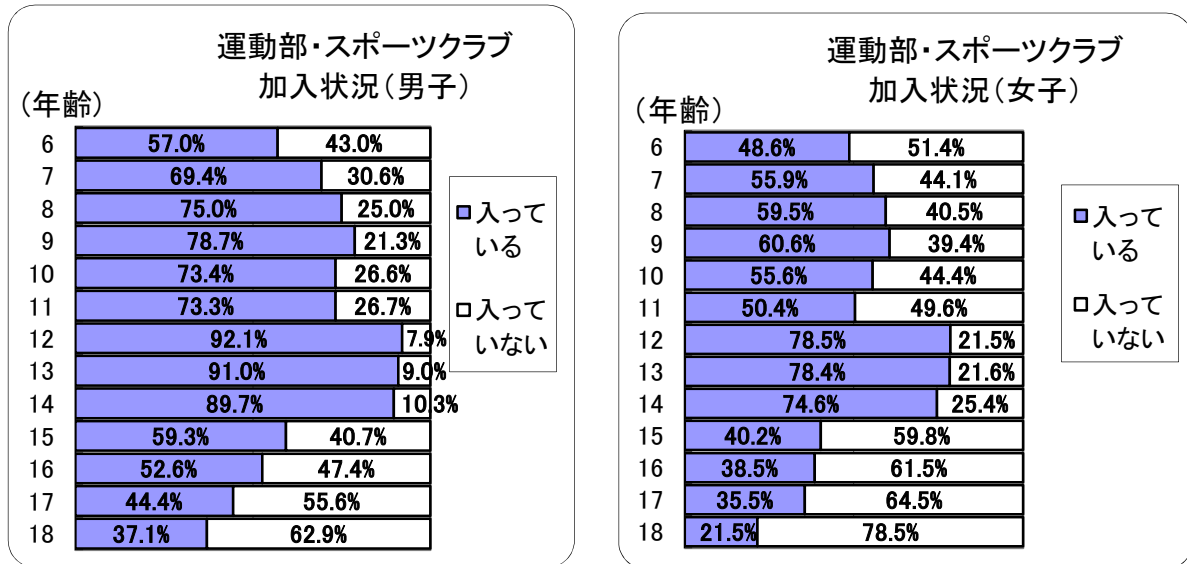


出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況

全ての年齢で、男子の加入率が女子よりも高い傾向にあります。男女とも中学生（12歳～14歳）の加入率が他校種と比較して高く、各校種においては、小学生（6歳～11歳）では男女ともに9歳、中学生（12歳～14歳）では男女ともに12歳、高校生（15歳～18歳）では男女ともに15歳が最も高くなっています。

<図1-4-2 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県）>



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

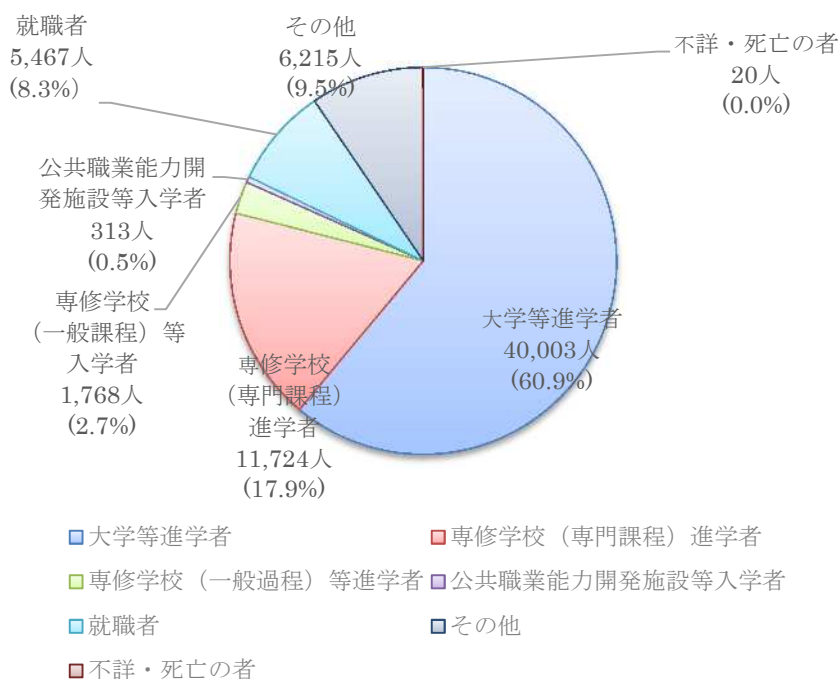
5 青少年の就労

(1) 新卒業者の進路

高等学校（本科）卒業生数は、6万5,684人であり、そのうち、大学等に進学した者が60.9%、就職した者が8.5%となっている。

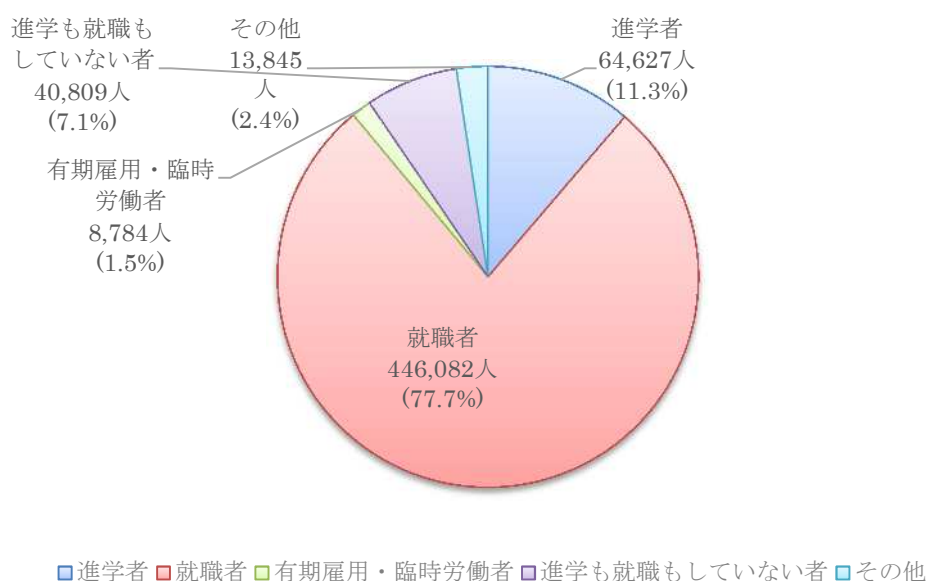
また、全国の大学卒業生は、57万3,947人であり、そのうち、大学院等に進学した者が11.3%、就職した者が77.7%である一方、進学も就職もしていない者が7.1%となっている。

<図1-5-1 高等学校卒業生の進路別割合（神奈川県）>



出典：令和2年度神奈川県学校基本統計（統計センター）を基に青少年課作成

<図1-5-2 大学卒業生の進路別割合（全国）>



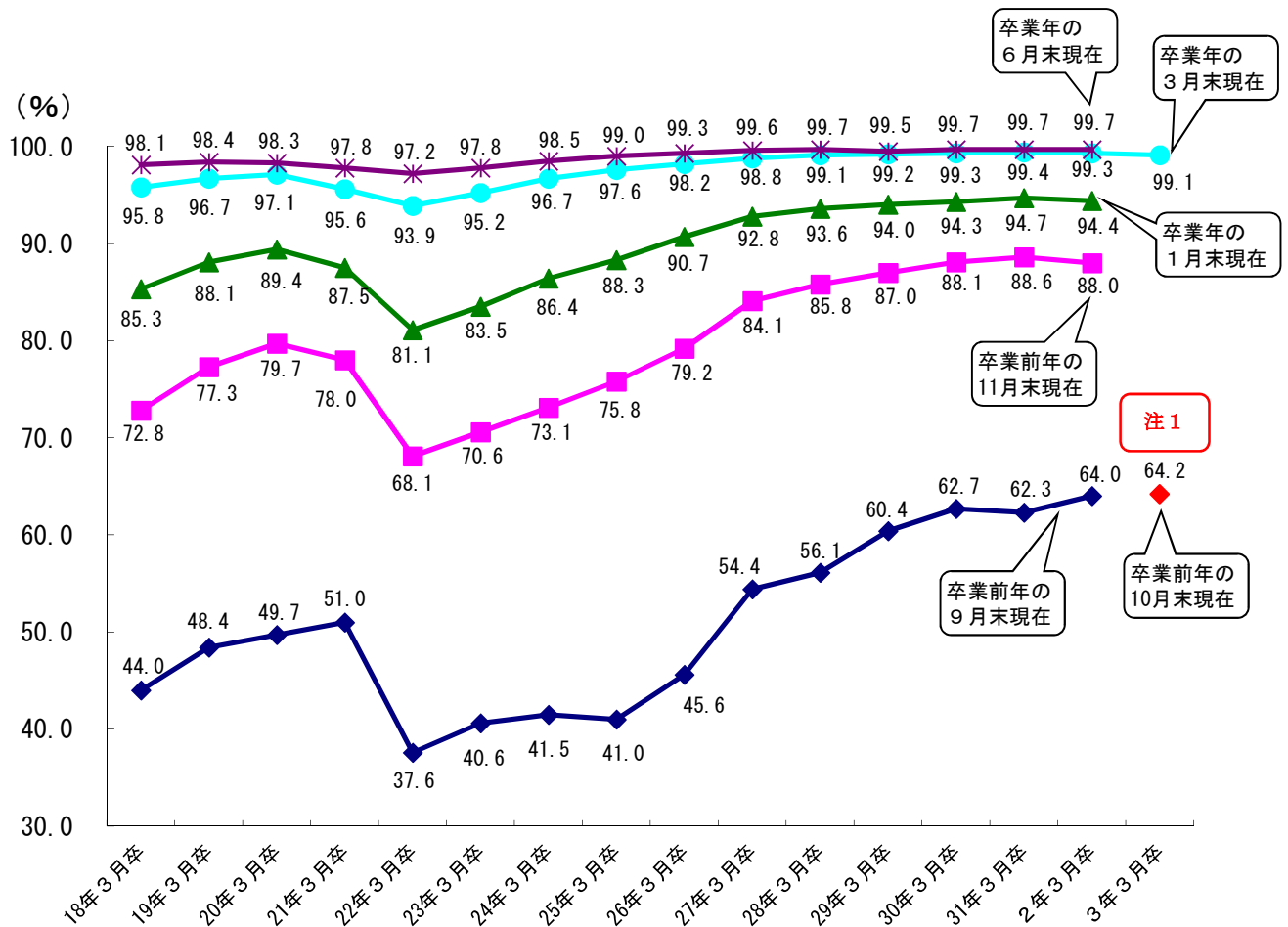
出典：令和2年度学校基本調査（文部科学省）を基に青少年課作成

(2) 新規学卒者・卒業予定者の就職内定等状況

ア 高校新卒者の就職内定状況

令和3年3月に高校を卒業する生徒について、厚生労働省が令和3年3月末現在の内定状況を取りまとめた結果、全国の高校生の就職内定率は、99.1%（前年同期比0.2ポイント減）と前年度より低下しています。

<図1-5-3 高校新卒者の就職内定率の推移（全国）>



出典：令和2年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」取りまとめ
（厚生労働省）

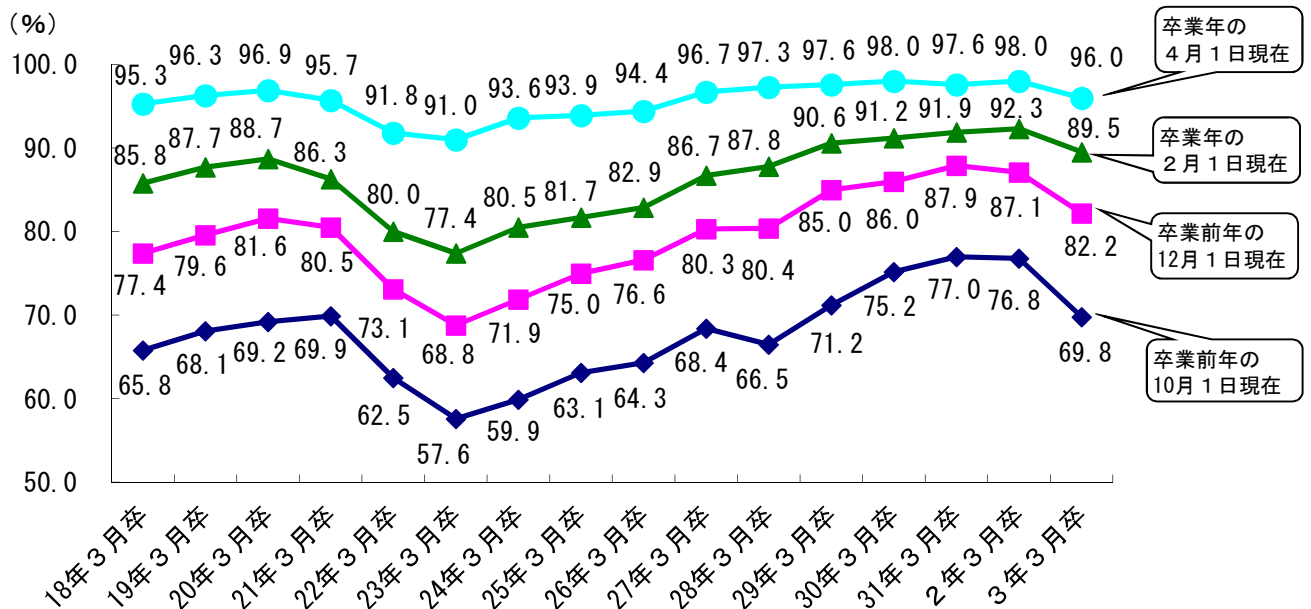
注1) 令和3年3月卒の数値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和3年3月高校新卒者の就職に関する選考・内定開始期日などの変更があったことを踏まえ、調査時点を10月末に代えて取りまとめています。

注2) 令和3年3月卒から、「11月末現在」及び「1月末現在」は集計していません。

イ 大学卒業（予定）者の就職（内定）状況

令和3年3月に大学を卒業する全国の学生の就職状況などを厚生労働省と文部科学省が共同で調査した結果、令和3年4月1日現在、就職率は、96.0%（前年同期比2.0ポイント減）と前年度より低下しています。

<図1-5-4 大学卒業（予定）者の就職（内定）率の推移（全国）>

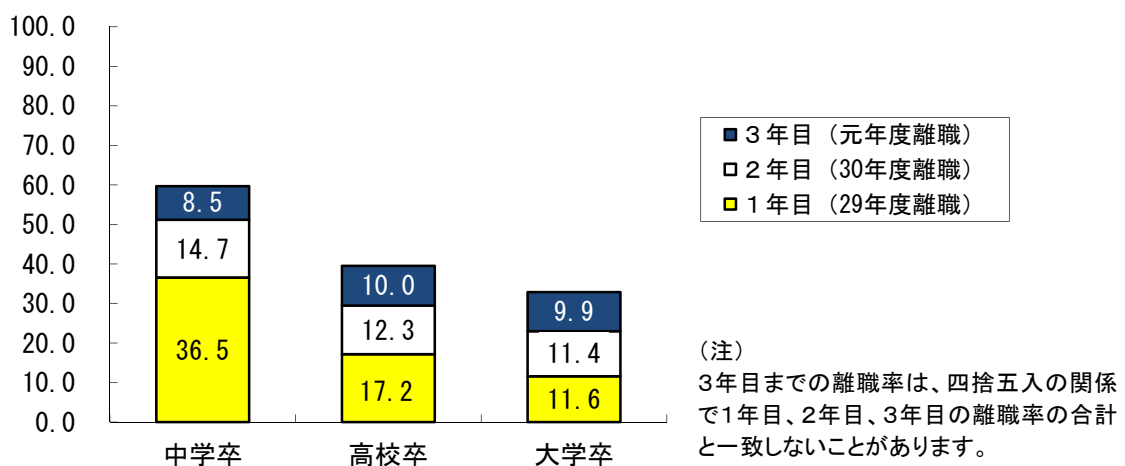


出典：令和2年度「大学等卒業者の就職状況調査」（厚生労働省、文部科学省）

ウ 離職率

中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、中学卒が59.8%、高校卒が39.5%、大学卒が32.8%となっています。

<図1-5-5 平成29年3月卒業者の在職期間別離職率（全国）>

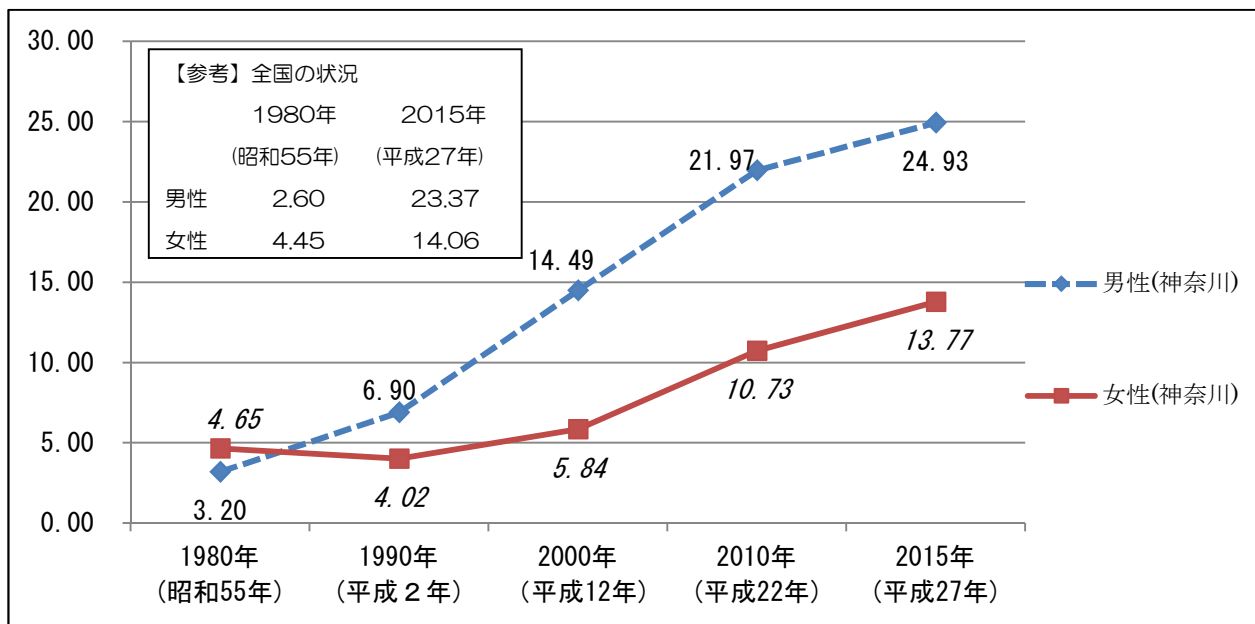


出典：新規学卒就職者の離職状況（厚生労働省）

6 ライフキャリア・結婚

全国的に未婚率が高まる中、本県の生涯未婚率は、1980年（昭和55年）から2015年（平成27年）の35年間で、男性は約8倍に、女性は約3倍に増えています。全国調査の結果によると、18～34歳の未婚者の約9割が「いずれ結婚するつもり」と考えており、独身に止まっている理由として、25～34歳の未婚者の約5割が「適当な相手にめぐり合わない」と回答しています。

(%) <図1-6-1 生涯未婚率の推移（神奈川県）>



※生涯未婚率は、45歳～49歳と50歳～54歳の未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017年版」を基に青少年課作成

<図1-6-2 未婚者の生涯の結婚意思（全国）>

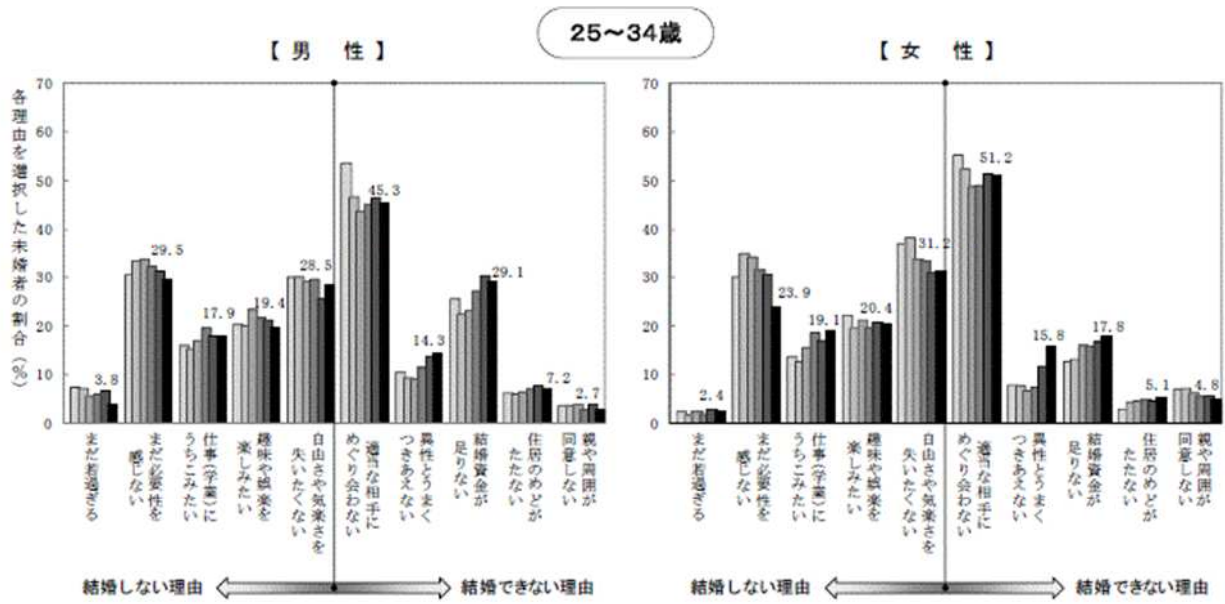
生涯の結婚意思		第9回調査 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)	第13回 (2005年)	第14回 (2010年)	第15回 (2015年)
【男 性】	いずれ結婚するつもり	91.8%	90.0	85.9	87.0	87.0	86.3	85.7
	一生結婚するつもりはない	4.5	4.9	6.3	5.4	7.1	9.4	12.0
	不詳	3.7	5.1	7.8	7.7	5.9	4.3	2.3
	総数(18～34歳) (客体数)	100.0 (3,299)	100.0 (4,215)	100.0 (3,982)	100.0 (3,897)	100.0 (3,139)	100.0 (3,667)	100.0 (2,706)
【女 性】	いずれ結婚するつもり	92.9%	90.2	89.1	88.3	90.0	89.4	89.3
	一生結婚するつもりはない	4.6	5.2	4.9	5.0	5.6	6.8	8.0
	不詳	2.5	4.6	6.0	6.7	4.3	3.8	2.7
	総数(18～34歳) (客体数)	100.0 (2,605)	100.0 (3,647)	100.0 (3,612)	100.0 (3,494)	100.0 (3,064)	100.0 (3,406)	100.0 (2,570)

注: 対象は18～34歳の未婚者。

設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちのどちらですか。」(1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない)。

出典: 第15回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)

<図1-6-3 独身にとどまっている理由（全国）>



注：対象は18~34歳の未婚者。何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(3つまで選択)として挙げているかを示す。グラフ上の数値は第15回調査のもの。

設問「あなたが現在独身でいる理由は、次の中から選ぶとすればどれですか。ご自分に最もあてはまると思われる理由を最高3つまで選んで、右の回答欄に番号を記入してください(すでに結婚が決まっている方は、「最大の理由」の欄に12を記入してください)。」

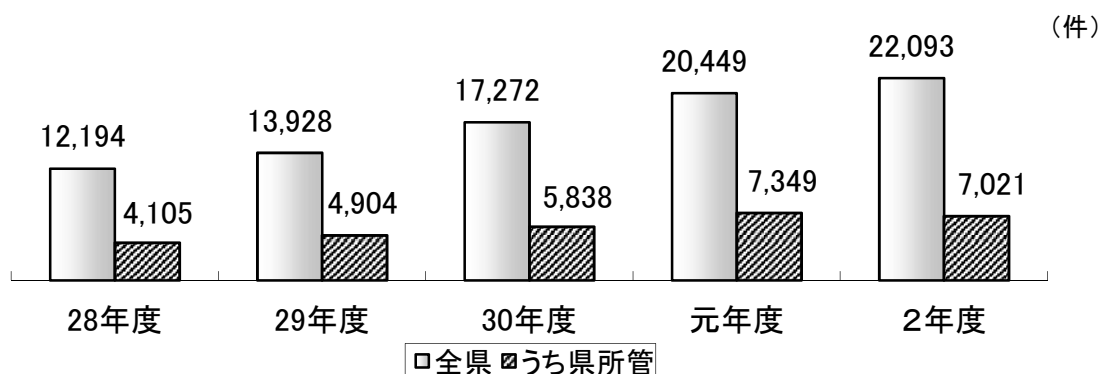
出典：第15回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)

第2 困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

令和2年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多となる22,093件でした。件数増加の要因として、警察からのDVによる虐待通告の増加と泣き声通報等の比較的軽微な段階での通告件数の増加があげられます。また、児童虐待に対する県民や関係機関の認識の高まりや、全県的な広報啓発による通告義務や早期相談について周知されたことが大きな要因であると考えられます。

<図2-1-1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）>



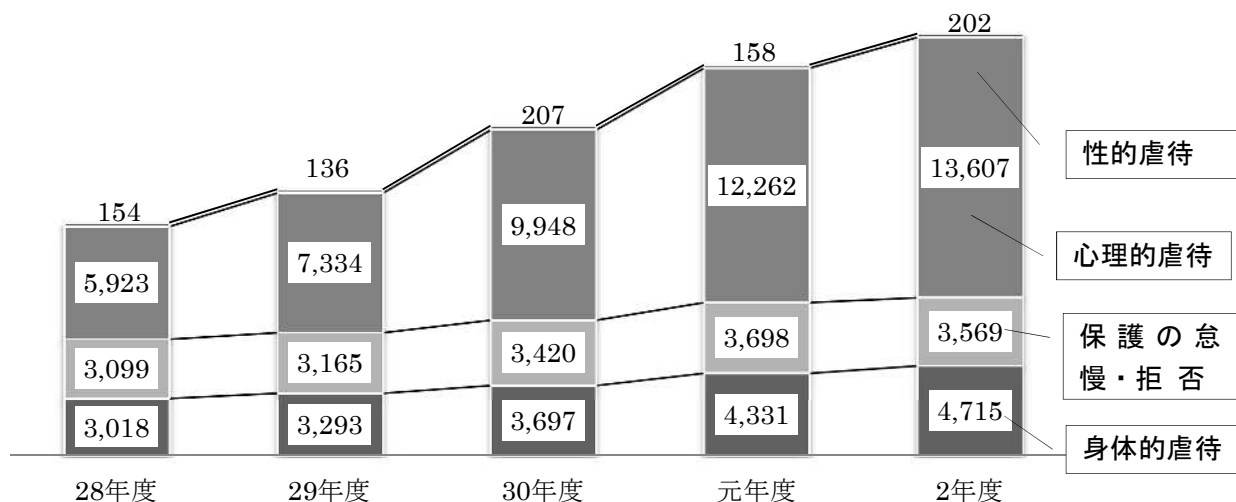
出典：子ども家庭課資料

<表2-1-1 児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県）>

区分	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	総数
令和2年度	202件	13,607件	3,569件	4,715件	22,093件

出典：子ども家庭課資料

<図2-1-2 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）>



出典：子ども家庭課資料

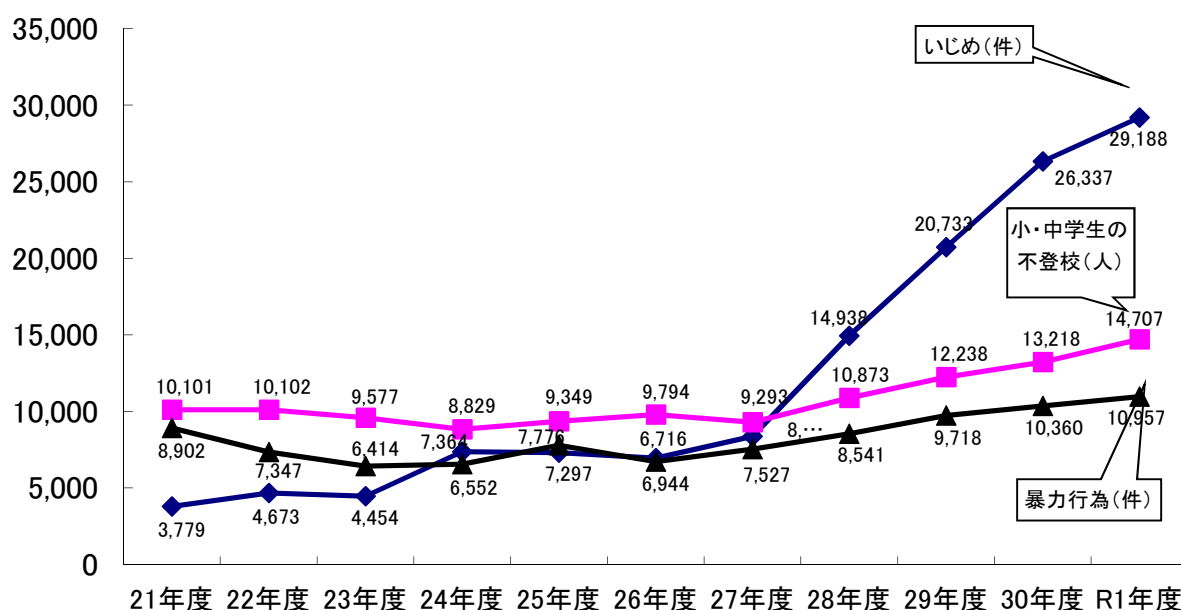
2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

国公立学校で認知されたいじめの認知件数は、前年度比2,851件増加の29,188件で、全国で5番目に多い件数となりました。国公立学校において発生した暴力行為の件数は、前年度比597件増の10,957件で、全国で1番目となっています。

国公立小・中学校の不登校児童・生徒数は14,707人で、前年度に比べ1,489人増加し、全国で2番目となっています。

なお、いじめの認知件数については、いじめ防止対策推進法に示されているいじめの定義に基づき、各学校が、いじめられたとする児童・生徒の立場に立ち、積極的ないじめの認知を行っていることが増加要因の一つとして考えられます。

<図2-2-1 いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）>



出典：令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

<図2-2-2 いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）>

<p>■ いじめの認知件数 (国公立小・中・高・特別支援学校)</p> <p>1位 東京都 65,358件 2位 千葉県 52,850件 3位 大阪府 43,911件</p> <p>5位 神奈川県 29,188件</p> <p>※1,000人あたりの認知件数は、32.3件(全国32位)</p>	<p>■ 暴力行為の発生件数 (国公立小・中・高等学校)</p> <p>1位 神奈川県 10,957件 2位 大阪府 6,246件 3位 愛知県 5,319件</p> <p>※1,000人あたりの発生件数は、12.2件(全国3位)</p>	<p>■ 不登校の児童・生徒数 (国公立小・中・高等学校)</p> <p>小・中学校</p> <p>1位 東京都 17,651人 2位 神奈川県 14,707人 3位 大阪府 12,480人</p> <p>※1,000人あたりの不登校生徒数21.4人(全国7位)</p> <p>高等学校</p> <p>1位 大阪府 5,924人 2位 東京都 4,226人 3位 神奈川県 3,281人</p> <p>※1,000人あたりの不登校生徒数16.0人(全国19位)</p>
---	--	---

出典：令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

3 問題行動等

(1) 非行少年の状況

令和2年中に県内で検挙・補導された非行少年は1,788人で、前年に比べ165人（8.4%）減少しています。内訳をみると、刑法犯で検挙・補導された少年は15年連続で減少しており、過去15年で最も多かった平成18年（9,923人）と比べ8,135人（82.0%）減少しています。

また、刑法犯の再犯者率は、約3割で推移しています。

＜表2-3-1 非行少年の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

区分		28年	29年	30年	元年	2年	
非行少年	合計	3,276	2,814	2,352	1,953	1,788	
	刑法犯	犯罪少年	2,577	2,135	1,704	1,409	1,245
		触法少年	154	171	146	97	50
		計	2,731	2,306	1,850	1,506	1,295
	特別法犯	犯罪少年	518	500	494	441	487
		触法少年	14	2	4	4	3
		計	532	502	498	445	490
ぐ犯少年	13	6	4	2	3		
不良行為少年		37,572	37,559	37,412	34,937	32,574	

※非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

※犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

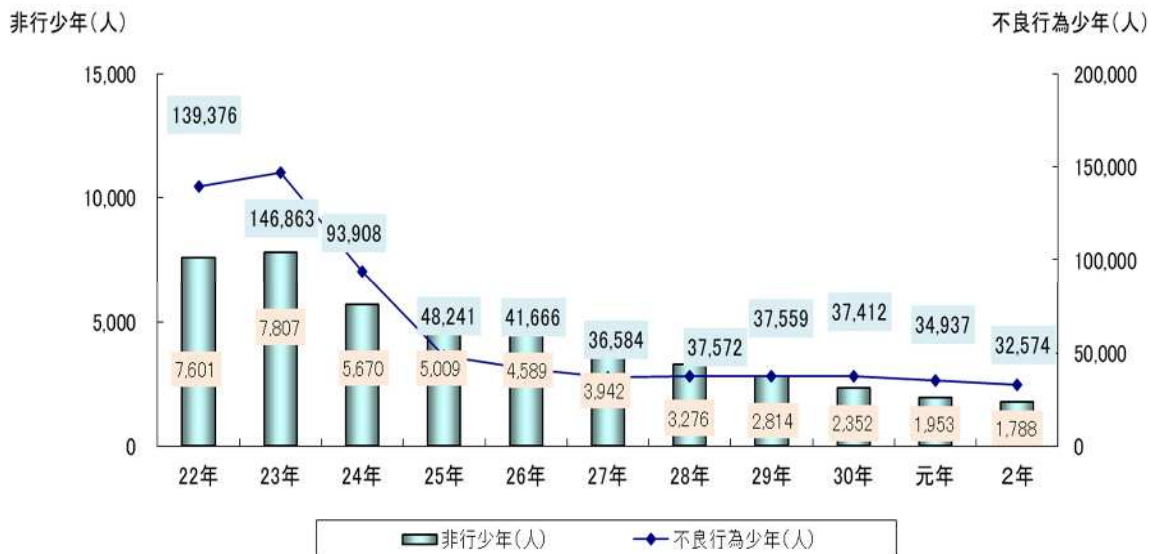
※触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

※ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

※不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

出典：警察本部少年育成課資料

＜図2-3-1 非行少年等の検挙・補導状況（神奈川県）＞



出典：警察本部少年育成課資料

＜表2-3-2 再犯者率の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑法犯	2,577	2,135	1,704	1,409	1,245
再犯者	880	729	617	477	403
再犯者率（%）	34.1	34.1	36.2	33.9	32.4
凶悪犯	36	26	23	31	40
再犯者	24	19	11	15	24
再犯者率（%）	66.7	73.1	47.8	48.4	60.0
粗暴犯	289	205	277	228	192
再犯者	140	110	162	117	93
再犯者率（%）	48.4	53.7	58.5	51.3	48.4
窃盗犯	1,589	1,321	954	766	636
再犯者	539	437	300	244	200
再犯者率（%）	33.9	33.1	31.4	31.9	31.4
その他	663	583	450	384	377
再犯者	177	163	144	101	86
再犯者率（%）	26.7	28.0	32.0	26.3	22.8

（備考） 1 触法少年を除く

2 再犯者率とは、検挙人員に占める再犯者の割合をいい、過去の罪種は問わない。

出典：警察本部少年育成課資料

(2) 薬物乱用の状況

令和2年中に薬物乱用で検挙・補導された少年は114人で、学校・職業別では有職、無職少年が86人と、全体の75.4%を占めています。

＜表2-3-3 薬物乱用少年の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

区分	28年	29年	30年	元年	2年
毒物及び劇物取締法違反	2	0	0	0	0
覚醒剤取締法違反	11	3	11	10	10
大麻取締法違反	15	18	47	75	98
麻薬及び向精神薬取締法違反	1	2	3	2	6
合計	29	23	61	87	114

出典：警察本部少年育成課資料

＜表2-3-4 令和2年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県）＞

（単位：人）

	総数	生徒・学生				有職少年	無職少年
		中学生	高校生	その他の学生	小計		
毒物及び劇物取締法違反	0	0	0	0	0	0	
覚醒剤取締法違反	10	0	1	1	2	6	
大麻取締法違反	98	0	16	8	24	49	
麻薬及び向精神薬取締法違反	6	0	2	0	2	3	
合計	114	0	19	9	28	58	

出典：警察本部少年育成課資料

(3) 不良行為少年の状況

令和2年中に不良行為少年として補導された少年は32,574人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が83.6%を占めています。

学校・職業別では、高校生が16,546人で全体の50.8%、中学生が2,871人で全体の8.8%を占めています。

<表2-3-5 不良行為少年の推移（神奈川県）>

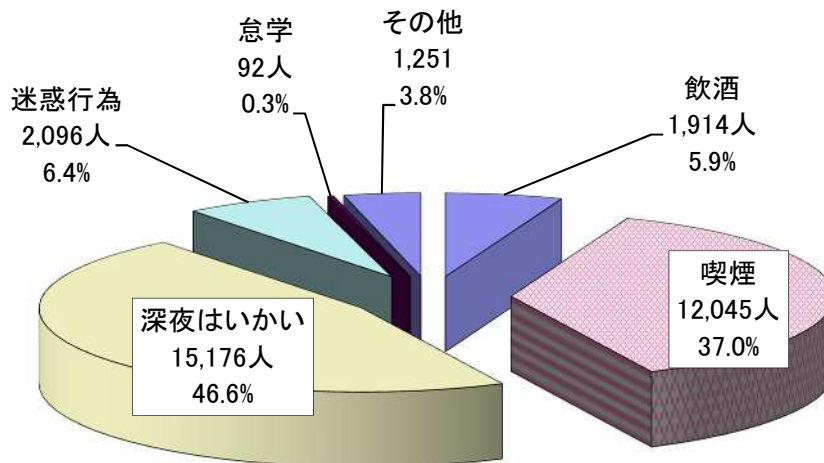
(単位：人)

区 分	28年	29年	30年	元年	2年
飲酒	1,449	1,606	1,744	1,902	1,914
喫煙	11,551	12,058	11,564	10,236	12,045
深夜はいかい	22,902	21,876	21,906	19,903	15,176
迷惑行為	595	823	763	1,156	2,096
怠学	179	210	202	174	92
その他	896	986	1,233	1,566	1,251
合計	37,572	37,559	37,412	34,937	32,574

(備考) その他の主な行為は、不健全娯楽、家出、粗暴行為等

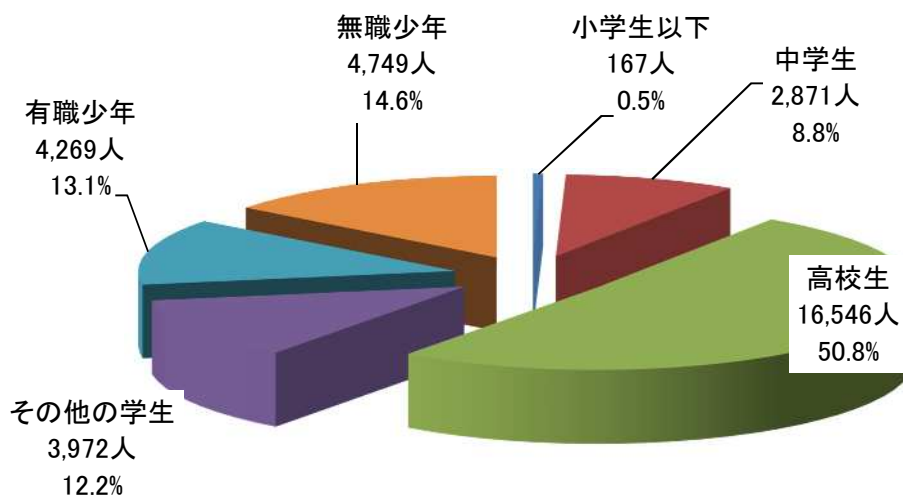
出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-2 令和2年中における不良行為少年の行為別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-3 令和2年中における不良行為少年の学校・職業別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

(4) 福祉犯による被害の状況

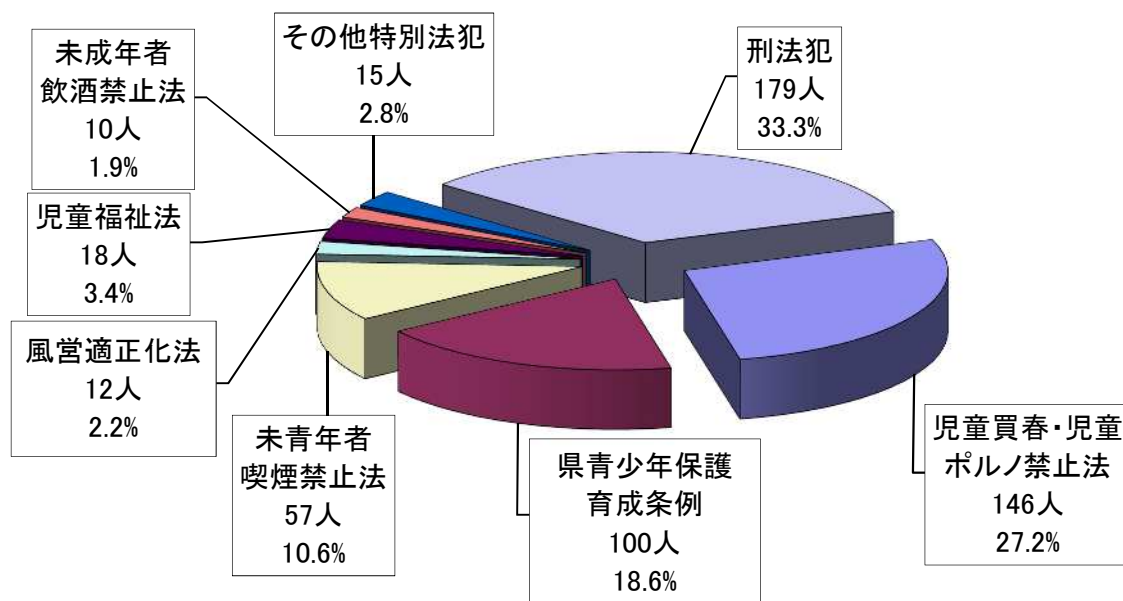
令和2年中に少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害に遭った少年は537人となっています。法令別では、刑法犯が179人（33.3%）（うち強制わいせつが139人）と最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ法違反が146人（27.2%）、県青少年保護育成条例違反が100人（18.6%）となっています。

<表2-3-6 福祉犯（刑法犯を含む）の推移（神奈川県）>

区 分	28年	29年	30年	元年	2年
検挙件数（件）	1,033	1,034	1,018	985	897
検挙人員（人）	899	829	844	826	772
被害少年（人）	696	736	677	627	537

出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-4 令和2年中における福祉犯による被害少年の法令別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

4 ひきこもりの状況

(1) ひきこもりの数

内閣府が平成27年12月に全国5,000人の若者（15歳から39歳）を対象に実施した調査「若者の生活に関する調査報告書」（平成28年9月）によると、ひきこもり群（以下「ひきこもり」という。）は全国で約541,000人と推計され、その割合を基に推計した県内のひきこもりは、約41,000人になります。

<表2-4-1 ひきこもり群の推計数(全国)>

	有効回収率に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人) (注1)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	36.5	} 準ひきこもり 36.5万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	12.1	
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんどでない	0.16	5.5	} 狭義のひきこもり 17.6万人
計	1.57	54.1	 広義のひきこもり 54.1万人

ただし、ア) 現在の状態となつて6ヶ月以上の者のみ

イ) 「現在の状態のきっかけ」で、「病気(病名:)」に統合失調症又は身体的な病気、又は「その他()」に自宅で仕事をしていると回答した者を除く

ウ) 「ふだん自宅にいるときによくしていること」で、「家事・育児をする」と回答した者を除く

(注1) 総務省「人口推計」(2015年)によると、15~39歳人口は3,445万人。よつて、有効回収率に占める割合(%)×3,445万人=全国の推計数(万人)

出典：平成27年度「若者の生活に関する調査」(内閣府)

- (2) 支援対象者が、ひきこもりと同時に抱えている課題
 不明・未回答という回答を除くと、上位3位までの回答は、「家族との緊張・対立関係（53.1%）」、「精神的な疾病又はその疑い（51.3%）」、「就学先・就労先がない（32.1%）」であった。

＜表2-4-2 支援対象者が、ひきこもりと同時に抱えている課題（複数回答有）（神奈川県）＞

	回答件数	不明を除いた割合
家族との緊張・対立関係	554	53.1%
精神的な疾病又はその疑い （確定診断がなされた統合失調症を除く）	536	51.3%
就学先・就労先がない	335	32.1%
生活困窮	173	16.6%
家庭内暴力	111	10.6%
その他※	158	15.1%
不明	1,000	—

※ その他

…発達障がい（又はその疑い）、親等の介護、疾病（又は体調不良）、対人恐怖（又は不安）、知的障がい（又はその疑い）等

出典：令和元年度「ひきこもりの現状と支援に関する調査」（神奈川県）

- (3) ひきこもり状態となったきっかけ
 不明・未回答という回答を除くと、上位3位までの回答は、「不登校（36.5%）」、「精神的な疾病又はその疑い（36.1%）」、「人間関係がうまくいかなかった（34.0%）」であった。

＜表2-4-3 ひきこもり状態となったきっかけ＞

	回答件数	不明を除いた割合
不登校（小学校、中学校、高等学校）	374	36.5%
精神的な疾病又はその疑い（確定診断がなされた統合失調症を除く）	370	36.1%
人間関係がうまくいかなかった	348	34.0%
職場になじめなかった	226	22.0%
就職活動がうまくいかなかった	148	14.4%
大学になじめなかった	111	10.8%
受験に失敗した（高等学校、大学）	54	5.3%
その他※	99	9.7%
不明	1,019	—

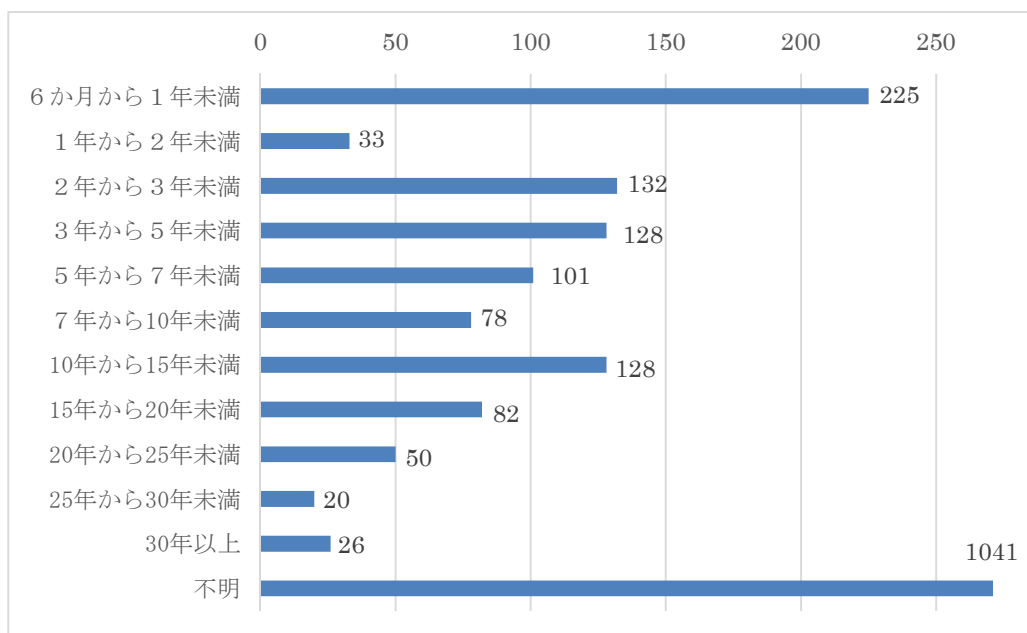
※ その他…疾病（又は体調不良）、家族との緊張・対立関係、親等の介護等

出典：令和元年度「ひきこもりの現状と支援に関する調査」（神奈川県）

- (4) ひきこもり状態となつてからの期間
 不明・未回答という回答を除くと、「6か月から1年未満」が225人で多く、全体の約2割、「1年から5年未満」が約3割、5年以上が約5割となる。

＜図2-4-1 ひきこもり状態となつてからの期間（平成30年3月末時点）＞

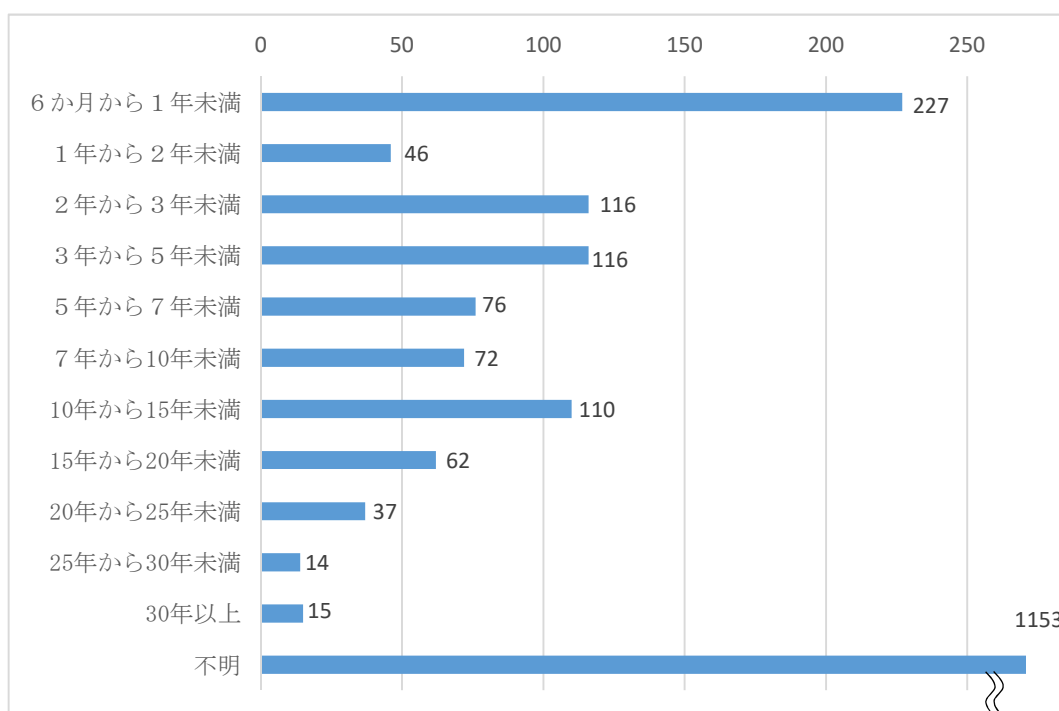
n = 2,044



出典：令和元年度「ひきこもりの現状と支援に関する調査」(神奈川県)

＜図2-4-2 ひきこもり状態となつてから、初めて相談（来所、電話等）するまでの期間＞

n = 2,044



出典：令和元年度「ひきこもりの現状と支援に関する調査」(神奈川県)

(5) 相談実績からみたひきこもりの状況

県立青少年センターでの電話相談の統計(平成16～令和2年度)では、ひきこもりに関する相談は6,015件で、相談全体(43,530件)の約14%を占めています。

その内訳を見ると、年齢構成では、20歳代は51%となっており、30歳以上の相談者の

割合は31%となっています。

また、問題発生から相談に至るまでの期間は、1～3年が17%と最も多くなっていますが、5年、10年という年月を経て相談に至っている相談者も少なくありません。

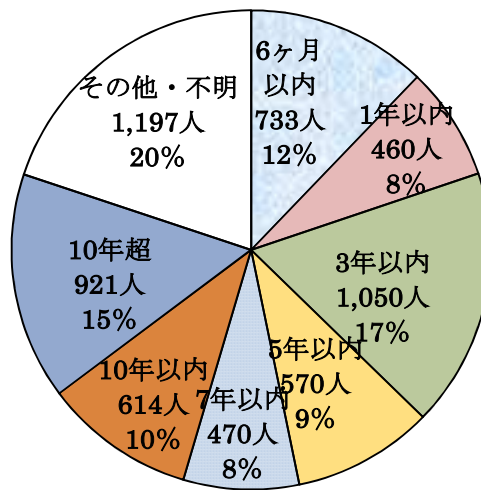
一方、相談実績(令和2年度)では、ひきこもりに関する相談は290件で、相談全体(2,703件)の10.7%を占めています。

その内訳をみると、年齢構成では、20歳代は40.3%、30歳代は31.4%、40歳以上は15.2%となっています。

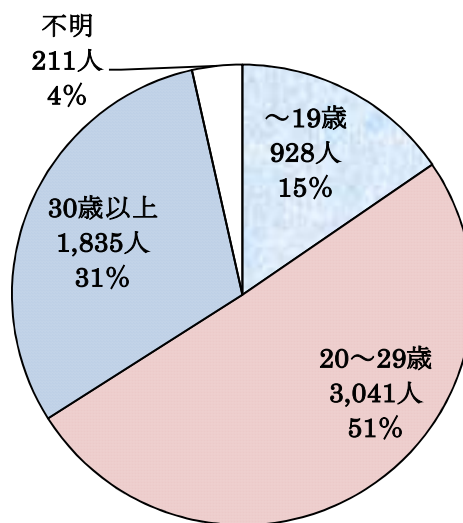
また、問題発生から相談に至るまでの期間は、6ヶ月以内が相談全体の20.7%(60件)と最も多くなっているものの、10年以上を経てからの相談も全体の19%(55件)と増加しています。

<図2-4-3 相談実績(平成16～令和2年度)から見たひきこもりの状況(神奈川県)>

問題発生から相談に至るまでの期間



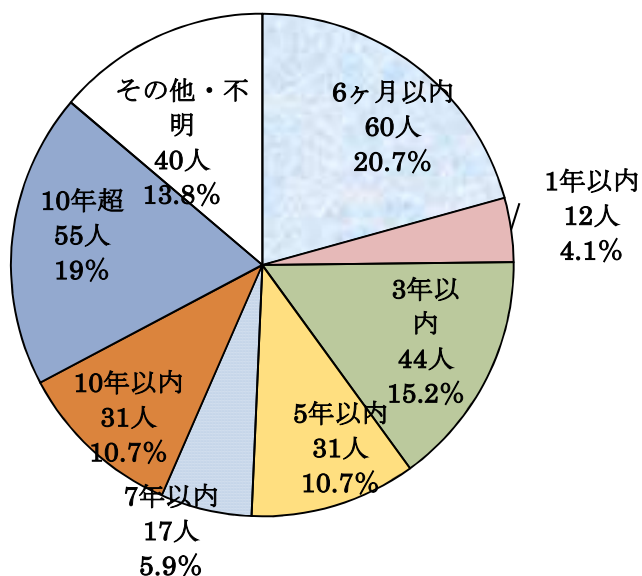
ひきこもり本人の年齢分布



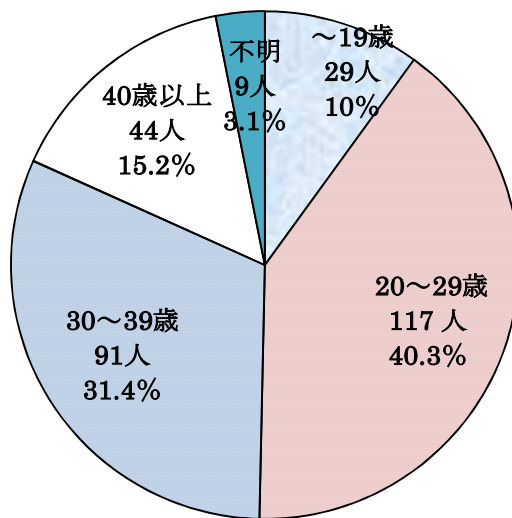
出典: 県立青少年センター青少年サポート課資料

<図2-4-4 相談実績(令和2年度)から見たひきこもりの状況(神奈川県)>

問題発生から相談に至るまでの期間



ひきこもり本人の年齢分布



出典: 県立青少年センター青少年サポート課資料

(注) この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

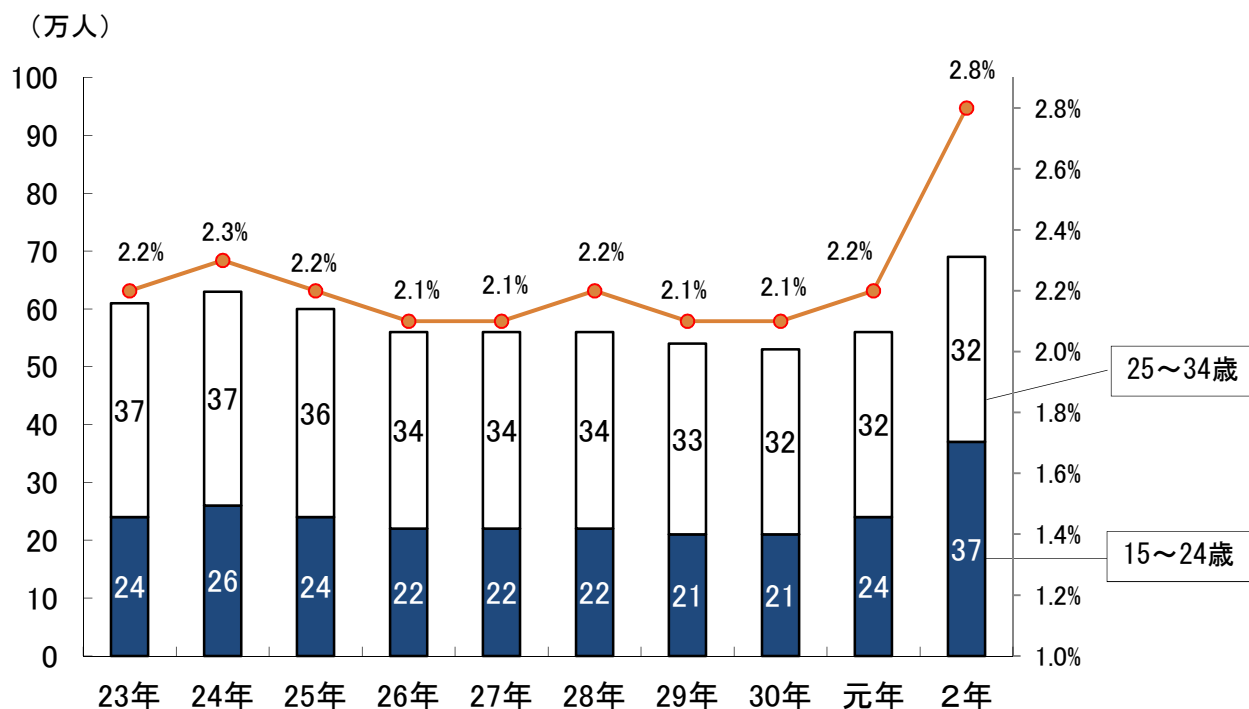
また、相談実績(平成16~令和元年度)の30歳以上の区分には、40歳以上の者も含まれています。

5 若年無業者

全国の若年無業者（いわゆる「ニート」）の数は、令和2年は約69万人であり、若年人口2,503万人の約2.8%にあたります。

（備考）「ニート（NEET）」とは「就学、就労をせず、職業訓練も受けない」を意味する英語の頭文字（Not in Education, Employment or Training）をとったもの。厚生労働省では、総務省が行っている労働力調査における、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）をいわゆる「ニート」として定義しています。

<図2-5-1 年齢階級別若年無業者の推移（全国）>



出典：労働力調査（基本集計）（総務省統計局）

6 子どもの貧困

厚生労働省の調査によると、子どもの貧困率（貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る子どもの割合）は、13.5%（新基準では14.0%）となっています。また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち「大人が一人」の世帯員で48.1%（新基準では48.3%）となっています。

＜図2-6-1 子どもの貧困率（全国）＞

	1985 (昭和60)年	1988 (63)	1991 (平成3)年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)		
													新基準	
													(単 位 : %)	
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	
													(単 位 : 万 円)	
中 央 値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	
貧 困 線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	

- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

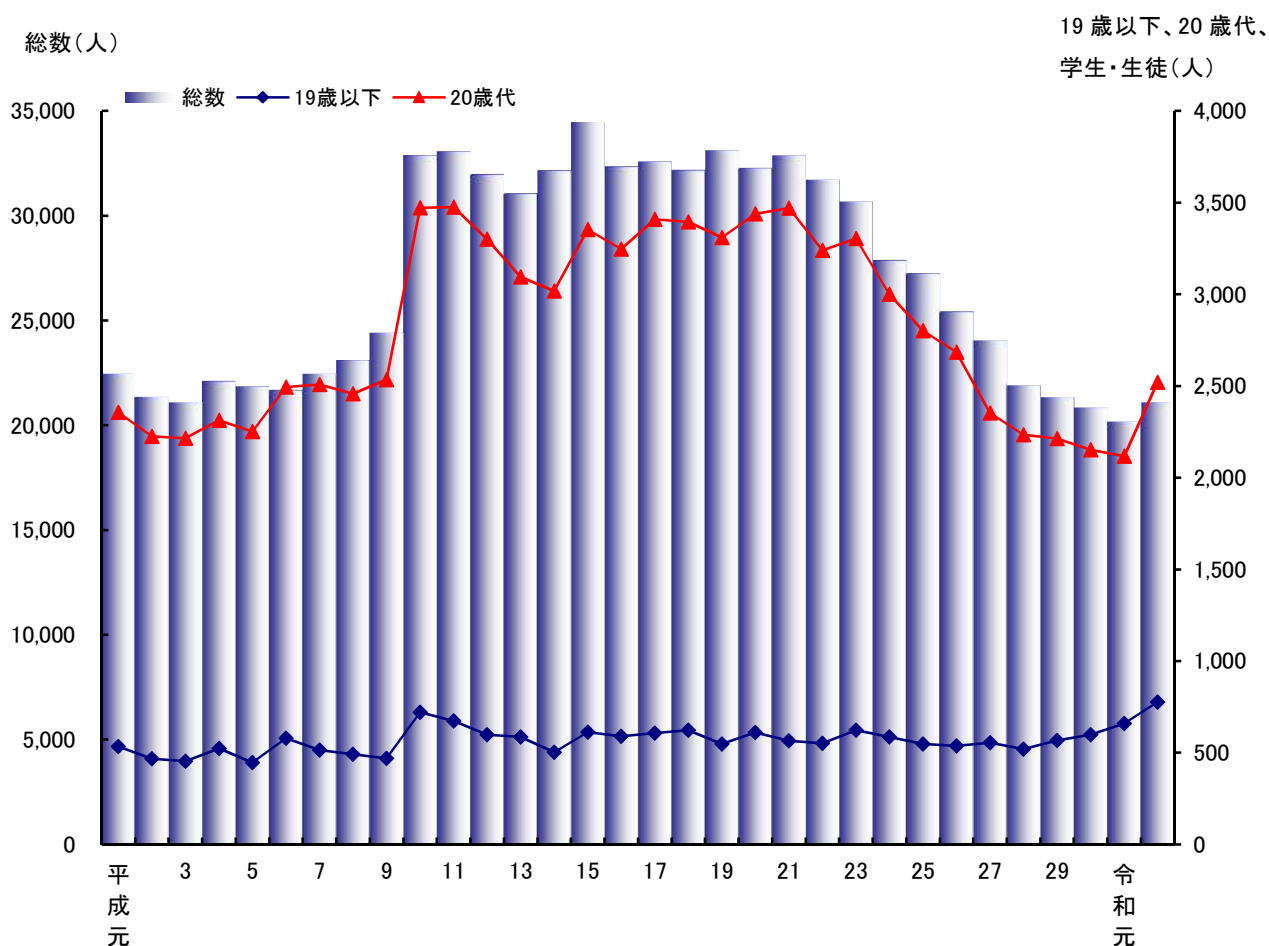
出典：2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）

7 自殺

警察庁の調べによると、令和2年中における全国の自殺者数は21,081人（前年に比べ912人増加）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数は、それぞれ777人、2,521人で、その合計は全体の約15.6%を占めています。

令和2年中に警察で取り扱った県内の自殺者数は1,269人（前年に比べ193人増加）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数はそれぞれ44人、178人でその合計は全体の約17.5%を占めています。

＜図2-7-1 若者の自殺者数の推移（全国）＞



出典：令和2年中における自殺の状況（警察庁）

＜表2-7-1 19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自殺者数	19歳以下	29	33	32	27	42	44
	20歳代	136	150	141	129	118	178

出典：警察本部人身安全対策課資料

第3 青少年をはぐくむ環境

1 情報化の急激な進展と青少年への影響

(1) 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率

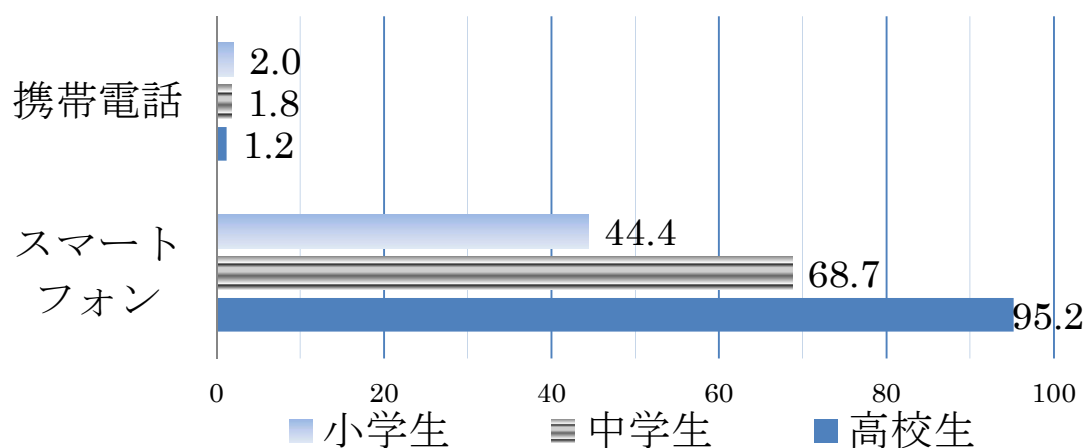
令和3年1月、内閣府が全国の青少年（満10歳～満17歳）5,000人とその保護者5,000人、及び低年齢層（0歳から満9歳。以下同じ。）の保護者3,000人を対象に実態調査を行ったところ、次の結果が出ています。（以下、(6)までは同調査結果による。）

インターネット利用率（WEBサービスやアプリケーション）では、携帯電話では、小学生（満10歳以上。以下同じ。）は2.0%、中学生は1.8%、高校生は1.2%、スマートフォンでは、小学生は44.4%、中学生は68.7%、高校生は95.2%となっています。

また、機器の専用率では、携帯電話では、小学生は60.0%、中学生は83.3%、高校生は92.3%、スマートフォンでは、小学生は41.0%、中学生は84.3%、高校生は99.1%が自分専用の機器を利用しています。

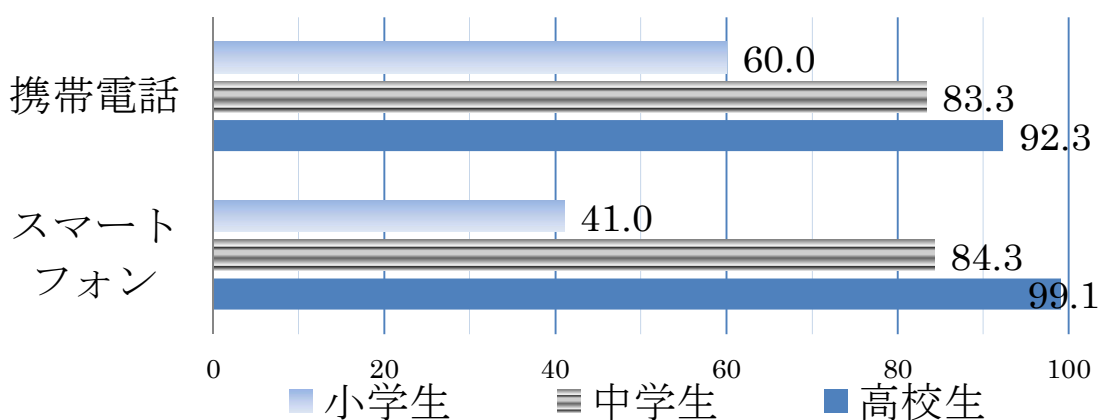
＜図3-1-1 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率（全国）＞
【携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率】

(%)



【携帯電話とスマートフォンの機器の専用率】

(%)



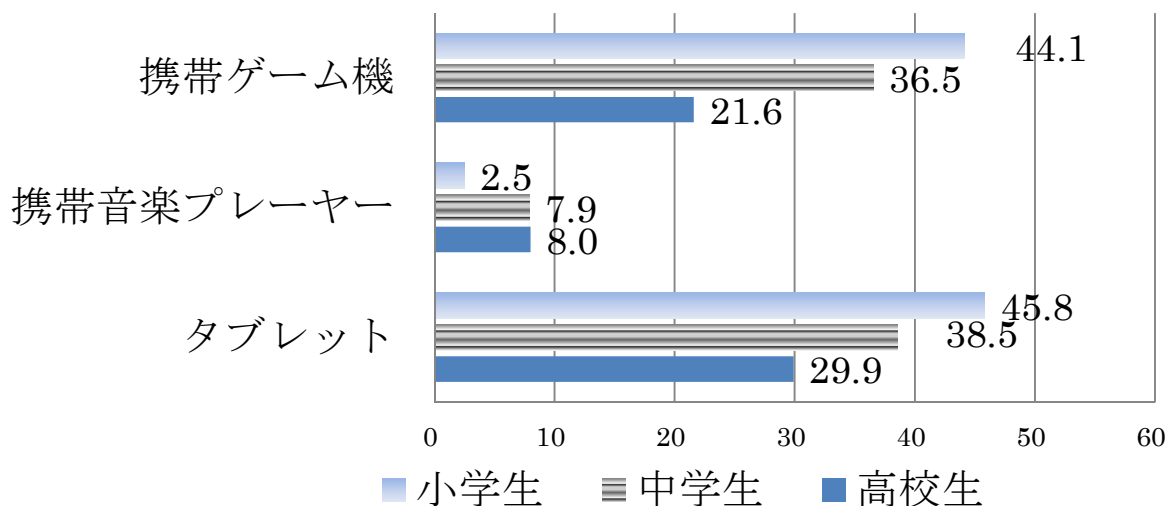
出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(2) その他のインターネット接続機器のインターネット利用率

携帯ゲーム機のインターネット利用率は、小学生は44.1%、中学生は36.5%、高校生は21.6%、携帯音楽プレーヤーのインターネット利用率は、小学生は2.5%、中学生は7.9%、高校生は8.0%、タブレットのインターネット利用率は、小学生は45.8%、中学生は38.5%、高校生は29.9%となっています。

＜図3-1-2 その他のインターネット接続機器のインターネット利用率（全国）＞

【インターネット利用率】 (%)



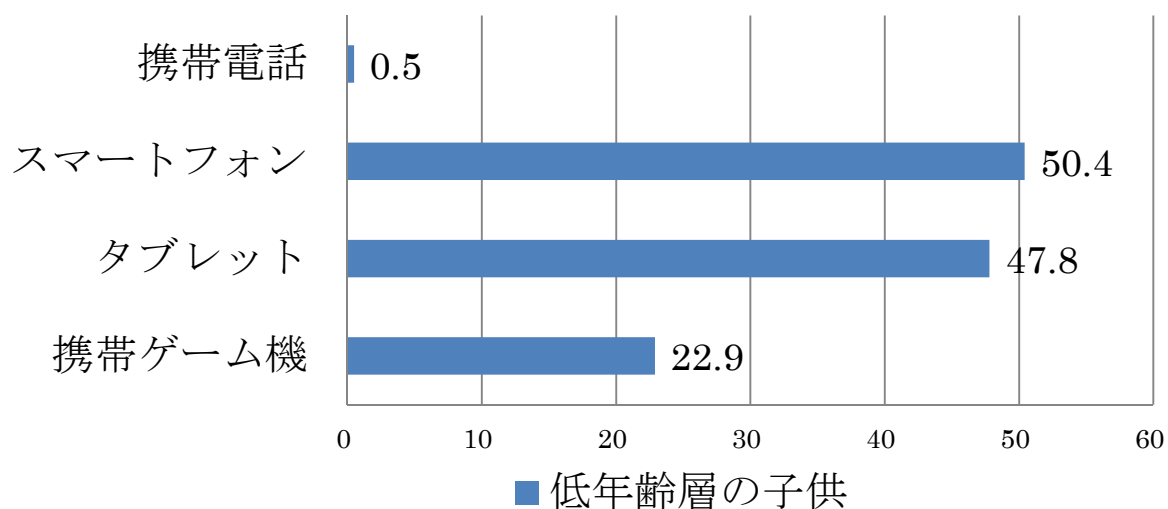
出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(3) 低年齢層の子どものインターネット利用率

低年齢層の子どものインターネット利用率は、携帯電話は0.5%、スマートフォンは50.4%、タブレットは47.8%、携帯ゲーム機は22.9%となっています。

＜図3-1-3 低年齢層の子どものインターネット利用率（全国）＞

【低年齢層のインターネット利用率】 (%)



出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(4) 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率

保護者に、子どもが「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のそれぞれについて、子どもが安全に安心してインターネットを利用することができるように、保護者としてどのような取組をしているか聞いたところ、「フィルタリングを使っている」保護者は、携帯電話では、小学生は9.5%、中学生は7.1%、高校生は0%、スマートフォンでは、小学生は30.1%、中学生は47.5%、高校生は39.4%となっています。

<図3-1-4 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率（全国）>

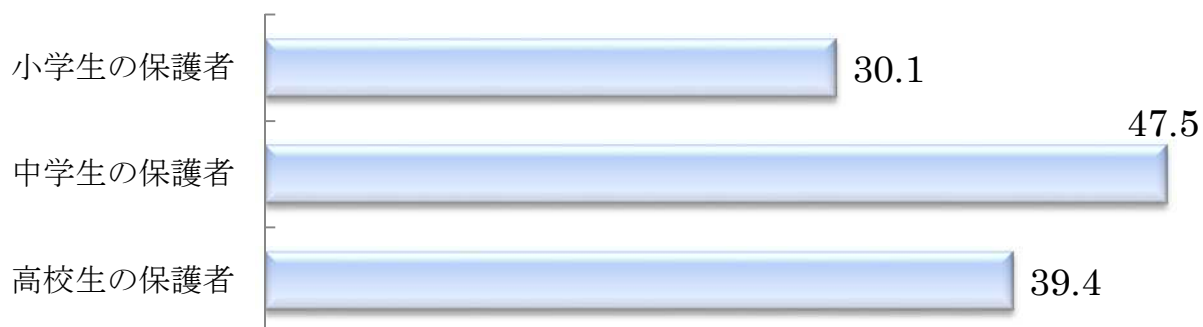
・携帯電話のフィルタリング利用率

(%)



・スマートフォンのフィルタリング利用率

(%)

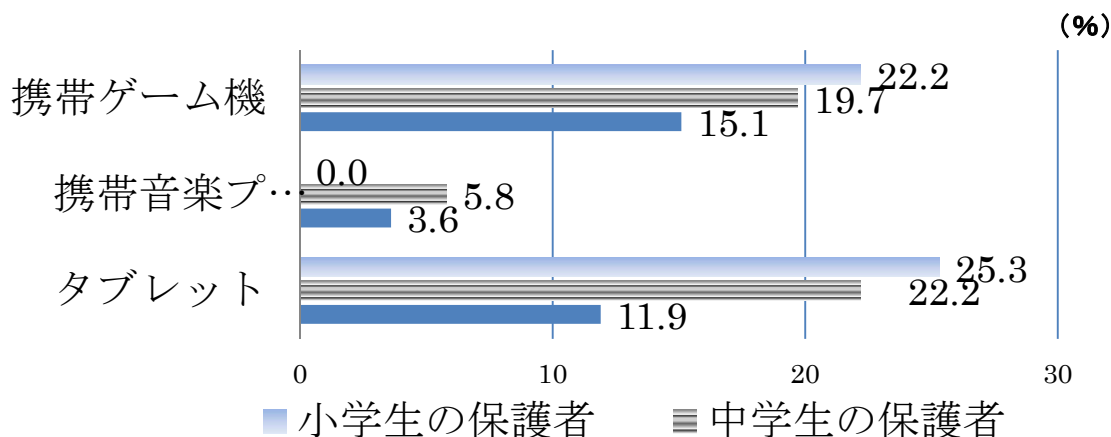


出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(5) その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率

保護者に、子どもが「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のそれぞれについて、子どもが安全に安心してインターネットを利用することができるように、保護者としてどのような取組をしているか聞いたところ、「フィルタリングを使っている」保護者は、携帯ゲーム機では、小学生は22.2%、中学生は19.7%、高校生は15.1%、携帯音楽プレーヤーでは、小学生は0%、中学生は5.8%、高校生は3.6%、タブレットでは、小学生は25.3%、中学生は22.2%、高校生は11.9%となっています。

＜図3-1-5 その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率（全国）＞

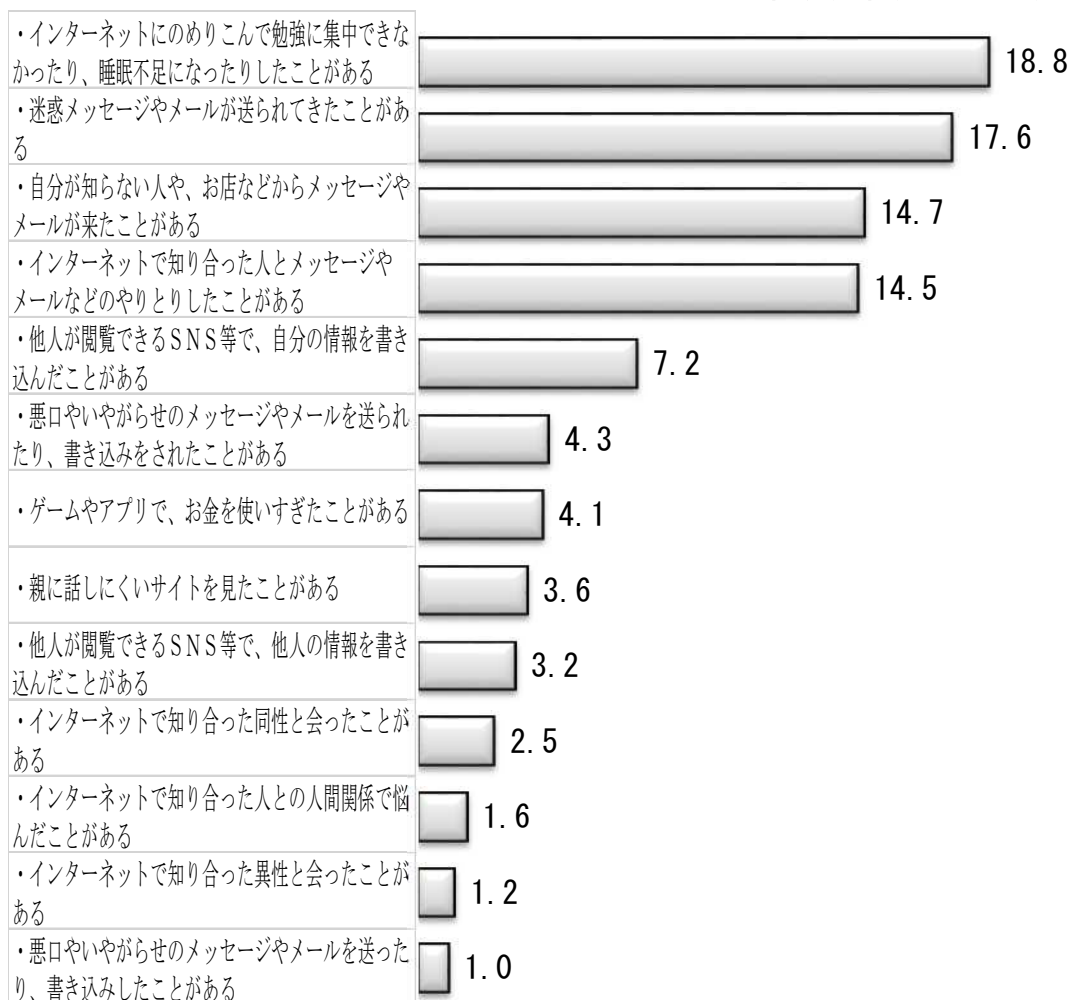


出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(6) インターネット上のトラブル等の経験

インターネットを使っている青少年に、インターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の経験を聞いたところ、メッセージやメールに関するものが多くなっています。

＜図3-1-6 インターネット上の経験(全国)＞ (%)

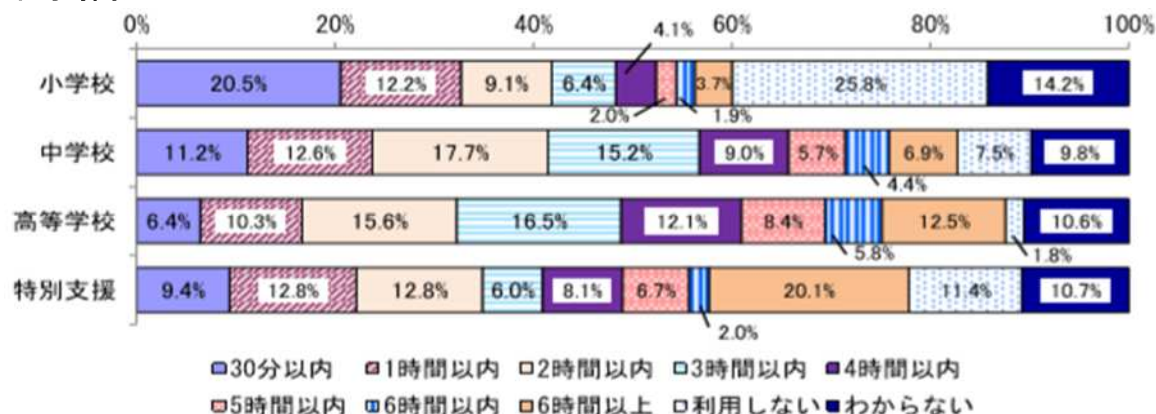


出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(7) 携帯電話等で電子メールを送受信したり、掲示板・ブログ・SNSでメッセージを書いたり読んだり、サイトや動画を見たり、ゲームをする時間の1日平均

小学校では「利用しない」児童の割合が最も高く、次いで「30分以内」の児童の割合が高くなっている。中学校では「2時間以内」、高等学校では「3時間以内」の生徒の割合が最も高く、特別支援学校では「6時間より長い」の生徒の割合が最も高い。また、4時間以上利用している児童・生徒の割合は、小学校7.6%、中学校17.0%、高等学校26.7%、特別支援学校28.8%であり、小・中・高と学年が上がるにつれて、長時間にわたって携帯電話等でインターネット等を利用する児童・生徒の割合が高くなっている。

＜図3-1-7 メール・掲示板・ブログ・SNS・サイト・動画・ゲーム等を利用する1日平均時間＞

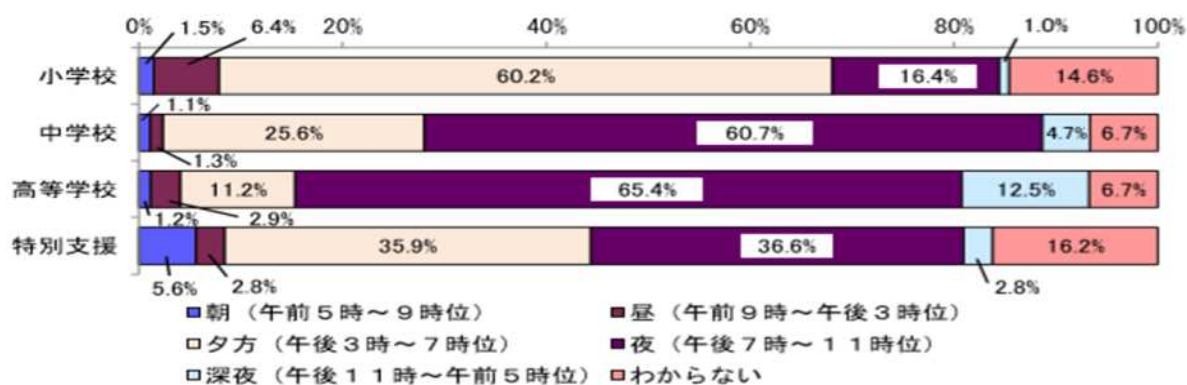


出典：平成31年度「携帯電話等及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査結果」（神奈川県教育委員会）

(8) 一日の中で携帯電話等を最も使用する時間帯

小学校は「夕方（午後3時～7時位）」、中学校と高等学校は「夜（午後7時～11時位）」と回答した児童・生徒の割合が最も多く、特別支援学校では「夕方」と「夜」と回答する生徒の割合がほぼ同じである。また、最も使用する時間帯を「深夜（午後11時～午前5時位）」と回答した児童・生徒の割合は、小学校1.0%、中学校4.7%、高等学校12.5%、特別支援学校2.8%となっている。

＜図3-1-8 1日の中で携帯電話等をもっとも使用する時間帯＞



出典：平成31年度「携帯電話等及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査結果」（神奈川県教育委員会）

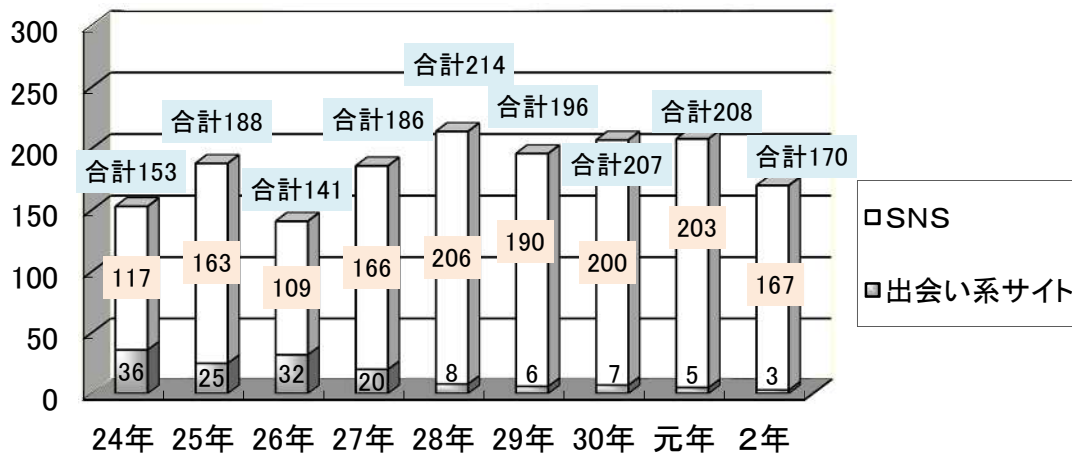
(9) SNS等に起因する事犯の被害児童の状況

出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は、事業者による年齢確認、書き込み内容の確認強化等、平成20年の出会い系サイト規制法の改正以降、大幅に減少し、令和2年中の被害児童数は3人でした。

一方、SNSに起因する事犯の被害児童については、平成28年をピークにおおむね横ばい状態で推移していましたが、令和2年中の被害児童数は前年比マイナス33人の167人でした。

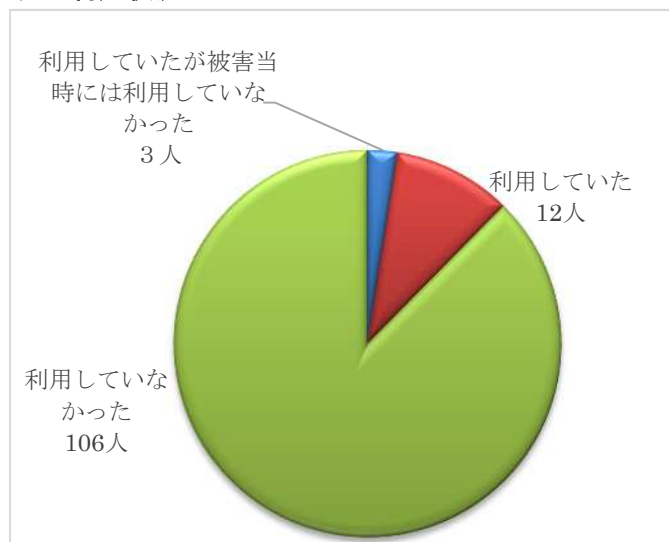
なお、令和2年中のSNSに起因する事犯の被害児童を対象に行った調査では、フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童121人のうち、9割以上の109人の児童が被害当時にフィルタリングを設定していなかったという結果が出ています。

<図3-1-9 SNS等に起因する事犯の被害児童の推移（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

<図3-1-10 令和2年中におけるSNS等に起因する事犯における被害児童のフィルタリングの利用状況>



フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童121人

出典：警察本部少年育成課資料

2 青少年と地域社会

(1) 大人の意識

令和2年7月～8月、県が行った県民ニーズ調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きい」と回答した人が64.1%を占めています。一方で、「今後10年くらいの間に、地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている」と答えた人は13.7%、「今後10年くらいの間に、子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている」と答えた人は17.2%でした。

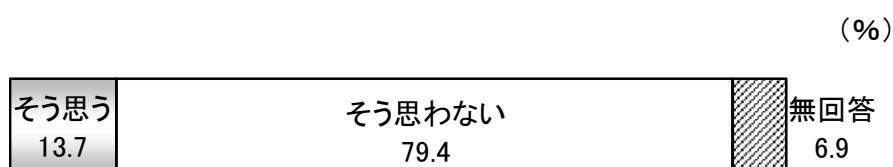
<図3-2-1 青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいと思いますか（神奈川県）>



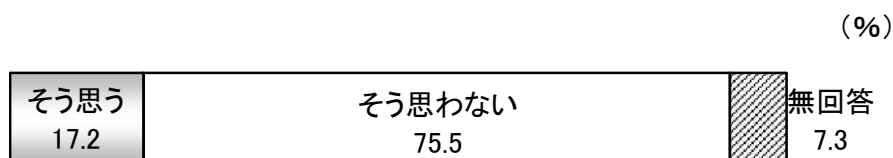
出典:令和2年度神奈川県「県民ニーズ調査」

<図3-2-2 今後10年くらいの間に、どうなっていくと思いますか（神奈川県）>

◇ 地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている



◇ 子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている



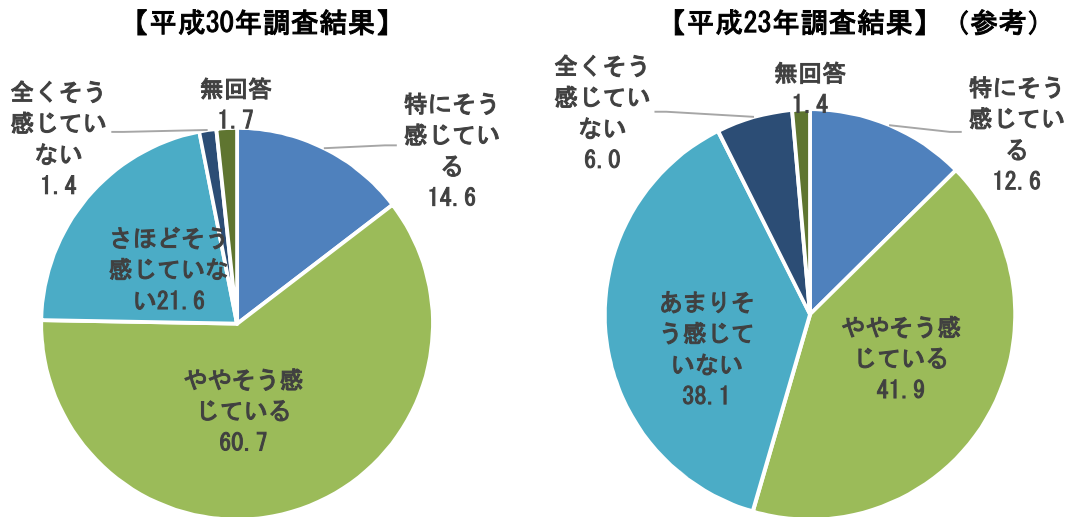
出典:令和2年度神奈川県「県民ニーズ調査」

(2) 保護者の意識

ア 家庭でのしつけ・教育

家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えていると感じるか、保護者に聞いた調査の結果、「ややそう感じている」の回答が60.7%と最も高く、「特にそう感じている」の回答は14.6%となっています。

<図3-2-3 「家庭で子どもに十分しつけをしない・できない保護者が増えている」との声を聞くことができますが、あなたはどのように感じていますか（全国）>

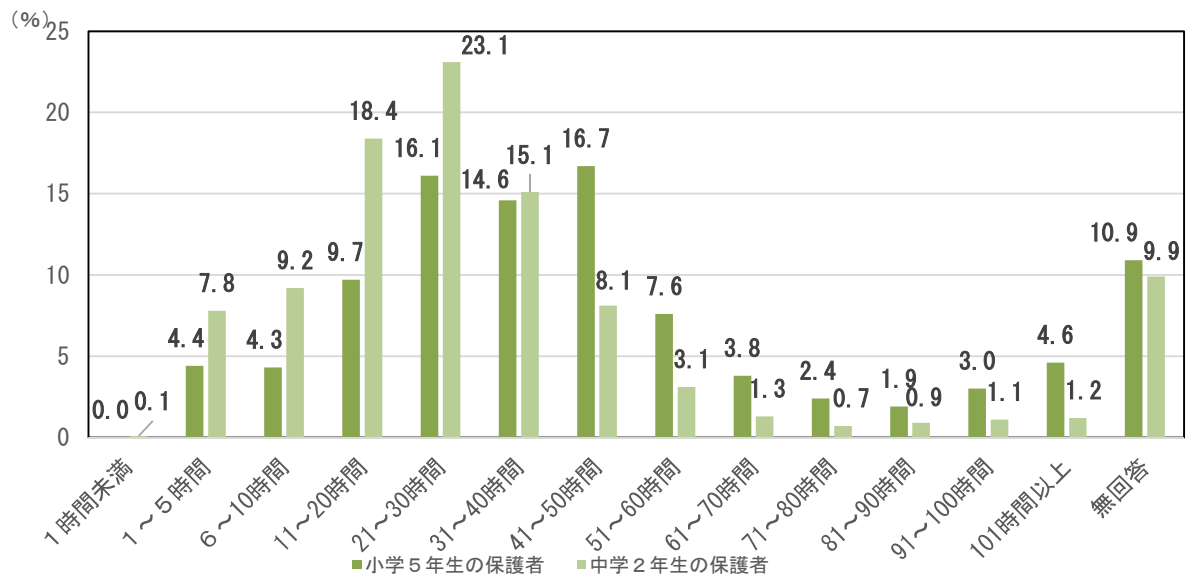


出典：平成30年度教育に関する保護者の意識調査報告書（公益社団法人日本PTA全国協議会）

イ 家庭でのコミュニケーション

子どもが別室で過ごす時間を除いて、家庭で一緒に過ごす時間を保護者に聞いた調査の結果、小学校・中学校の保護者とも21～30時間が一番高い割合となっています。

<図3-2-4 あなたは、一週間のうちで子どもと過ごす時間はどれくらいですか（全国）>



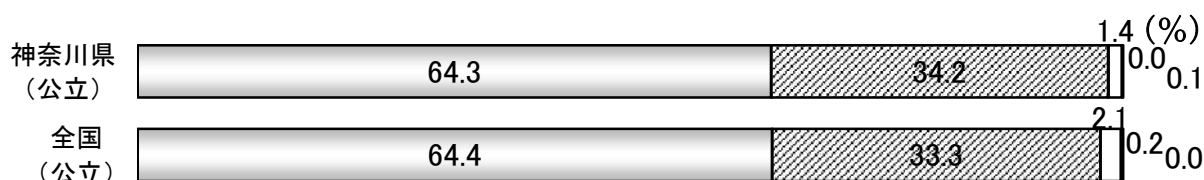
出典：平成30年度教育に関する保護者の意識調査報告書（公益社団法人日本PTA全国協議会）

(3) 地域と学校との関わり

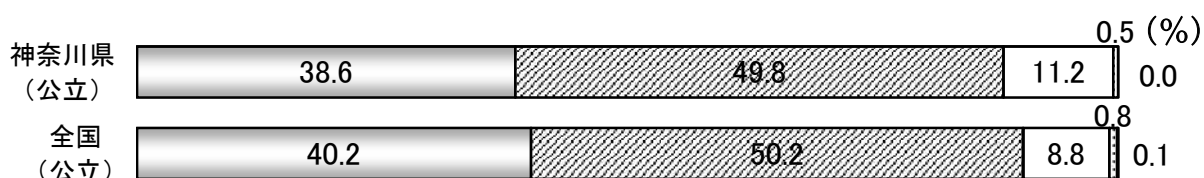
保護者や地域の人々が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動によく参加している学校の割合は、小学校では64.3%、中学校では38.6%となっています。

＜図3-2-5 保護者や地域の人々が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか（神奈川県）＞

【小学校】



【中学校】



□よく参加している □参加している □あまり参加していない □全く参加していない ■その他・無回答

出典：平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(4) 青少年団体

ア 子ども会

神奈川県内の子ども会の数は、1,931団体で、80,900人が会員として活動していますが、少子化、担い手不足、ライフスタイルの変化などとあいまって、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

＜表3-2-1 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）＞

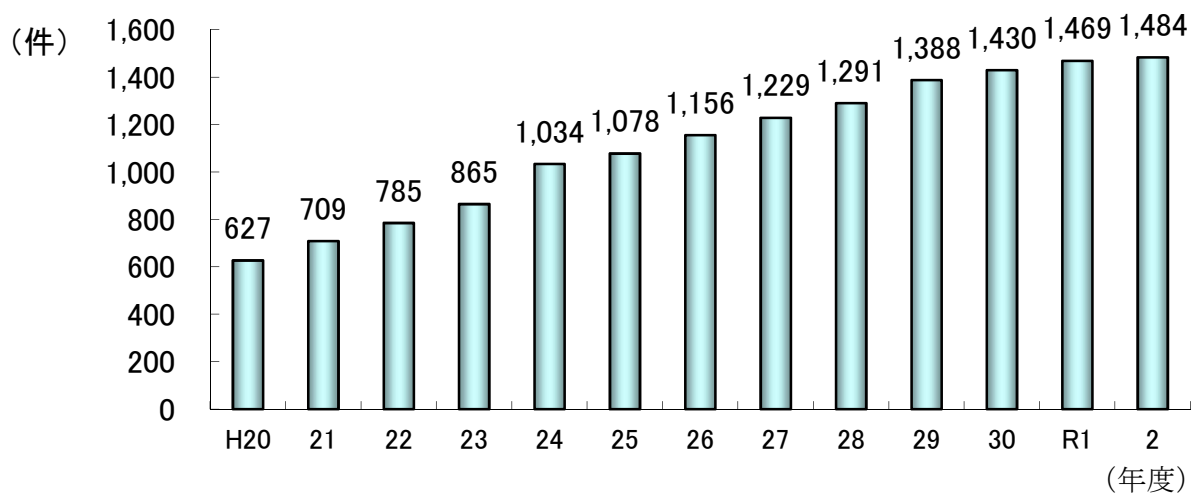
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
団体数（団体）	2,390	2,172	2,128	1,931	1,843	1,931
指導者数（人）	34,592	32,174	31,389	29,837	27,757	23,703
会員数（人）	129,474	113,593	110,213	99,115	94,085	80,900

青少年課調べ

イ 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数

非行防止活動やいじめ相談、児童虐待防止、児童相談、放課後活動の実施、学童保育事業など、子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人の数は、年々増加しています。

<図3-2-6 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数の推移（神奈川県）>



(備考) 平成23年度以前: 神奈川県内にのみ事務所を持つ法人、平成24年度以降: 神奈川県内に主たる事務所を持つ法人

出典: NPO協働推進課資料

第2章 青少年施策の展開

第1 子ども・若者育成支援推進法の制定と県の青少年施策について

1 「子ども・若者育成支援推進法」の成立・施行

ニートやひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる状況が厳しい状態が続く中、次代の社会を担う子どもや若者の健やかな成長が社会の発展の基礎をなすものであることに鑑みて、関連分野における知見を総合して諸課題に対応していくことが必要であると考えられた。このため、平成21年の通常国会（第171回国会）に政府提出法案として「青少年総合対策推進法案」が提出され、衆議院における修正を経て、同年7月、「子ども・若者支援推進法」が成立し、平成22年4月1日に施行された。

2 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく大綱の策定

「子ども・若者育成支援推進法」の施行に伴い、内閣府に、法第26条に基づく特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部が設置された。本部の所掌事務は、大綱を作成し、その実施を推進することなどとされ、平成22年7月23日、法第8条に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が決定された。

その後、同ビジョンに基づく施策の実施状況についての点検・評価、大綱の見直しに向けた総合的な見地からの検討を経て、平成28年2月9日、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」を制定し、従前からの教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野縦割りの取組に「子ども・若者の育成」という横串が入り、分野を超えた連携・協働が進むなど、施策の総合的な推進について、一定の成果が上がっている。

平成31年4月から、新たな大綱の在り方等について議論を行い、令和2年12月には「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」による議論の報告書が取りまとめられ、政府において、同報告書を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を図った上で、令和3年4月、第3次となる大綱を策定した。

3 県の青少年施策

県では、青少年の育成と自立への支援を、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、総合的な青少年施策の一層の推進を目的として、平成17年3月に「かながわ青少年育成指針」を策定し、平成22年12月には、「子ども・若者育成支援推進法」の施行を踏まえ、「かながわ青少年育成・支援指針」として改定した。

県は、当該指針を、法に基づく県計画として「かながわグランドデザイン」を補完し、特定課題に対応する個別の指針として位置付けるとともに、本県が策定している関連計画等との整合を図りつつ、課題に応じた様々な青少年施策を進めてきた。

令和3年4月に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が示されたことを踏まえ、同大綱の内容を勘案し「神奈川県青少年育成支援指針」を改定するべく議論を行っている。

第2 かながわ青少年育成・支援指針の概要

「かながわ青少年育成・支援指針」において定めた3つの基本目標の達成に向け、青少年を取り巻く社会環境の変化や青少年の状況等を踏まえながら、総合的に施策を展開しています。

＜施策の基本目標と方向＞

基本目標1 すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

青少年が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の中で成長する力を身に付け、豊かな人間性と社会性をはぐくむとともに、創造性やエネルギーを生かして、未来を切り拓き、社会の中で自立・参加・共生できるように支援します。

（施策の方向）

- 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援
- 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進
- 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成
- 社会的・経済的な自立の促進

＜施策の基本目標と方向＞

基本目標2 困難を有する青少年の社会的自立の支援

ひきこもり、ニート、いじめ、不登校、非行、暴力行為の問題の深刻化や、児童虐待の増加等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を充実し、青少年の社会的自立を支援します。

（施策の方向）

- 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実
- ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援
- 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進
- 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実
- 子どもの貧困問題への対応
- 被害防止・保護活動の推進

＜施策の基本目標と方向＞

基本目標3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

大人たちが青少年の成長と自立・参加・共生を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、地域の見守りと青少年の居場所づくりや、急激に進展する情報化社会への対応等を進め、民間事業者を含む社会全体で、青少年の成長と自立・参加・共生をはぐくむ環境づくりに取り組みます。

（施策の方向）

- 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進
- 急激に進展する情報化社会への対応
- 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり

第3 令和2年度における青少年施策の実施状況（令和3年度新規事業を含む）

1 すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

(1) 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援

ア 基本的な生活習慣と基本意識の形成

(ア) 食の安全・安心確保事業<健康医療局>

県内の小学校に在籍する小学6年生を対象に、食育のための食品安全リーフレットを配布し、将来にわたって食の安全に対する理解を深めています。

（令和2年度配布状況）

・小学校（939校）6年生 86,876部

(イ) かながわ産食材を活用した学校給食の推進<教育委員会>

県内の公立小中学校等に対して、県産食材の情報提供等を行うことで、県産食材を活用した給食「かながわ産品学校給食デー」の推進を図っています。

(ウ) 食育推進事業<健康医療局>

未病を改善するための重要な柱である「食」について、県民一人ひとりが理解を深め、自ら健全な食生活を実践することで、誰もが元気に笑顔で長生きできる神奈川を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次神奈川県食育推進計画（食みらい かながわプラン2018）を策定しました。

また、食への関心を啓発し、食の大切さについて理解を深めてもらうために「かながわ食育フェスタ」を開催し、行政や企業、学校、食生活改善推進団体等が進める食育の取組や活動を紹介し、県民への食育の普及に取り組んでいます。

（令和2年度の実施状況）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部事業を中止しました。（かながわ食育フェスタ、食育出前講座）

(エ) 学校における食育推進の取組<教育委員会>

神奈川県食育担当者会議等を運営するとともに、児童・生徒に対し食に関する知識の取得や正しい食事のあり方、望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うことを目標に、家庭・地域と連携し、学校の教育活動全体で食育の推進に取り組んでいます。

また、食育の指導のあり方や指導体制整備及び栄養教諭制度の活用等についての総合的・実践的な研修を行っています。

学校における食育の推進

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/csk/shokuiku.html>

(オ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）<教育委員会>

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成し、配付しました。

（令和2年度）

・発行月：令和3年3月 ・発行部数：42,000部

学習資料(家庭教育ハンドブックすこやか)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/sukoyaka.html>



イ 基礎学力の確実な習得と体力の向上

(ア) かながわ学力向上実践推進事業<教育委員会>

児童・生徒一人ひとりの学びに向かう力等を養い、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むため、推進地域研究委託やシンポジウムの開催などの取組を推進しました。

(イ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進<教育委員会>

子どもの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、学校の体力向上の取組を指導支援する体力向上キャラバン隊や体力向上サポーターの派遣、夏休みのラジオ体操の普及活動等を行い、子どもの時から「未病を改善する」基礎づくりを推進しています。

(ウ) 子どもの遊び・運動推進事業<スポーツ局>

3歳児健診や幼児が集まるイベント等に、総合型地域スポーツクラブや、県レクリエーション協会、スポーツセンター等のスポーツ指導者を派遣し、運動遊びリーフレットを活用した遊び・運動を実践する場を提供しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により指導者の派遣を中止しました。

(エ) 3033運動の推進<スポーツ局>

1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、くらしの一部として習慣化する3033運動を推進することで、ライフステージ等に応じた運動やスポーツ活動の普及を図っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により3033運動キャンペーンイベントを中止しました。なお、テレビで3033運動について、様々な世代に普及・啓発を行いました。

3033(サンマルサンサン)運動 — くらしに運動・スポーツの習慣を —

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/3/3033.html>

(オ) 県民スポーツ月間の取組<スポーツ局>

県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深め、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として10月を「県民スポーツ月間」と設定し、全県的な取組を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小して実施しました。

(令和2年度の活動状況)

県民スポーツ月間中央イベント参加者数：144人

県民スポーツ月間

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/tz5/cnt/f6135/index.html>

(カ) 「かながわパラスポーツ」の推進<スポーツ局>

誰もが自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」を推進しています。

令和2年度は年3回開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりすべて開催中止しました。

(キ) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進<スポーツ局>

誰もが自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」のさらなる普及のため、県立スポーツセンターや特別支援学校の施設等を活用し、障がい者スポーツの環境整備を進めるとともに、地域等

での取組みを支援していきます。

(ク) 障がい者スポーツの普及推進<スポーツ局>

スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により全日程開催中止しました。

(ケ) スポーツ医科学・栄養サポート事業<スポーツ局>

スポーツ医科学及び栄養学的側面から、県内のアスリートが競技力向上やスポーツ障害の予防につながる適切なトレーニングや栄養補給の方法、身体・運動能力に関する正しい知識等の習得ができるよう、県立スポーツセンターにおいて、専門的な知見を有する医療機関、企業、大学、競技団体等と連携してトレーニング指導やセミナーなどを実施していきます。

(コ) タレント発掘・育成事業<スポーツ局>

継続的なスポーツ推進の観点から、スポーツ競技の裾野を拡げ、神奈川育ちのアスリートの早期からの育成及び計画的に競技力向上を図るため、ゴールデンエイジや障がいのある児童・生徒等を対象とした運動能力テストや競技体験会などを実施していきます。

ウ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援

(ア) 青少年国際交流セミナー等開催事業、高等学校等多文化理解推進事業<国際文化観光局>

国際的に共通の課題を認識し、その中で活躍できる人材、特に次代を担う高校生・大学生等を対象に国際人材の育成を図るため、(公財)かながわ国際交流財団が培ってきたノウハウを活用して開催するセミナー等について助成しています。

(イ) 三県省道スポーツ交流事業<国際文化観光局>

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域(本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道)の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

男子サッカー、女子バスケットボール、男女卓球の競技で例年実施していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止しました。

(ウ) 内閣府青年国際交流事業<福祉子どもみらい局>

内閣府が主催する青年国際交流事業に本県の青少年を参加させることにより、青少年リーダーの育成を図っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(エ) 青少年科学活動推進事業<福祉子どもみらい局>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は、年度当初から8月31日まで、1月8日から3月21日までの講座やイベントが中止や延期となる厳しい状況でした。このような中でも限られた期間を最大限に活用し、開催規模の縮小等の感染症対策を施した上で、星空教室、自然観察会、科学教室、ロボットプログラム等を実施し、青少年へ科学の普及啓発を行いました。また、地域における科学指導者の育成、高校生科学ボランティア活動の推進、教員志望学生への科学講座を実施し、指導者の人材育成を図りました。さらに、ホームページや科学相談を通して科学情報を発信しました。



かながわりレー科学教室



ロボットプログラム



子ども科学講座



高校生天文講座

(令和2年度の活動状況)

- 科学活動情報発信事業
 - ・インターネット科学館 **インターネット科学館** <http://kanagawa-yc.jp/>
ホームページアクセス件数 12,130件
 - ・科学相談 相談5件(5人) 来館利用1件(2人) 出張3件(53人)
- 科学活動普及・啓発事業
 - ・ 青少年科学活動啓発事業
 - 青少年のための科学の祭典2020神奈川大会 中止
 - 子どもサイエンスフェスティバル 1回実施 3回中止 参加延人数 60人
 - 青少年のためのロボフェスタ2020 中止
 - 星空教室 3回実施 9回中止 参加延人数157人
 - 科学講演会 中止
 - 日本学生科学賞神奈川県作品展 5日間開催 出展数123点 見学延人数297人
 - 横浜市中学校生徒科学作品展 6日間開催 出展数 97点 見学延人数152人
 - 県高等学校総合文化祭 理科部研究発表大会 発表8団体 参加延人数 39人
 - 神奈川県工業高校生徒研究発表会 発表11団体 動画審査
 - ・ 青少年科学体験支援事業
 - かながわりレー科学教室 4回実施 6回中止 参加延人数108人
 - 依頼団体科学教室 3回実施 参加延人数178人
 - ロボットプログラム 入門編 10回実施 6回中止 参加延人数 75人
応用編 2回実施 6回中止 参加延人数 6人
 - 自然観察会 3回実施 1回中止 参加延人数 44人
 - 子ども科学講座 5回実施 7回中止 参加延人数 71人
 - ・ ものづくり子どもサイエンス事業
 - プチロボで競走しよう 4回実施 3回中止 参加延人数 76人
 - ものづくり体験教室 4回実施 4回中止 参加延人数 77人
- 科学技術系人材育成事業
 - ・ 青少年科学人材育成事業
 - 小学生科学研究クラブ 中止
 - 子ども科学探検隊 3回実施 1回中止 参加延人数 31人
 - 中高生サイエンスキャリアプログラム 中止
 - 高校生天文講座 8回実施 2回中止 修了証17名 参加延人数127人
 - 高校生科学ボランティア 活動証明29人
 - 高校生実験・実習講座 1回実施 1回中止 参加人数 8人
 - カナラボ 中止
 - ・ 科学体験指導者育成事業
 - 天文研究クラブ 2回実施 4回中止 参加延人数 11人

おもしろ実験・科学工作指導者セミナー

2コース各5回実施 修了証8名 参加延人数 38人

・ 理科教育人材育成事業

教員研修科学講座		中止
依頼型教員研修講座		中止
小学校教員養成課程学生対象講座	2回実施	参加延人数 30人
現職教員社会体験研修受入		中止
インターンシップ		中止

(オ) 私立学校国際バカロレア認定取得支援事業<福祉子どもみらい局>

グローバル人材の育成に向けて国際バカロレア認定取得に関心のある私立学校に対し、既に認定を取得している学校の公開授業や職員同士の意見交換会を開催し、認定取得を支援します。

(カ) 私立学校グローバル教育推進事業<福祉子どもみらい局>

神奈川県友好交流地域である米国メリーランド州への語学研修や現地の大学生のインターンシップ受入れ等を実施する私立学校に対して補助しました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(キ) 英語資格検定試験活用促進支援事業<教育委員会>

グローバル人材の育成の一環として、生徒の主体的な英語学習を促し、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく育成するために、検定料の一部を支援し、英語資格検定試験の活用を促進します。

(ク) 神奈川県高校生留学促進事業<教育委員会>

神奈川県の高校生の留学を促進し、異文化理解を深めるとともに、外国語能力の向上を図ることで、グローバル人材の育成に資するよう、国際交流活動の拡大を図ります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止しました。

(ケ) 障がい者アスリート及び指導者への支援<スポーツ局>

東京2020パラリンピック競技大会において、「神奈川育ちのパラリンピアン」20人の出場を目標に、有望アスリート及びその指導者に対して競技活動費等を支援し、パラリンピック後も将来の神奈川のスポーツ振興に寄与することを目指しています。

(令和2年度の実施状況)

・障がい者アスリート支援事業補助対象 選手30人 指導者3人

(コ) スポーツ医科学・栄養サポート事業【再掲】<スポーツ局>

スポーツ医科学及び栄養学的側面から、県内のアスリートが競技力向上やスポーツ障害の予防につながる適切なトレーニングや栄養補給の方法、身体・運動能力に関する正しい知識等の習得ができるよう、県立スポーツセンターにおいて、専門的な知見を有する医療機関、企業、大学、競技団体等と連携してトレーニング指導やセミナーなどを実施していきます。

(カ) タレント発掘・育成事業【再掲】<スポーツ局>

継続的なスポーツ推進の観点から、スポーツ競技の裾野を拡げ、神奈川育ちのアスリートの早期からの育成及び計画的に競技力向上を図るため、ゴールデンエイジや障がいのある児童・生徒等を対象とした運動能力テストや競技体験会などを実施

していきます。

エ 命を大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実

(ア) 「いのちの授業」普及啓発事業＜教育委員会＞

自分の『いのち』を大切にするとともに、他者を思いやる気持ちをはぐくまれるよう、学校及び地域の様々な場面において実践された「いのちの授業」に対して、表彰式を実施するとともに、優秀作品集の作成・配布やホームページによる発信等を行っています。

令和3年度も引き続きコロナ禍における、いじめ、偏見、差別等を防止することが重要です。感染症を正しく理解し、自他の健康と「いのち」を守り、感染症に関連した、いじめ、偏見、差別等を防止するためにも、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、「いのち」のかけがえのなさや人への思いやり、互いに支えあって生きることの大切さなどを学ぶ「いのちの授業」のより一層の充実・推進を図っていきます。

(イ) 人権教育研究推進事業＜教育委員会＞

学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図ります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(ウ) 人権教育推進事業＜教育委員会＞

人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校教育・社会教育における人権教育を推進しています。

(令和2年度の取組)

研修会等の実施	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催方法を映像配信等とするなど参加人員を抑制しました。人権教育について理解を深めるため、教職員等を対象とした研修会等を計9回開催し、このうち「子どもの人権」をテーマにした講演等を計1回実施しました。
啓発資料の作成	人権教育について理解を深めるため人権学習教材、セクハラ防止啓発リーフレット、人権啓発ポスター、人権相談窓口周知ポスター等の啓発資料を作成し、県立学校等へ配付しました。
資料の整備	様々な人権課題に関する知識の取得を推進するため、県立学校、社会教育施設等に人権関係冊子及び図書の配付を行いました。
研究校等の委託 (小・中学校)	人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施しました。(研究校4校)

これらの取組により、人権尊重の理念について正しい理解が深まりました。今後、各種研修会で取り扱う人権課題について、参加者のニーズや今日的テーマを反映していくことが求められます。また、研究校等の成果の普及、啓発資料や学習教材の活用の、一層の促進を図ります。

(エ) 人権啓発事業（「こんな子いるよね」）＜福祉子どもみらい局＞

小学5年生向けの男女共同参画教育参考資料を作成・配布し、学校教育で活用で

きるよう支援しました。

(オ) 「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育推進事業<教育委員会>

「いのち」を大切に、夢や希望、感謝の心をもって生きることができる児童・生徒を育成するため、小・中学校において、授業や活動等を中心とした研究を推進しています。

(カ) いのちの大切さを学ぶ教室<警察本部>

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識を向上させ、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部リモート授業を実施しました。

(令和2年度開催状況)

- ・中学校 10回 1,645人
- ・高等学校 4回 846人

オ 心と体の健康に関する教育の充実

(ア) 学校保健安全の観点からの指導（心と体の健康相談等研修講座）<教育委員会>

公立学校の教諭等を対象として、児童生徒の様々な心と体の問題に対応するための知識とスキルを身に付ける研修を行い、実践力の向上を図っています。

カ 子どもの未病対策の推進

(ア) 子どもの未病対策推進事業<健康医療局>

子どもが未病改善の基本となる正しい生活習慣を身につけられるよう、就学前児童や小学生向けの効果的な普及啓発資料の提供や指導人材の育成支援を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(イ) 子どもの未病対策応援プログラム推進事業<健康医療局>

親や子どもが身近な場所で未病対策に取り組めるよう、企業や団体等のノウハウを活かした「子どもの未病対策応援プログラム」を、幼稚園・保育所等で実施できるよう県がコーディネートし、子どもの未病対策を支援しています。

(令和2年度の実施状況)

実施回数 13回 延べ745人参加（5企業5プログラム10園）

(ウ) 高校における未病学習推進事業<健康医療局>

高校生の健康リテラシーを高めるため、未病改善の考え方、健康課題やセルフマネジメント等について学習するための副教材を作成し、授業等で活用しています。

(令和2年度の実施状況)

県立高校70課程、約19,757人

(エ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進【再掲】＜教育委員会＞

子どもの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、学校の体力向上の取組を指導支援する体力向上キャラバン隊や体力向上サポーターの派遣、夏休みのラジオ体操の普及活動等を行い、子どもの時から「未病を改善する」基礎づくりを推進しています。

(2) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進

ア 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びの機会の提供

(ア) 青少年支援・指導者育成推進事業＜福祉子どもみらい局＞

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村・青少年関係団体がほとんどの事業を中止したことから、例年実施していた市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等について、実施することができませんでした。

イ 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進

(ア) 活動支援事業＜政策局＞

ボランティア活動を総合的に支援するかながわ県民活動サポートセンターにおいて、「活動と交流の場」を提供するほか、活動に対する相談、助言等を行っています。

(イ) 三県省道スポーツ交流事業【再掲】＜国際文化観光局＞

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域（本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道）の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

男子サッカー、女子バスケットボール、男女卓球の競技で例年実施していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止しました。

(ウ) あーすフェスタかながわ開催事業＜国際文化観光局＞

多文化共生社会の実現に向けて、異なる国籍、文化を持つ多くの県民が集い、出会い、それぞれの文化や考え方をアピールするとともに、互いを理解する機会をつくるため、毎年1回、「あーすフェスタかながわ」を開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止しました。

(エ) 地球市民かながわプラザの運営＜国際文化観光局＞

共に生きる平和な社会を築くために、多文化共生や異文化理解と地球規模の課題への認識を深め「地球市民」としての意識を培うための事業を展開しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部期間休館し、オンライン会議や映像配信等、来館せずに参加できる方法で事業を実施しました。

(令和2年度利用状況)

・利用者数 135,536人

- (オ) 青少年国際交流セミナー等開催事業、高等学校等多文化理解推進事業【再掲】<国際文化観光局>
国際的に共通の課題を認識し、その中で活躍できる人材、特に次代を担う高校生・大学生等を対象に国際人材の育成を図るため、(公財)かながわ国際交流財団が培ってきたノウハウを活用して開催するセミナー等について助成しています。
- (カ) 私立高等学校等教育改革推進補助(職業・ボランティア・健康・食等の教育の推進)<福祉子どもみらい局>
自然体験活動や奉仕体験活動などを行う私立高等学校等に対して補助しました。
- (キ) 私立高等学校等教育改革推進補助(教育の国際化)<福祉子どもみらい局>
英語教育の強化や国際交流の推進などを行う私立高等学校等に対して補助しました。
- (ク) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>
青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。
また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村・青少年関係団体がほとんどの事業を中止したことから、例年実施していた市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等について、実施することができませんでした。
- (ケ) 地域活動人材育成の取組<福祉子どもみらい局>
地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。
また、地域活動の活性化を図るために、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。
- (コ) 内閣府青年国際交流事業【再掲】<福祉子どもみらい局>
内閣府が主催する青年国際交流事業に本県の青少年を参加させることにより、青少年リーダーの育成を図っています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。
- (サ) 小・中・高校生等の森林学習等の支援<環境農政局>
かながわトラストみどり財団の行う森林づくりボランティア活動を支援しています。森林づくりの理解を促進するために森林講話に係る講師の派遣や間伐などの作業体験を実施しています。
(令和2年度実施状況)
・計21校 参加者延べ2,013人

(シ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業<教育委員会>
各校が企画する地域貢献活動を支援しています。また、高校生のボランティア活動への意欲を高めるためボランティアポスターを作成し、各校に配付するなど啓発活動を行い、関係機関等との連携を図りながら、高校生のボランティア活動を支援しています。

(ス) 国際・英語教育活動<教育委員会>
英語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図るため、県内の高校生等を対象にスピーチコンテストを実施しています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(セ) 高校生国際交流支援事業<教育委員会>
神奈川県友好交流地域である米国メリーランド州及び「高校生の相互交流推進に関する協定」を締結している台湾新北市に県内の高校生等を教育特使として派遣しています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

ウ 体験学習の支援、文化芸術、スポーツ活動の支援

(ア) 食の安全・安心確保事業<健康医療局>
子どもたちに、食の安全・安心に関する知識や理解を深めてもらうため、保護者と参加する食の安全・安心に関する講座を開催しています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(イ) 県立学校公開講座事業（親子ものづくり体験教室）<教育委員会>
地域で子どもを育む事業として、工業に関連する学科等を設置している県立高等学校において、親子で一緒に行うものづくり体験を夏季休業期間中に実施しています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止しました。

(ウ) (地独) 神奈川県立産業技術総合研究所における理解増進事業の連携・協力<政策局>
将来の科学技術やものづくりを担う人材の育成促進のため、(地独)神奈川県立産業技術総合研究所が行う、研究者・技術者による小中学校への出前講座「なるほど!体験出前教室」等に対して連携・協力しました。

(令和2年度の活動状況)

- | | |
|-------------------|-------|
| ・「なるほど!体験出前教室」 | 71校実施 |
| ・「理科実験室」 | 2回* |
| ・「夏休みおもしろ科学体験」 | 中止* |
| ・「青少年科学技術フェスティバル」 | 中止* |

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「理科実験室」第3回目、「夏休みおもしろ科学体験」及び「青少年科学技術フェスティバル」は中止しました。

(エ) 科学技術理解増進事業<政策局>
夏休み期間中に県内の科学館、試験研究機関、大学、企業等で開催される科学関連の行事をとりまとめ、「かながわサイエンスサマー」として紹介することにより、

青少年への科学技術の普及啓発を図ります。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(オ) 水源地域を学ぶ体験学習の機会拡大事業<政策局>

神奈川県に暮らす小学生等が、「水」や「環境」の学習の一環として水源地域を訪れ、水源地域の森林で行われる水源環境保全に関する取組の見学や作業体験を通じて、森林が果たす役割の重要性を理解し、将来にわたってかながわの森林と水を守る意識の涵養を図ることができるよう、「かながわの水源地域環境保全・再生施策」と連携し、水源地域を学ぶ体験学習事業を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(カ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村・青少年関係団体がほとんどの事業を中止したことから、例年実施していた市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等について、実施することができませんでした。

(キ) 青少年科学活動推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は、年度当初から8月31日まで、1月8日から3月21日までの講座やイベントが中止や延期となる厳しい状況でした。このような中でも限られた期間を最大限に活用し、開催規模の縮小等の感染症対策を施した上で、星空教室、自然観察会、科学教室、ロボットプログラム等を実施し、青少年へ科学の普及啓発を行いました。また、地域における科学指導者の育成、高校生科学ボランティア活動の推進、教員志望学生への科学講座を実施し、指導者の人材育成を図りました。さらに、ホームページや科学相談を通して科学情報を発信しました。

(ク) 環境・エネルギー学校派遣事業<環境農政局>

環境・エネルギー等に関して豊富な知識・経験を有する方を講師として小・中学校、高校等の学校に派遣し、児童又は生徒を対象に体験型の授業を実施することにより、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する理解を深め、「自ら考え、行動する人」を育成しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の緊急事態宣言による休校のため、授業実施時期を縮小しました。

(令和2年度実施状況)

・実施31校 参加児童・生徒2,730人

(ケ) 伝統芸能等普及振興事業<国際文化観光局>

青少年を対象として、地域に受け継がれている貴重な伝統芸能・民俗芸能に対する理解を深めるため、県立高校等における相模人形芝居学校交流ワークショップを開催するとともに、「歌舞伎鑑賞教室」や、小中学生を対象とした、日本舞踊や能楽のワークショップを実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相模人形芝居学校交流ワークショップ、人形浄瑠璃文楽及びかながわ伝統文化こども歳時記を除き、事業を中止しました。

(コ) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助事業<国際文化観光局>

青少年が、身近な場で優れた音楽を鑑賞できる機会を提供するとともに、プロ・オーケストラの実演指導等を通じて、青少年が自らの手で楽器や音楽に身近に触れる機会を提供するため、神奈川フィルが行う演奏会と音楽鑑賞教室事業を支援し、子どもたちの豊かな情操の育成を図りました。

(カ) 青少年舞台芸術活動推進事業<国際文化観光局>

青少年の舞台芸術活動の促進を図るため、優れた演劇や舞踊の鑑賞機会の提供、演劇・舞踊の講習会・発表会等の創造活動事業を実施しています。

令和2年度は、かながわの青少年の豊かな人間性を育むために、青少年自らが取り組む舞台芸術創造活動を推進するため、青少年センターで演劇発表会等を実施したほか、映像や舞台美術など新しい分野の講座等を実施しました。

(キ) 県立ふれあいの村指定管理事業<教育委員会>

子どもたちが自然や人とのふれあい活動を行う場として、足柄及び愛川ふれあいの村の管理・運営を指定管理者に委託しました。

(ク) 文化芸術による子供育成総合事業<教育委員会> 文化庁事業

小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家の派遣により、子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を実施しました。

このことにより、子どもたちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげます。

(令和2年度の実施状況)

- ・巡回公演事業 22校
- ・芸術家の派遣事業 32校 32件
- ・子供 夢・アート・アカデミー 2校

(ケ) 県民スポーツ月間の取組【再掲】<スポーツ局>

県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深め、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として10月を「県民スポーツ月間」と設定し、全県的な取組を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小して実施しました。

(令和2年度の活動状況)

- ・県民スポーツ月間中央イベント参加者数：144人

県民スポーツ月間

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/tz5/cnt/f6135/index.html>

- (ウ) スポーツ大会の支援<スポーツ局>
生涯スポーツの普及・啓発・定着を図るため、本県のレクリエーションスポーツの推進に大きく寄与するイベントに対し補助しています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止しました。
- (ク) 「かながわパラスポーツ」の推進【再掲】<スポーツ局>
誰もが自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」を推進しています。
「かながわパラスポーツフェスタ」を年3回開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりすべて開催中止しました。
- (ケ) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進【再掲】<スポーツ局>
誰もが自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」のさらなる普及のため、県立スポーツセンターや特別支援学校の施設等を活用し、障がい者スポーツの環境整備を進めるとともに、地域等での取組みを支援していきます。
- (コ) 障がい者スポーツの普及推進【再掲】<スポーツ局>
スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行っています。
県障害者スポーツ大会については、新型コロナウイルス感染症の影響により全日程開催中止しました。
- (カ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進<スポーツ局>
総合型地域スポーツクラブやスポーツの持つ魅力を広く県民に伝えることで、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた住民の意識向上を図るとともに、クラブの全県的な定着化を推進しました。
- (キ) セーリング競技の機運醸成<スポーツ局>
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止しました。
令和3年度は、東京2020大会に参加する選手・大会関係者だけでなく観客や観光客も含めて「おもてなし」「歓迎」「応援」の気持ちを伝えるため、子どもたちがアサガオを育成したほか、折り紙や七夕飾りなどの作成を行い、江の島のセーリング競技会場等に設置しました。
また、小学生向けのセーリング訪問授業を実施しました。
- (ク) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進）【再掲】<福祉子どもみらい局>
自然体験活動や奉仕体験活動などを行う私立高等学校等に対して補助しました。
- (ニ) とともに生きる社会推進事業<福祉子どもみらい局>
地域のイベントと連携して、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を広めるためのイベント「みんなあつまれ」を行っていましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止しました。
- (キ) 共生社会推進事業<福祉子どもみらい局>【新規】
障がいの程度や状態にかかわらず、誰でも文化芸術を鑑賞・創作・表現できる機会を提供するため、県内4か所で「ともいきアートサポート事業（創作×地域展示）」を実施しました。

エ 県・市町村・青少年団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進

(ア) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村・青少年関係団体がほとんどの事業を中止したことから、例年実施していた市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等について、実施することができませんでした。



キャンプ活動
セミナー
(カヌー体験)



自然体験活動指導者
セミナー（秋編）
(アウトドアゲーム)



子ども施設の
指導員セミナー
(インプロ)



子どもキャンプ
プロジェクト
(コピーブロック)

(令和2年度の活動状況)

- 地域において中心的な存在となる青少年支援・指導者の研修
 - ・青少年指導員セミナー（★） 1事業
 - ・体験学習プログラムセミナー（★） 1事業
 - ・自然体験活動指導者セミナー（☆） 1事業 42人
 - ・ステップアップキャラバン（☆） 1事業 101人
- 青少年行政関係職員等の研修
 - ・リードアップセミナー（☆） 1事業 39人
 - ・フォローアップセミナー 1事業 22人
 - ・子ども施設の指導員セミナー 1事業 127人
- グループ活動や青少年に関わる活動をしている若者のスキルアップを図る研修
 - ・キャンプ活動セミナー 1事業 21人
 - ・子どもキャンププロジェクト（☆） 1事業 37人
 - ・イベントボランティアセミナー（☆） 1事業 64人
- 青少年問題対策事業
 - ・チェンジライフキャンプ 1事業 キャンプ参加者延べ23人
- 青少年育成のための実践的調査研究
 - ・指導法の研究冊子等の作成「5つのステップでわかる チラシ作成ヒント集」
発行部数：1,000部
- 連携・調整
 - 青少年指導者養成協議会
 - ・総会（書面会議） 1回
 - ・常任委員会（書面会議） 3回

- ・ 専門部会 3回
 - ・ 青少年支援・指導者育成事業担当者会議 2回
- (1回は書面会議、もう1回は対面とオンライン開催を並行して実施)
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため
- (★) 中止した事業 (☆) 全てを実施できなかった事業

(イ) 地域活動人材育成の取組<福祉子どもみらい局>

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

また、地域活動の活性化を図るために、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。

(令和2年度の活動状況)

- ・ 青少年センター子どもフェスティバル (★) 1事業
- ・ 元気な子ども・若者の地域活動調査事業 1事業 27人
- ・ 地域活性化事業(市町村・団体協働事業) (☆) 1事業 48人

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため

(★) 中止した事業 (☆) 全てを実施できなかった事業

(3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成

ア 未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底

(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っております。

(令和2年度立入調査件数)

- ・ 215店

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12516.html>

(イ) 未成年者等喫煙防止対策事業<健康医療局>

たばこの健康影響に関する正しい知識の普及を図るため、小学生向けリーフレットを作成し、県内小学6年生全員に配布するとともに、中高生向けリーフレット及び大学生向けチラシを作成、配布しています。

(ウ) 高校生等への喫煙防止教育の実施<健康医療局>

健康に深刻な影響を与えるたばこについて、県立高校等の生徒に対し、適切な意志決定や行動ができるよう、保健福祉事務所等の医師や保健師等が講演等を行い、喫煙防止教育を推進しています。

(エ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進<教育委員会>

児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の習得と「喫煙、飲酒、薬物の乱用は絶対に許さない」という意識の高揚及び喫煙、飲酒、薬物乱用を勧められた時に断る勇気の大切さ、自分自身を大切にする「こころの醸成」を図ることを基本方針とし、指導資料・教材等による指導・啓発や薬物乱用防止教室の開催など児童・生徒に対する指導の充実、研修講座の開催による指導など教員に対する指導・研修の充実など、学校・家庭・地域との連携の推進の3つの柱を立て、児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進しています。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/hka/yakuran.html>

イ 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底

(ア) 薬物乱用防止対策<福祉子どもみらい局・健康医療局>

青少年の薬物乱用防止に関する取組を推進するため、「神奈川県薬物濫用防止条例」の適切な運用を図るとともに、神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、各種啓発活動を行っています。

学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、薬物乱用防止運動期間中を重点にポスター掲示やツイッターによる情報発信をしています。

また、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、薬物関係の図書を有害図書類等に指定しています。

ツイッターアカウント @Kana_yaku

危険ドラッグ乱用防止啓発映像「危険ドラッグの恐怖」

(外国語字幕対応言語：英語 中国語 韓国語 スペイン語 ポルトガル語 ベトナム語 タイ語)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/cnt/kidrug.html>

薬物乱用防止ビデオ「壊れる生命－薬物体験者たちの証言－」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/cnt/koware.html>

薬物乱用防止について

<http://www.pref.kanagawa.jp/menu/2/5/27/index.html>

有害図書類の指定

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12522.html>

○ 薬物乱用防止教室等の開催状況（令和2年度）

薬物乱用防止教室開催回数		175回
回数	小学校	114回
	中学校	48回
	高等学校	10回
	その他の学校※	3回
	その他	0回
薬物乱用防止教室参加人員		19,708人
参加人員	小学生	9,935人
	中学生	7,061人

	高 校 生	2,276 人
	そ の 他 の 学 校 * 学 生	436 人
	保 護 者 等	0 人

※義務教育学校、中等教育学校、大学含む

○ 薬物乱用防止街頭キャンペーン

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(イ) 私学団体補助（薬物乱用防止研修）＜福祉子どもみらい局＞

各私学団体が実施する薬物乱用防止研修へ補助しました。

(ウ) 私立学校への啓発事業＜福祉子どもみらい局＞

私立学校に対して、薬物乱用防止に関する情報提供を行いました。

(エ) 薬物乱用防止教室の開催＜警察本部＞

薬物乱用の未然防止を図るため、学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催しています。

ウ 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成

(ア) エイズ予防啓発事業（青少年エイズ・性感染症予防講演会）＜健康医療局＞

県域の中学校や高等学校等からの派遣依頼に基づき、保健福祉事務所等の医師や保健師等を派遣し、エイズを含む性感染症の基礎知識や予防方法、H I V検査を受けることの大切さなどの普及啓発を行っています。

（令和2年度青少年エイズ・性感染症予防講演会の開催状況）

- ・実施校数：9校（中学校4校、高等学校5校、特別支援学校0校）
- ・受講者：1,446人（中学校623人、高等学校823人、特別支援学校0人）

(イ) 思春期保健事業＜健康医療局＞

思春期以降の男女を対象に、身体や性などに関する健康教育及び相談を行っています。

(ウ) 妊娠SOSかながわ＜健康医療局＞【新規】

児童虐待のハイリスクである予期しない妊娠等に焦点をあてた相談支援（妊娠SOSかながわ）を行っております。電話による相談に加え、令和3年度よりLINE相談も本格的に開始しました。相談料は無料です。

（令和2年度の実施状況）

- ・電話相談 145件
- ・LINE相談 59件（3か月試行期間）

参考：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f533186/index.html>

(エ) 学校保健安全の観点からの指導（性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について）＜教育委員会＞

性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について研修し、実践的指導力の向上を図っています。

エ その他被害防止に関する教育の推進

- (ア) 総合防災センター企画運営事業（若者防災講座）＜くらし安全防災局＞
若者（中学生・高校生）を対象に、災害疑似体験やAEDの操作体験等の実技訓練によって、防災に関する基礎的な知識や技術の習得を目指す講座を開催しています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。
- (イ) 少年少女消防教育＜くらし安全防災局＞
県内の少年少女（小学3年生～中学生）を対象に、防火防災に関する知識を身につけさせるとともに、地域や家庭において火災の予防を行える少年少女を育成しています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。
- (ウ) 防犯人材育成事業＜くらし安全防災局＞
「セーフティかながわユースカレッジ」、「防犯ボランティアスキルアップセミナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成しました。
（令和2年度開催状況）
・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業は中止しました。
- (エ) 人権啓発事業（中学生向けデートDV防止啓発冊子作成）＜福祉子どもみらい局＞
県内の中学2年生を対象とした啓発冊子の作成・配布により、デートDV防止を啓発しました。
- (オ) 人権啓発事業（デートDV防止啓発事業）＜福祉子どもみらい局＞
デートDV防止啓発として、中学生・高校生を対象としたデートDV防止啓発講座の開催や高校生を対象としたデートDV防止啓発冊子「超カンタン デートDVの基礎知識」の作成・配布を行いました。
また、啓発冊子の内容を基に、啓発動画を作成し、公開しています。
（令和2年度の実施状況）
・デートDV防止啓発講座 7回 472人参加
- (カ) 消費者教育推進事業（学校における消費者教育の推進）＜くらし安全防災局＞
学校における消費者教育を円滑に実施するための連携・協力機関として、学校における消費者教育推進協議会を設置するとともに、中学生向け、高校生向けの資料、教員用解説書及び各種啓発教材等の作成・配布や消費者教育教員研修を実施しています。
また、消費生活課作成の消費者教育サポートサイト「つながる・かながわ消費者教育」内に、主に小学生を対象としたキッズページ「学ぼう！知ろう！身近なキケン」及び中高生向けページ「こんなにある！身近な消費生活トラブル」を開設し、消費者被害の未然防止のための情報発信を実施しています。
学ぼう！知ろう！身近なキケン
<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/edu/kids/index.html>
中高生向けページ こんなにある！身近な消費生活トラブル
https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/edu/soudanjirei/for_teenagers.html

- (キ) 消費者教育啓発学習事業（消費生活出前講座）＜くらし安全防災局＞
消費者意識の高揚や悪質商法の被害未然防止等のため、地域や学校に出向いて各種出前講座を実施しています。
（令和2年度消費生活出前講座（学校向け）の実施状況）
- ・実施回数：2校（高等学校1回、大学1回）
 - ・受講者数：589人（高等学校319人、大学270人）
- (ク) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）＜くらし安全防災局＞
インターネット被害未然防止のため、体験型の講座を実施しています。
（令和2年度インターネット被害未然防止講座（学校向け）の実施状況）
- ・実施回数：21回（小学校・中学校・高等学校13回、専門学校8回）
 - ・受講者数：2,338人（小学校・中学校・高等学校1,802人、専門学校536人）
- (ケ) 小学生向け消費者教育資料の作成＜くらし安全防災局＞
小学校高学年を対象に、消費者として必要な情報を掲載したリーフレット「『プリペイドカード』を知って“お金名人”をめざそう!」を作成、配布しています。
（令和2年度配布状況）
- ・発行部数：ワークシート96,000部、教員用解説書14,000部
 - ・配布先：県内の全小学校
- (コ) 若者向け成年年齢引下げ啓発映像発信事業＜くらし安全防災局＞
令和4年4月から実施される成年年齢引下げに伴い、若者が巻き込まれる恐れのあるトラブルと対処法について啓発するため、令和元年度に作成した啓発アニメーション「コレがまさかのアレでした。～若者の消費者被害～」について、ウェブ広告を利用して広く発信しました。
（令和2年度実施状況）
- ・使用媒体：Twitter/YouTube/LINE
 - ・完了視聴回数：2,366,911回
- (カ) 金融広報活動推進事業＜くらし安全防災局＞【新規】
若者の消費者被害防止のため、若者に多く見られる消費者被害事例をわかりやすく解説した啓発資料を作成し、県内大学、高等学校等に配付します。
- (シ) 高校生向け成年年齢引下げ啓発事業＜くらし安全防災局＞【新規】
神奈川新聞の高校生向け情報紙「H!P」において、成年年齢引下げをテーマに高校生記者による取材・執筆記事を9月号、12月号で掲載し、県内の高校に配布します。

(4) 社会的・経済的な自立の促進

ア 社会参画、シチズンシップ教育の推進

- (ア) 神奈川県環境インターンシップ＜環境農政局＞
大学生や大学院生を対象に、インターンシップ研修生として、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業において、その業務を体験する機会を提供することにより、環境保全や環境問題の解決に必要な意欲及び実践的能力を有する人材を育成してい

ます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度及び令和3年度の事業を中止しました。

(イ) 中学生の主張<福祉子どもみらい局>

広い視野と柔軟な発想や創造性をもとに、物事を論理的に考える力や自らの主張を正しく理解してもらおう力を身につけるため独立行政法人国立青少年教育振興機構が主催する「少年の主張」事業に県内中学生を選考し、推薦しています。

(ウ) シチズンシップ教育<教育委員会>

県立高等学校等において、キャリア教育の一環として、これからの社会を担う自立した社会人を育成することを目的に、積極的に社会参加するための能力と態度を育成するシチズンシップ教育を推進しています。

(エ) 障害福祉諸費<福祉子どもみらい局>【新規】

障がい者への理解を促進し、差別や偏見を解消するとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を広めていくため、「共生社会実現フォーラム」をオンラインで実施し、延べ334名の方々にご視聴いただきました。なお令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止します。

イ ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成

(ア) ライフキャリア教育支援事業<福祉子どもみらい局>

若年層（大学生・高校生・中学生）を対象とした啓発冊子、視聴覚教材、ロールモデル事業集、プログラム・教材の作成等により、男女共同参画の視点を踏まえたライフキャリア教育の普及拡大を図りました。

(イ) 恋カナ！プロジェクト<福祉子どもみらい局>

全国的に未婚率が高まる中、結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、かながわの魅力を活かした結婚支援の取組を実施し、結婚に向けた機運を醸成しています。

ウ キャリア教育の推進と職業能力開発

(ア) 高校生学習活動コンソーシアム事業<教育委員会>

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、インターンシップ事業を中止しました。ただし、県立高校と教育機関・研究機関・企業がコンソーシアムを形成し、遠隔による連携や規模縮小などの対応をとりながら、高校生向けの学習プログラムを提供することにより高校生の学習機会の拡大を図りました。

(イ) 学校教育充実事業費<教育委員会>【新規】

農業、工業などの産業教育系専門学科における長期間の企業における実習（いわゆるデュアルシステム）の推進に向け、課題となっている産業界との調整や地域の課題を解決するプログラムの開発などについて、専門的な見地をもってコーディネートできる人材の配置を行い、生徒が社会を実感できる学びを提供しています。

- (ウ) 女性の活躍応援団支援事業 理工系キャリア支援講座（旧かながわりケジョ・エンカレッジプログラム）＜福祉子どもみらい局＞
 女子中学生、高校生の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援し、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するため、県内の中学校、高等学校等において、「かながわ女性の活躍応援団」団員企業等及びNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから、女性技術者・研究者を講師として派遣する出前講座を実施しました。

（令和2年度の実施状況）

- ・実施回数 3回 421人参加（男子生徒も含む）

- (エ) 仕事のまなび場＜福祉子どもみらい局＞

専門学校における職業教育に関連した体験学習プログラムを活用し、高校生等の就労観の育成と職業意識の向上を図りました。

- (オ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進）＜福祉子どもみらい局＞

多様な職業体験等、職業教育の推進に取り組む私立高等学校等に対して補助しました。

- (カ) 専門課程訓練事業＜産業労働局＞

産業技術短期大学校において、主として高等学校の新規学卒者を対象に、実践技術者を育成するための専門高度な訓練を実施しました。

（令和2年度の実施状況）

- ・実施コース数：5コース
- ・受講者数：326人

- (キ) 普通課程訓練推進事業＜産業労働局＞

総合職業技術校において、主として新規学卒者等を対象に、職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しました。

（令和2年度の実施状況）

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	7コース	131人
西部総合職業技術校	7コース	128人
計	14コース	259人

- (ク) 人材育成支援センター事業＜産業労働局＞

人材育成支援センターにおいて、職業能力開発に関するモデルカリキュラムの開発を行うなど、人材育成に係る総合的な支援を民間教育訓練機関等と連携して実施しました。

（令和2年度の実施状況）

- ・職業訓練カリキュラム開発分科会 11回開催
- ・産業人材育成フォーラム

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため、事業を中止しました。

- (ケ) 短期課程訓練推進事業＜産業労働局＞

若年者を対象に製造業の次世代を担う後継者を育成するため、総合職業技術校での訓練と企業実習を組み合わせた訓練を実施しました。

(令和2年度の実施状況)

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	1コース	17人
西部総合職業技術校	1コース	14人
計	2コース	31人

- (コ) 職業能力開発推進事業 (かなテクカレッジ活用キャリア教育等推進事業) <産業労働局>

総合職業技術校において、近隣の中学校及び高等学校と連携・協力し、キャリア教育の中で、総合職業技術校を活用した「ものづくり体験」を実施しました。

(令和2年度の実施状況)

実施校	コース数	受講者数
東部総合職業技術校	12コース	490人
西部総合職業技術校	13コース	1,102人
計	25コース	1,592人

エ 若者の就労支援の強化

- (7) 漁業就業・定着化促進支援事業<環境農政局>

漁業就業者数が減少する中、漁業就業セミナー、漁業体験研修及び就業相談会を行い、新規に漁業への就業を希望する方への支援を実施しました。さらに、新たな取組みとして、「かながわ漁業就業促進センター」を開校し、漁業未経験者を対象に、就業に必要な知識や技術等を身に付けるための研修を実施しました。

(令和2年度の実績)

項目	実施回数	参加人数
漁業就業セミナー	1回	21人
漁業体験研修	2回	11人
就業相談会	1回	8人
かながわ漁業就業促進センター	—	研修生4人

- (イ) 就農支援<環境農政局>

次代の農業の担い手を育成するため、就農に興味のある高校生・大学生等を対象に、就農意欲の醸成や円滑な就農に向けた支援を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントは縮小し、かながわ農業アカデミーのホームページでの情報提供や個別の就農相談、学校案内を実施しました。

令和3年度は、学校案内と併せて農業体験を行うオープンカレッジや学校説明会の開催、農業高校の進路説明会への参加を計画しています。

- (ウ) 若年者就業支援<産業労働局>

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」において、国の機関である併設ハローワークと連携し、キャリアカウンセリング、就職活動支援セミナーやグループワーク、就職情報・職業訓練情報の提供を行っています。

(令和2年度利用者数)

・延8,899人

「かながわ若者就職支援センター」ホームページ

<https://www.kanagawa-wakamono.jp/>

(エ) 労働相談等事業（若年者労働教育支援）＜産業労働局＞

若者に向けたいわゆる「ブラック企業」対策として、「労働相談強化期間」を設け、「過重労働・若者の使い捨て撲滅相談」やセミナーを実施しています。

令和2年度の労働相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を一部中止しました。また、若者向け労働法セミナーについては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催方法をWEB開催等に変更して実施しました。

（令和2年度実施状況）

- ・特別労働相談会 開催日数 13日 相談件数44件
- ・街頭労働相談会 開催日数 32日 相談件数1,363件
- ・若者向け労働法セミナー WEB開催数2回（オンデマンド配信も実施）
参加者226人

2 困難を有する青少年の社会的自立の支援

(1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実

ア かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援

(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業＜福祉子どもみらい局＞

子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、従来よりひきこもり、不登校、非行など青少年の幅広い悩みの相談に対応していた青少年センターの相談機能を強化し、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置づけ、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しています。

(イ) SNS子ども・若者総合相談事業＜福祉子どもみらい局＞

子ども・若者の様々な悩みについて相談しやすい環境を整えることを目的として、「かながわ子ども・若者相談LINE」を運営しています。電話や来所といった従来の相談方法よりも、アクセスしやすいコミュニケーションアプリ「LINE」を利用することにより、相談のハードルを低くすることが可能になりました。

イ 少年相談活動の充実

(ア) 少年相談活動＜警察本部＞

警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談に対し、助言・指導を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行っています。

ウ 医療、福祉、教育等の専門職による適切な相談・支援体制の充実

(ア) 性的マイノリティ（LGBT等）交流相談事業＜福祉子どもみらい局＞

NPOと協働しながら、臨床心理士など専門相談員を学校や県内公共施設等に派遣して相談事業を実施しています。

(イ) 子ども人権相談室推進事業（国庫事業）＜福祉子どもみらい局＞

子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、施設職員を対象に人権擁護研修、基幹的職員研修を行っています。また、いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を行っています。

(ウ) 子どもの意見表明支援事業＜福祉子どもみらい局＞

施設入所（里親委託を含む）や一時保護された子どもの意見を汲み取り代弁する仕組みを構築し、自ら声をあげることが難しい子どもが意見を表明する権利を確保するため「子どもの意見表明支援事業」を令和2年4月から実施し、子ども自ら意見を表明できる機会を拡充しています。

(エ) SNS児童虐待防止相談事業＜福祉子どもみらい局＞

コミュニケーションアプリ「LINE（ライン）」を活用した児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家庭の悩みなどの相談を受け付けています。

(オ) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）＜福祉子どもみらい局＞

自閉症等の発達障がいをもつ障がい児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障がいに関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催方法を映像出前研修として回数及び参加人数を抑制しました。

（令和2年度研修実施状況）

・開催 2回 参加者 20人

(カ) こころの健康づくり専門相談事業＜健康医療局＞

こころの電話相談及びピア相談（精神障害のある当事者が行う相談）を実施しました。

(キ) 精神保健福祉普及相談事業＜健康医療局＞

精神障害者の病状悪化の防止、障害者の自立及び社会復帰を図るため、各保健福祉事務所において、地域住民のこころの健康に関する相談指導等を行いました。

(ク) 特定(依存症)電話・面接相談＜健康医療局＞

アルコールなどの依存症に関する電話・面接相談を実施しました。

(ケ) SNSを活用したいじめ相談の実施＜教育委員会＞

中学生・高校生が日ごろ使い慣れている無料通信アプリ「LINE」を活用して、いじめ等に関する相談ができる「SNSいじめ相談@かながわ」を実施しました。

（令和2年度の実施状況）

・実施日時：令和2年5月11日（月）から令和3年3月19日（金）まで

毎週3回月・水・金（12月30日から1月8日は除く）次の期間は毎日実施
5月11日から15日、8月24日から9月11日、1月11日から15日
18時から21時まで

- ・対象生徒：県内の国公立の中高校生約44万人

(コ) スクールカウンセラー配置活用事業<教育委員会>

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置しています。

また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないカウンセラー等への指導・助言を行っています。

(サ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業<教育委員会>

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行っています。

(シ) 教育相談等事業<教育委員会>

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施しています。

(ス) 24時間子どもSOSダイヤル事業<教育委員会>【新規】

いじめに関する問題など一人ひとりのニーズに応じた電話相談を夜間・休日含めた24時間対応で実施しています。

エ 各相談機関・民間団体間の連携促進

(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、従来よりひきこもり、不登校、非行など青少年の幅広い悩みの相談に対応していた青少年センターの相談機能を強化し、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置づけ、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しています。

(イ) ひきこもり等相談関係事業<福祉子どもみらい局>

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。

(ウ) 教育相談等事業<教育委員会>

神奈川県における教育相談の充実を図るため、教育相談機関連絡会議を開き、市町村の教育相談機関の連携を推進し、児童・生徒への支援を進めています。

(エ) 24時間子どもSOSダイヤル事業【再掲】<教育委員会>

いじめに関する問題など一人ひとりのニーズに応じた電話相談を夜間・休日含めた24時間対応で実施しています。

(オ) 地域包括支援センター職員等養成研修事業<福祉子どもみらい局>

高齢者やその家族を包括的・継続的に支援するため市町村が設置している地域包括支援センターの職員に対し、8050問題やヤングケアラーなど複合的な課題についての研修会を実施し、困難を抱える家族を適切な機関につなげられるようにするとともに、地域の様々な関係機関とのネットワーク構築を図りました。

(令和2年度実績)

・現任者研修修了者数 208人

(2) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援

ア ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族への支援

(ア) 地域若者サポートステーションの設置運営 <福祉子どもみらい局・産業労働局>

国と県が協働し、平成24年4月に神奈川県西部地域若者サポートステーションを小田原市、平成26年4月に神奈川県央地域若者サポートステーションを厚木市に設置しました。

キャリアカウンセラーや臨床心理士等を配置し、専門家の診断や助言をトータルに受けられる体制を備えた面接相談により、一人ひとりにあった就労に向けたプログラムを作成して、ニート等の若者の職業的自立を支援しています。

また、市町村やハローワーク、若者支援機関等とのネットワーク構築及び維持のため、会議への参加や連携活動を行いました。

なお、令和2年度から、40歳代無業者及びその家族まで支援対象が拡大されました。

(令和2年度状況)

・新規登録者 312人

・就職者数 135人

地域若者サポートステーション



地域若者サポートステーションは、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社等が実施しています。

ぜひ、一度ご相談ください。

・対象年齢：15歳～49歳

・料金：無料 ※ 初回のご利用には予約が必要です。

神奈川県地域若者サポートステーション

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p471988.html>

(国と県が協働で運営する地域若者サポートステーション)

○ 神奈川県西部地域若者サポートステーション

・所在地：小田原市城山1-6-32 Sビル2階（JR・小田急「小田原駅」から徒歩約3分）

・電話番号：0465-32-4115

・事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会

[厚生労働省・神奈川県委託]

- 神奈川県央地域若者サポートステーション
 - ・ 所在地：厚木市中町2-12-15 アミューあつぎ7階「あつぎ市民交流プラザ」内
(小田急「本厚木駅」から徒歩約5分)
 - ・ 電話番号：046-297-3067
 - ・ 事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
[厚生労働省・神奈川県委託]

(イ) ひきこもり支援サイト運営<福祉子どもみらい局>

県では、ひきこもり支援サイトを運営し、ひきこもりの状態にあり社会と接する機会がない若者が、県やNPOが実施する相談事業や体験活動等の情報を入手し、社会に関心を持つきっかけとなるような場を提供しています。

(令和2年度状況)

- ・ アクセス数 68,843件
- ・ ユーザー投稿数 372件
- ・ 投稿記事数 6件

(ウ) ひきこもり等相談関係事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。

(エ) ひきこもり等青少年自立支援事業<福祉子どもみらい局>

コミュニケーションや対人関係に悩みを持つ青少年を対象に、ひきこもり予防を含めた広い意味での自立支援を目的とした主にワークショップを通じた社会的体験の場を提供する。ひきこもり等の青少年支援に取り組むNPO等と協力して事業を実施しています。

(オ) ふれあい心の友訪問援助事業<福祉子どもみらい局>

ひきこもり、不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の姉・兄に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図っています。

(カ) あすなろサポートステーションでの児童への支援事業<福祉子どもみらい局>

児童養護施設退所児童等の自立支援及び安定就労を実現するため、支援拠点となる「あすなろサポートステーション」を設置し、児童に対する相談支援や施設職員に対する研修事業などを実施しています。

(キ) 地域包括支援センター職員等養成研修事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

高齢者やその家族を包括的・継続的に支援するため市町村が設置している地域包括支援センターの職員に対し、8050問題やヤングケアラーなど複合的な課題についての研修会を実施し、困難を抱える家族を適切な機関につなげられるようにするとともに、地域の様々な関係機関とのネットワーク構築を図りました。

(令和2年度実績)

- ・ 現任者研修修了者数 208人

イ 発達障がい等のある青少年とその家族への支援

(ア) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

自閉症等の発達障がいを有する障がい児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障がいに関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催方法を映像出前研修として回数及び参加人数を抑制しました。

（令和2年度研修実施状況）

・開催 2回 参加者 20人

(イ) 高校通級実践事業＜教育委員会＞

高校に進学する生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、発達障害等のある生徒が、大半の時間は通常の学級で他の生徒とともに学び、必要に応じて別の教室で障害に応じた特別の指導（自立活動）を受ける「通級による指導」に取り組んでいます。

高校に在籍する生徒のうち、発達障害等の障害に応じた特別の指導を行う必要がある者に対して、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部について、特別の指導の場で障害に応じた特別の指導（自立活動）を受ける「通級による指導」に取り組んでいます。

ウ ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族に対するNPO等民間団体への支援

(ア) ひきこもり等相談関係事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。

(イ) フリースペース等事業補助＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもり等の青少年やその家族に対する支援活動を促進するために、フリースペース等を運営するNPOが実施する相談事業を対象に助成しています。

エ NPO等との協働による自立支援

(ア) ひきこもり等青少年自立支援事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

コミュニケーションや対人関係に悩みを持つ青少年を対象に、ひきこもり予防を含めた広い意味での自立支援を目的とした主にワークショップを通じた社会的体験の場を提供する。ひきこもり等の青少年支援に取り組むNPO等と協力して事業を実施しています。

(イ) 性的マイノリティ（LGBT等）研修事業＜福祉子どもみらい局＞

NPOと協働して、県内の企業や児童養護施設に対し、性的マイノリティ（LGBT等）の理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられ

る環境づくりを進めました。

(3) 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

ア 非行防止教室等による青少年の規範意識の醸成

(ア) 交通安全県民運動事業<くらし安全防災局>

交通安全運動の中で、すべての県民に暴走族の反社会性や危険性などを訴える活動を行いました。

(イ) 薬物乱用防止対策【再掲】<福祉子どもみらい局・健康医療局>

青少年の薬物乱用防止に関する取組を推進するため、「神奈川県薬物濫用防止条例」の適切な運用を図るとともに、神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、各種啓発活動を行っています。

学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、薬物乱用防止運動期間を重点にポスター掲示やツイッターによる情報発信をしています。

(ウ) 非行防止教室の開催<警察本部>

警察官やスクールサポーター、少年補導員等が講師となって、紙芝居やクイズ、かるた等の啓発教材を活用した非行防止教室や高校生が講師になり、小・中学生と一緒に社会のルールや決まりを学ぶ「高校生による非行防止教室」を開催しています。

非行防止教室は、年齢や発達段階に応じた非行防止用の教材を活用し、子どもたちの規範意識の醸成と定着を図っています。

○ 非行防止教室等の開催状況（令和2年）

非行防止教室開催回数		614回
回数	小学校	393回
	中学校	148回
	高等学校	22回
	その他の学校	24回
	その他	27回
非行防止教室参加人員		97,924人
参加人員	小学校	54,872人
	中学校	20,261人
	高校生	4,816人
	その他の学校学生	1,335人
	保護者等	16,640人
薬物乱用防止教室開催回数		158回
回数	小学校	68回
	中学校	54回
	高校生	29回
	その他の学校	2回
	その他	5回

薬物乱用防止教室参加人員		29,020人
参加人員	小 学 校	6,134人
	中 学 校	12,048人
	高 校 生	9,059人
	そ の 他 の 学 校 学 生	56人
	保 護 者 等	1,723人
薬物乱用広報車派遣回数		14回
啓 発 人 員		1,912人

(エ) 薬物乱用防止教室の開催【再掲】＜警察本部＞

薬物乱用の未然防止を図るため、学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催しています。

(オ) いのちの大切さを学ぶ教室【再掲】＜警察本部＞

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とそのご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識を向上させ、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部リモート授業を実施しました。

(令和2年度開催状況)

- ・中学校 10回 1,645人
- ・高等学校 4回 846人

イ 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止

(ア) 街頭補導活動＜警察本部＞

計画的な街頭補導活動を行い、非行や被害に至る前の段階で少年に助言・指導することにより、少年の健全な育成を図っています。

(イ) 少年補導員の活動＜警察本部＞

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。

令和2年中においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、集団での街頭補導活動や参加者の密集が予想される少年の社会参加活動など集合型の活動を控え、少人数での登下校時見守り活動や校内放送設備を活用した非接触型の非行防止教室、サイバー教室等を推進しました。

「少年補導員の活動紹介」

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesdlb000.htm>

○ 少年補導員の活動状況（令和2年）

活	動	回	数	2,094回
	街	頭	補	導
	活	動		1,945回
	環	境	浄	化
	及	び	社	会
	参	加	活	動
				149回

ウ 地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援

- (ア) 更生保護事業への支援<福祉子どもみらい局>
 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設の活動に対して支援を行っています。
- (イ) 大学生少年サポーターの活動<警察本部>
 非行や不良行為等の問題を抱える少年に対し、少年と年齢の近い兄、姉的な存在である大学生が、学習支援や農業体験等を通じた居場所づくりを行っているほか、少年の規範意識醸成に向けた非行防止教室を行っています。

(4) 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実

ア 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組への支援

- (ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒対策）<福祉子どもみらい局>
 不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受け入れ体制を整備している私立高等学校に対して補助しました。
- (イ) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒の修学支援）<福祉子どもみらい局>
【新規】
 不登校生徒の学習継続を支援するため、知事が認める施設等への通所を認める私立中学校及び高等学校に対して経費の一部を補助しました。
- (ウ) 私学団体補助（いじめ・暴力行為防止関連研修）<福祉子どもみらい局>
 各私学団体が実施するいじめ・暴力行為防止関連研修へ補助しました。
- (エ) SNSを活用したいじめ相談の実施**【再掲】**<教育委員会>
 中学生・高校生が日ごろ使い慣れている無料通信アプリ「LINE」を活用して、いじめ等に関する相談ができる「SNSいじめ相談@かながわ」を実施しました。
 （令和2年度の実施状況）
 ・実施日時：令和2年5月11日（月）から令和3年3月19日（金）まで
 毎週3回月・水・金（12月30日から1月8日は除く）次の期間は毎日実施
 5月11日から15日、8月24日から9月11日、1月11日から15日
 18時から21時まで
 ・対象生徒：県内の国公私立の中高生約44万人
- (オ) いじめ問題対策推進<教育委員会>
 いじめ防止対策推進法の施行を受け、関係機関相互の連携調整を行う連絡協議会及びいじめ防止に係る調査研究や県立学校におけるいじめの重大事態に係る調査等を実施する調査会を設置しています。
 また、いじめの重大事態に係る調査に、第三者が適切に参加できる体制を整備し

ています。

(カ) 支えあう学校づくり協働推進事業<教育委員会>

不登校・いじめ・暴力行為などの未然防止に向けた総合的な連携を推進するため、学校・家庭・地域関係機関が連携して学校を支え、魅力ある学校づくりを進めています。

(キ) NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業<教育委員会>

不登校児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、NPO等と連携し、不登校相談会や進路情報説明会等、各種事業を実施しています。

(ク) 学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導<警察本部>

児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、県教育委員会、県私立小学校協会、県私立中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等と締結した協定により、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直り支援を行っています。

イ 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応

(ア) ふれあい心の友訪問援助事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

ひきこもり、不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の姉・兄に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図っています。

(イ) 少年補導員の活動【再掲】<警察本部>

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。

令和2年中においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、集団での街頭補導活動や参加者の密集が予想される少年の社会参加活動など集合型の活動を控え、少人数での登下校時見守り活動や校内放送設備を活用した非接触型の非行防止教室、サイバー教室等を推進しました。

ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実

(ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育相談体制の整備）<福祉子どもみらい局>

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等を行う私立高等学校等に対して補助しました。

(イ) スクールカウンセラー配置活用事業【再掲】<教育委員会>

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置しています。

また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないカウンセラー等への指導・助言を行っています。

- (ウ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業【再掲】＜教育委員会＞
社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行っています。
- (エ) 教育相談等事業【再掲】＜教育委員会＞
一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施しています。
- (オ) 24時間子どもSOSダイヤル事業【再掲】＜教育委員会＞
いじめに関する問題など一人ひとりのニーズに応じた電話相談を夜間・休日含めた24時間対応で実施しています。

(5) 子どもの貧困問題への対応

ア 就学や学資の援助等の教育支援

- (ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付＜福祉子どもみらい局＞
配偶者がなく、現に児童を扶養している方等に対して、無利子又は低利で修学資金等の各種資金の貸付を行います。
- (イ) 私立高等学校等生徒学費補助＜福祉子どもみらい局＞
学費負担の公私間格差を是正するため、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じる）が227,100円未満の世帯（＝年収目安：約750万円未満）の入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助しました。
- (ウ) 私立学校生徒学費緊急支援補助＜福祉子どもみらい局＞
保護者の失業や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助しました。
- (エ) 被災児童生徒就学支援補助＜福祉子どもみらい局＞
東日本大震災等により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料等を軽減した私立高等学校等に対して補助しました。
- (オ) 外国人学校生徒等学費補助＜福祉子どもみらい局＞
外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助しました。
- (カ) 高校生等奨学給付金事業＜福祉子どもみらい局・教育委員会＞
生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給

- (キ) 高等学校等就学支援金制度<福祉子どもみらい局・教育委員会>
高等学校等に通う生徒が安心して教育を受けられるよう、年収910万円程度未満の世帯の高校生等に対して、授業料の負担を軽減するため、就学支援金を支給しました。
- (ク) 小中学校等就学支援金制度<福祉子どもみらい局>
私立小中学校等に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、私立小中学生等のいる年収400万円程度未満の世帯に対して授業料の支援を行いました。
- (ケ) 高等学校奨学金の貸付<教育委員会>
学業等に意欲があり、保護者の年収の合計が800万円未満程度で、学資の援助を必要とする高校生等に対して、奨学金の貸付を行いました。
- (コ) 地域未来塾推進事業費補助<教育委員会>
学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。
(令和2年度実施状況)
・2市町 4箇所

イ 相談や交流機会の提供等の生活支援

- (ア) 生活困窮世帯の子どもの健全育成事業<福祉子どもみらい局>
生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開しています。
- ① 子ども支援員の配置
生活困窮世帯の子どもの健全に育成される環境を整備することを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を、子ども支援員として保健福祉事務所に配置しています。
 - ② 子どもの学習支援や居場所づくり事業の実施
生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施しています。
 - ③ 子どもの健全育成プログラム改定版の策定
生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に即した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して、福祉事務所が組織的に支援することができるよう策定した「子どもの健全育成プログラム」を、関係機関等と連携・協働しながら改定し、普及啓発に努めています。
- (イ) かながわ子ども支援協議会の設置・開催<福祉子どもみらい局>
子どもの貧困対策に関する有識者等の意見を聴取し、神奈川県の子どもの貧困対策に反映させるため、有識者等を構成員とした「かながわ子ども支援協議会」を設置し、子どもの貧困対策に係る議論を行っています。
- (ウ) SNSひとり親家庭相談事業<福祉子どもみらい局>
子どもの貧困対策の推進を目的として、特に生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の自立を応援するため「かながわひとり親家庭相談LINE」を開設し、幅広

い層からの相談を受け入れ、必要な情報を提供し支援を行っています。

(エ) 子ども・青少年の居場所づくりの普及促進<福祉子どもみらい局>

子ども・青少年の居場所づくり推進事業（平成28～30年度実施）において作成した「子ども・若者居場所づくりガイド（導入編）（対話編）（つながり編）」を、県青少年課のホームページに掲載し、地域における居場所づくりに関する情報発信を行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/ibasyo.html>

ウ 職業訓練等の保護者に対する就労支援

(ア) 高等職業訓練促進給付金等支給<福祉子どもみらい局>

母子家庭の母等を対象に、経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、給付金を支給しました。

（令和2年度の実施状況）

支給対象者 7人

(イ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助<福祉子どもみらい局>

県が適当と認める社会福祉法人等が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成しています。

（令和2年度の実施状況）

・入学準備金貸付 8件、就職準備金貸付 8件

(ウ) 短期課程訓練推進事業<産業労働局>

総合職業技術校において、主として離転職者等を対象に、再就職に必要となる知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しました。

（令和2年度の実施状況）

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	8コース	258人
西部総合職業技術校	7コース	261人
計	15コース	519人

(エ) 離職者等委託訓練事業<産業労働局>

離転職者の再就職を促進するため、ITを活用した業務に役立つ実務知識・技能を習得する訓練等を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。

（令和2年度の実施状況）

・実施コース数 134コース
・受講者数 1,722人

(オ) 技術校生等就職促進事業<産業労働局>

求人開拓推進員を産業技術短期大学校、総合職業技術校に配置し、訓練受講者及び訓練修了後1年未満の者を対象に、求人開拓、就職相談、無料職業紹介を行いました。

（令和2年度の実施状況）

・求人開拓に係る訪問企業数 417件
・技術校生等に対する就職相談件数 2,021件

(カ) 職業訓練手当支給<産業労働局>

障がい者等で公共職業安定所長の受講指示により公共職業能力開発施設等に入校した場合の訓練期間中に手当を支給します。

(令和2年度支給状況)

- ・支給者数 97人

(キ) 障害者就職促進委託訓練事業<産業労働局>

国立県営の神奈川県障害者職業能力開発校が委託元校となり、求職中の障がい者に向け、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用した短期課程の訓練を実施し、障がい者の就職の促進を図りました。

(令和2年度の実施状況)

- ・実施コース数：17コース
- ・受講者数：83人

(ク) 障害者職業能力開発事業<産業労働局>

国立県営の神奈川県障害者職業能力開発校において、障がい者に対する職業能力開発事業及び施設の維持、管理、運営を行いました。

(令和2年度の実施状況)

- ・実施コース数：8コース
- ・入校者数：77人

エ 各種手当の支給等の経済的支援

(ア) 児童扶養手当<福祉子どもみらい局>

父母の離婚・死亡等により父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図っています。

(6) 被害防止・保護活動の推進

ア 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実

(ア) 人権教育研究推進事業【再掲】<教育委員会>

学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図ります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(イ) 人権教育推進事業【再掲】<教育委員会>

人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校教育・社会教育における人権教育を推進しています。

(令和2年度の取組)

研修会等の実施	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催方法を映像配信等とするなど参加人員を抑制しました。人権教育について理解を深めるため、教職員等を対象とした研修会等を計9回開催し、このうち「子どもの人権」をテーマにした講演等を計1回実施しました。
啓発資料の作成	人権教育について理解を深めるため人権学習教材、セクハラ防止啓発リーフレット、人権啓発ポスター、人権相談窓口周知ポスター等の啓発資料を作成し、県立学校等へ配付しました。
資料の整備	様々な人権課題に関する知識の取得を推進するため、県立学校、社会教育施設等に人権関係冊子及び図書の配付を行いました。
研究校の委託 (小・中学校)	人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施しました。(研究校4校)

これらの取組により、人権尊重の理念について正しい理解が深まりました。今後も、各種研修会で取り扱う人権課題について、参加者のニーズや今日的テーマを反映していくことが求められます。また、研究校等の成果の普及、啓発資料や学習教材の活用の、一層の促進を図ります。

(ウ) 地域子育て支援人材育成事業<福祉子どもみらい局>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業従事者などを対象とした資質向上のための研修及び情報交換を実施しています。

また、県立保健福祉大学実践教育センターと共同して、地域の子育て支援に関わる母子保健・児童福祉・医療機関の関係者を対象とした子ども虐待予防研修を実施しています。

(エ) 虐待防止対策推進事業<福祉子どもみらい局>

複雑かつ深刻化する相談について、医学、法律等、専門的見地から助言を得ることにより効果的に子どもや保護者へ支援を行っています。

また、児童虐待等の問題に対して適切に対応し、児童相談所と関係機関との連携を強化するための広報・啓発活動を行い、地域全体としての関心を高め、未然防止を図っています。

(オ) 児童相談所一時保護所への心理職員の配置<福祉子どもみらい局>

一時保護所に保護した児童の不安を解消し、心のケアを図っています。

(カ) 児童虐待未然防止強化事業<福祉子どもみらい局>

令和元年6月に改正された児童虐待防止法等に盛り込まれた体罰禁止について、様々な方法により普及啓発を行い、子どもから大人まで幅広くこの認識を広げることと、虐待の未然防止を図っています。

(キ) 子ども安全110番の設置<警察本部>

児童虐待や子どもの安全に関する情報を24時間体制で受け付ける専用電話を設置し、事案への迅速・適切な対応を行っています。

(ク) 児童虐待対策<警察本部>

警察本部及び警察署が一体となって、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を行っています。また、児童相談所や医療機関等関係機関相互の連携による適切な対応を図っています。

イ 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進

(ア) 児童ポルノ根絶に向けた広報啓発活動の推進<警察本部>

児童ポルノ事犯の取締強化による被害児童の早期発見、保護と、画像の拡散防止、被害の未然防止に向けた児童への啓発や社会全体に対して、児童ポルノは絶対に許さないという気運を醸成するための広報啓発活動を推進しています。

ウ 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進

(ア) 被害少年の保護活動<警察本部>

相談活動、補導活動等を通じて、被害少年の発見保護に努めるとともに、少年相談員による、被害少年に対する継続的な立ち直り支援を行っています。

(イ) SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の推進<警察本部>

SNS上における児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対して、注意を喚起するメッセージを投稿し、不適切な書き込みを行った投稿者及び書き込みの閲覧者に対して広報啓発を行っています。

エ 自殺対策の取組

(ア) こころといのちのサポート事業<健康医療局>

総合的な自殺対策を推進するため、自殺の背景にある様々な社会的な要因について、多角的に検討を行うとともに、各分野の関係機関・団体との連携を図りました。

(イ) かながわ自殺対策推進センター事業<健康医療局>

自殺対策を推進するため、精神保健福祉センター内に設置している「かながわ自殺対策推進センター」において、自殺対策情報を広く県民や関係機関に提供しました。

(ウ) こころといのちを守る対策推進事業<健康医療局>

自殺対策の強化を図るため、他の年代に比べて自殺者の減少が少ない若年者対策や、自殺未遂者支援等の各種事業を総合的に実施しました。

(エ) こころ・つなげよう電話相談事業<健康医療局>

自殺予防のため、フリーダイヤルによる「こころの電話相談」を実施しました。

(オ) ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業<健康医療局>

SNS等のICTを活用した自殺対策として、「LINE相談」の実施など、より相談しやすい環境を整えました。

オ 犯罪被害者等への支援

(ア) 犯罪被害者等理解促進事業<くらし安全防災局>

犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性などについての普及啓発を行い

ました。

(令和2年度実施状況)

犯罪被害者等理解促進講座及び犯罪被害者支援キャンペーンは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。キャンペーンの代替として、「犯罪被害者週間」(令和2年11月20日～同30日)に合わせ、かながわ県民センターにて「犯罪被害者支援パネル展」を開催しました。

(イ) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業<くらし安全防災局>

性犯罪・性暴力の被害者が、必要なときに必要な支援をワンストップで受けることができるよう、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を設置し、24時間・365日で相談に対応し、医療機関受診の公費負担等の支援を行っています。

(令和2年度状況)

- ・相談実績 1,512件
- ・支援実績 128件

(ウ) 「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の運営<くらし安全防災局>

犯罪被害者等への総合的な支援体制として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営しました。

(令和2年度実績)

- ・相談 875件

(エ) 犯罪被害者等支援<くらし安全防災局>

法律相談やカウンセリングなど、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を提供しました。

(令和2年度支援実績)

- ・支援件数 505件
(うち弁護士による法律相談159件、臨床心理士等カウンセリング111件)

(オ) 犯罪被害者等支援事業補助<くらし安全防災局>

犯罪被害者等の負担軽減のため、検察庁、裁判所等に対する付添い支援を行う民間支援団体に対して、経費の一部を補助しました。

3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

(1) 社会環境の健全化へ向けた取組の一層の推進

ア 青少年保護育成条例の取組の推進(青少年保護育成条例に基づく取組)

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年を有害な環境や性的な被害から守るため、「神奈川県青少年保護育成条例」に定められた各規定の実効性を確保するための調査・指導や啓発活動等の取組を推進しています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員(権限を移譲した市町においては、その首長等が指定した職員)が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っています。

(令和2年度立入調査状況)

・書店等への立入調査件数 189件

神奈川県青少年保護育成条例

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p26719.html>

深夜外出は保護者同伴でも原則禁止です！

深夜（夜11時～朝4時）の外出は、青少年の生活習慣の乱れや健康への影響が心配されます。青少年だけで外出させないことはもちろん、保護者同伴でも外出しないようにしてください。（青少年課）



イ 青少年喫煙飲酒防止条例の取組の推進（青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組）

(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進【再掲】<福祉子どもみらい局>
青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っております。

(令和2年度立入調査状況)

・店舗への立入調査件数 89件

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12516.html>



酒・たばこ購入時の年齢確認にご協力を

青少年が、酒・たばこを容易に手に入れられない社会環境づくりのため、青少年喫煙飲酒防止条例では、酒・たばこ販売店に、証明書による年齢確認を義務付けています。（青少年課）

ウ 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年に有害な図書、家庭用ゲームソフト等の有害図書類の区分陳列の適正化、有害図書類等を収納する自動販売機に対する規制等、有害環境の健全化に向けた取組を推進しています。

エ 業界による自主規制の徹底

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

業界の自主的取組に係る広報等の実施、「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進しています。

- (イ) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>
業界の自主的取組に係る広報等の実施、「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進しています。

オ JKビジネス等への対応

- (ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>
女子高生等を商品化したいわゆる「JKビジネス」等の被害から青少年を守るため、青少年や保護者に対し、「JKビジネス」の危険性について啓発するとともに、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づく調査・指導等の取組を推進しています。

カ 自画撮り被害への対応

- (ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>
インターネットを通じて青少年が言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、自分の下着姿や裸を撮影させられた上、メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」から青少年を守るため、青少年保護育成条例では青少年自身に係る児童ポルノ等の提供を要求する行為を禁止し、特に、その行為が悪質なものについては罰則規定を設け、加害行為の抑制と自画撮り被害の未然防止を図るとともに青少年に自身の児童ポルノ等の送信をしないよう周知啓発を推進しています。

(2) 急激に進展する情報化社会への対応

ア スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組

- (ア) サイバー防犯ボランティアによる啓発活動<警察本部>
サイバー防犯ボランティアの皆さんが、サイバー犯罪被害防止やサイバー空間における規範意識の向上を図ることを目的として、県内各地で警察官等と連携し児童・生徒や保護者等を対象としたサイバー教室等による啓発活動を行っています。中でも児童・生徒と年齢の近い兄姉的な立場である中・高校生、大学生による啓発活動は、双方に多くの効果が認められることから、こうした学生等のサイバー防犯ボランティアの育成とその活動を支援しています。

サイバー防犯ボランティアによるサイバー教室実施状況(令和2年)

	小学生	中学生	高校生	保護者	その他	合計
ボランティア全体の 実施回数(対象人数)	59回 (10,464人)	9回 (2,469人)	2回 (520人)	9回 (972人)	1回 (571人)	80回 (14,996人)
うち、大学生等による 実施回数(対象人数)	3回 (255人)	1回 (250人)	0回 (0人)	3回 (152人)	0回 (0人)	7回 (657人)



サイバー防犯ボランティアの活動について

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd7027.htm>

- (イ) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）【再掲】<くらし安全防災局>

インターネット被害未然防止のため、体験型の講座を実施しています。

（令和2年度インターネット被害未然防止講座（学校向け）の実施状況）

- ・実施回数：21回（小学校・中学校・高等学校13回、専門学校8回）
- ・受講者数：2,338人（小学校・中学校・高等学校1,802人、専門学校536人）

- (ウ) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年が利用する携帯電話等へのフィルタリング設定の徹底及びインターネット接続制限・監督機能の活用を促すため、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づく調査・指導等の取組や周知啓発活動を行っています。

令和元年度は、小学校1年生、中学校1年生の保護者を対象に、神奈川県青少年保護育成条例のチラシを学校の三者面談等を活用して配布し、そのチラシの中で、インターネットの適切な利用について啓発しました。

また、小学校6年生（新中学校1年生）の保護者を対象に、スマートフォンの特性や危険性に重点をおいたリーフレットを作成し、学校の新入生説明会等の場を活用して配布するだけでなく、携帯電話等販売店にも配布しました。

（令和2年度のチラシ及びリーフレットの作成部数）

- ・小学校1年生の保護者向けチラシ 115,000枚
- ・中学校1年生の保護者向けチラシ 103,000枚
- ・新中学校1年生の保護者向けリーフレット 111,000枚

青少年のインターネットの利用

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p756581.html>

- (エ) 携帯電話教室<教育委員会>

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

（令和2年度開催校数）

- ・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校 302校

- (オ) サイバー教室の開催等<警察本部>

児童・生徒を対象とした「サイバー教室」の開催等により、インターネットの危険性に係る啓発活動を推進しています。

（令和2年サイバー教室開催状況）

- ・開催443回 参加人数72,983人

イ 情報モラル・メディアリテラシーに関する教育やメディア技術を活用した学習の機会づくり

- (ア) 男女共同参画・メディアリテラシー講座（中高生向け）〈福祉子どもみらい局〉
人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るため、出前講座を実施しました。

（令和2年度の実施状況）

・実施回数 1回 136人参加

- (イ) 情報モラルの育成〈教育委員会〉

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいて情報モラルの育成を図っています。

- (ウ) 携帯電話教室【再掲】〈教育委員会〉

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

（令和2年度開催校数）

・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校 302校

ウ ネットいじめへの対応

- (ア) 情報モラルの育成【再掲】〈教育委員会〉

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいて情報モラルの育成を図っています。

- (イ) 携帯電話教室【再掲】〈教育委員会〉

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

（令和2年度開催校数）

・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校 302校

エ 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組の推進

- (ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進〈福祉子どもみらい局〉

首都圏の自治体や関係業界による協議の場の設置や民間事業者との協働による周知啓発活動などの取組を推進しています。

オ インターネット上の有害情報対策の推進

- (ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進〈福祉子どもみらい局〉

携帯ゲーム機やスマートフォン等からのインターネット接続に対応するため、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、有害情報の閲覧防止に向けた保護者・青少年等への啓発活動等を推進しています。

(3) 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり

ア 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進

(ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携＜福祉子どもみらい局＞

青少年の健全育成を進める県民大会を開催するなど、規範意識の向上、青少年の育成・支援に対する責任の自覚等、大人自身の意識改革に向けた啓発活動を推進しています。

(イ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村・青少年関係団体がほとんどの事業を中止したことから、例年実施していた市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等について、実施することができませんでした。

(ウ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）【再掲】＜教育委員会＞

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成し、配付しました。

(エ) 子どもの貧困対策推進事業＜福祉子どもみらい局＞

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合・対面方式によるフォーラム及び人材育成セミナーに代えて、ホームページの充実強化（かながわスマイルテーブルをリニューアル）や、NPO団体との協働によるオンラインセミナー等を開催し、子どもの貧困についての理解を深め、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運の醸成を図りました。

イ 家庭・地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）【再掲】＜教育委員会＞

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成し、配付しました。

(イ) 生涯学習推進事業＜教育委員会＞

生涯学習・社会教育関係職員等の生涯学習指導者を対象として、PTA活動の推進や子どもの読書活動の推進など、様々な課題に対応するための人材を育成するコース別研修を実施しました。

また、子どもの健全育成を図るなど優良な実績を上げているPTAを表彰し、広報することで活動の活性化を図りました。

(ウ) 保護者向け消費者教育啓発事業<くらし安全防災局>

2022年（令和4年）4月から成年年齢が20歳から18歳に引下げられることに伴い、18歳・19歳を狙った悪質商法等からの被害の未然防止のため、保護者への注意喚起を行う啓発資料を配布しました。

令和3年度は、保護者向けの啓発動画を作成するとともに、インターネット広告等の媒体を活用して、保護者に向けて配信します。

また、成年年齢引下げに伴う消費者被害を保護者に啓発するための特設サイトを作成します。

（令和2年度配布状況）

- ・発行部数：90,000部
- ・配布先：県内の高校1年生の保護者

ウ 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・NPO・関係機関による協働の推進

(ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携<福祉子どもみらい局>

「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」を実施主体とするキャンペーン等、民間事業者・NPO・関係機関による協働の取組を推進しています。

(イ) 地域学校協働活動推進事業（県立学校）<教育委員会>

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びや成長を支え、消防訓練等への参加、花壇等の学校環境整備、まちづくり・福祉学習、地域行事への参加、幅広い地域住民等の参画によって様々な活動を県立学校において実施しました。

(ウ) 地域学校協働活動推進事業費補助<教育委員会>

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、地域の活性化を図る「地域学校協働活動推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

（令和2年度実施状況）

- ・10市町 98箇所

(エ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業【再掲】<教育委員会>

高校生のボランティア活動への意欲を高めるための強化月間や、手話を学ぶ取組を充実させるための強化月間を設定するとともに、各校が企画する地域貢献活動を支援します。また、関係機関等との連携を図りながら、高校生のボランティア活動を支援しています。

(オ) スポーツ大会の支援【再掲】<スポーツ局>

生涯スポーツの普及・啓発・定着を図るため、本県のレクリエーションスポーツの推進に大きく寄与するイベントに対し補助しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止しました。

(カ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進【再掲】<スポーツ局>

総合型地域スポーツクラブやスポーツの持つ魅力を広く県民に伝えることで、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた住民の意識向上を図るとともに、クラブの全県的な定着化を推進しました。

- (キ) 地域人材を活用した外国につながるのある生徒への支援<教育委員会>
県立高校への入学前の支援である「プレスクール」、県立高校在学中の支援を充実させた、「高校生活支援」、地域の県立高校を対象に地域ぐるみで支援を行う「週末地域日本語・学習支援」を継続的に実施することで、外国につながるのある生徒の社会的・職業的自立や希望する進路の実現、地域の一員としての意識涵養を図ります。

エ 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり

- (ア) 放課後児童健全育成事業費補助<福祉子どもみらい局>
保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブを実施する市町村に対して補助します。
- (イ) 子ども・青少年の居場所づくり普及促進【再掲】<福祉子どもみらい局>
子ども・青少年の居場所づくり推進事業（平成28～30年度実施）において作成した「子ども・若者居場所づくりガイド（導入編）（対話編）（つながり編）」を、県青少年課のホームページに掲載し、地域における居場所づくりに関する情報発信を行っています。
- (ウ) フリースペース等事業補助【再掲】<福祉子どもみらい局>
ひきこもり等の青少年やその家族に対する支援活動を促進するために、フリースペース等を運営するNPO等が実施する相談事業を対象に助成しています。
- (エ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>
青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。
また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村・青少年関係団体がほとんどの事業を中止したことから、例年実施していた市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等について、実施することができませんでした。
- (オ) 地域活動人材育成の取組【再掲】<福祉子どもみらい局>
地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。
また、地域活動の活性化を図るため、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。
- (カ) 民生委員児童委員活動費補助<福祉子どもみらい局>
民生委員・児童委員が行う相談・支援活動、訪問活動などの活動に対し、支援を行っています。

(キ) 民生委員児童委員研修事業<福祉子どもみらい局>

民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得を図るための研修を、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修など体系的に実施し、委員の資質向上を図っています。

(ク) 放課後子ども教室推進事業費補助<教育委員会>

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流活動等の取組を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

（令和2年度実施状況）

・24市町村 171箇所

(ケ) 地域学校協働活動推進事業費補助【再掲】<教育委員会>

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、地域の活性化を図る「地域学校協働活動推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

（令和2年度実施状況）

・10市町 98箇所

(コ) 少年補導員の活動【再掲】<警察本部>

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。

令和2年中においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、集団での街頭補導活動や参加者の密集が予想される少年の社会参加活動など集合型の活動を控え、少人数での登下校時見守り活動や校内放送設備を活用した非接触型の非行防止教室、サイバー教室等を推進しました。

(サ) スクールサポーターの活動<警察本部>

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における地域安全情報の収集・提供のほか、非行防止教室の開催等、非行防止・犯罪被害防止に関する活動を行っています。

オ 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり

(ア) 安全・安心まちづくり県民運動推進事業<くらし安全防災局>

犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみの運動として推進するため、安全・安心キャンペーン等を実施しました。

（令和2年度実施状況）

夏休み安全・安心キャンペーン、安全・安心まちづくり旬間出陣式及び年末年始安全・安心キャンペーンは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

(イ) 防犯人材育成事業【再掲】<くらし安全防災局>

「セーフティかながわユースカレッジ」、「防犯ボランティアスキルアップセミ

ナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成しました。
(令和2年度開催状況)
・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業は中止しました。

(ウ) 安全・安心まちづくりに向けた地域防犯力の強化を支援くらし安全防災局>
地域の防犯力をさらに高めるため、防犯カメラの設置を支援しました。

(令和2年度設置支援状況)
・防犯カメラ設置支援 250台

(エ) 私立学校への啓発事業<福祉子どもみらい局>
私立学校に対して、児童・生徒等の安全確保に関する情報提供を行いました。

(オ) 受動喫煙防止対策等促進事業<健康医療局>
健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙から未成年者を保護するとともに、受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発を行っています。

(カ) 暴力団排除条例に基づく取組の推進<警察本部>
少年を暴力団からの悪影響や被害から守るため、「神奈川県暴力団排除条例」では、学校、図書館、都市公園などの施設から一定の距離的範囲内や、都市計画法における住居系の用途地域内において暴力団事務所の開設等を禁止し、また、暴力団員が少年を暴力団事務所に立ち入らせることや、少年に有害な行為をする等の目的で面会や電話連絡をすることなど一定の行為を禁止しており、これらの規定を適正に運用し、暴力団のいないまちづくりを推進していきます。

神奈川県暴力団排除条例

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesc8040.htm>

(キ) スクールサポーターの活動【再掲】<警察本部>
警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における地域安全情報の収集・提供のほか、非行防止教室の開催等、非行防止・犯罪被害防止に関する活動を行っています。

(ク) 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業<警察本部>
県警察では、ボランティア活動に興味のある学生等に対して、防犯活動の紹介や活動の場を提供するなど、防犯ボランティア活動を始めるきっかけ作りに取り組み、大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進を図っています。
現在、高校・大学において、防犯ボランティア団体が結成され、多くの学生が様々な防犯ボランティア活動をしています。



(ケ) ピーガルくん子ども安全メールの運用<警察本部>

配信を希望し、パソコンや携帯電話等のメールアドレスを登録した学校関係者、防犯ボランティア、保護者等に対し、県警察において把握した子供や女性の安全に関する情報（声掛け、痴漢、凶悪事件の発生等7種類の情報）を文字情報と地図情報で配信しています。

（令和2年度情報配信状況）

・配信件数 1250件

ピーガルくん子ども安全メール登録方法

○ 携帯電話やスマートフォンからのアクセス

https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_m/regist.aspx

○ パソコンからのアクセス

https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/pgull_p/touroku.aspx

○ ピーガルくん子ども安全メール2次元バーコード



カ 青少年育成団体、青少年指導員等の活動の支援

(ア) 民生委員児童委員活動費補助【再掲】<福祉子どもみらい局>

民生委員・児童委員が行う相談・支援活動、訪問活動などの活動に対し、支援を行っています。

(イ) 民生委員児童委員研修事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得を図るための研修を、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修など体系的に実施し、委員の資質向上を図っています。

(ウ) 地域活動人材育成の取組【再掲】<福祉子どもみらい局>

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

また、地域活動の活性化を図るため、市町村・青少年団体の活動を支援するとと

もに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。

○ 青少年指導員活動への支援

県では、青少年指導員活動を促進するため、次のような支援を行っています。

・ 神奈川県青少年指導員連絡協議会の設置

青少年指導員組織相互の連絡協調を図りながら、関係機関及び団体との連携を密にし、地域における青少年指導員活動を推進するため、各市町村の青少年指導員組織の代表者で構成する「神奈川県青少年指導員連絡協議会」を設置し、情報交換、協議等を行っています。また、機関紙「つばさ」を年2回（各6,800部）発行し、各地域の青少年指導員の活動状況の紹介や、青少年健全育成に関する情報提供を行うなど、青少年指導員活動の充実に努めています。

・ 神奈川県青少年指導員大会の開催

県内の青少年指導員が一堂に会し、日ごろの活動成果の発表や講演会などを通じてその時々課題を共有し、相互理解と連携を深め、青少年指導員活動のより活発な展開を図ることを目的として、昭和43年から毎年開催しています。

なお、平成3年からは、青少年指導員表彰式を併せて実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

(エ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画の促進、社会的自立への支援を進めることに地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者を育成するため、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、市町村・青少年関係団体と連携して取組を進めています。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村・青少年関係団体がほとんどの事業を中止したことから、例年実施していた市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等について、実施することができませんでした。

(オ) 更生保護事業への支援【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設の活動に対して支援を行っています。

(カ) スポーツ情報提供事業〈スポーツ局〉

スポーツイベント・講座、スポーツ指導者情報、スポーツクラブ・サークル情報等の様々なスポーツ情報をスポーツセンターウェブサイト及びフェイスブックを通して即時的・広域的に発信するとともに、広報誌や動画を定期的に配信することにより、県民の多様化するスポーツ活動を支援しました。

(キ) 総合型地域スポーツクラブ等の人材の育成〈スポーツ局〉

総合型地域スポーツクラブ等の運営に必要なマネジメントに関する研修及びスポーツ指導者・スタッフに必要となる知識・指導法等の研修を行い、指導力の向上を図りました。

(令和2年度の活動状況)

・ スポーツクラブマネジメント講座実施回数・参加者 3回・延べ80人

令和2年度 総合型地域スポーツクラブ等人材育成事業

・スポーツクラブマネジメント講座

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/2/management/top.html>

- (ク) 障がい者スポーツの普及推進【再掲】<スポーツ局>
スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立るとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行っています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により全日程開催中止しました。
- (ケ) 青少年育成表彰事業<福祉子どもみらい局>
青少年の育成に貢献する個人・団体への表彰を行っています。

<基本目標ごとの数値目標の達成状況>

「かながわ青少年育成・支援指針」の数値目標については、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」に基づき定めている。数値目標は同計画期間に合わせ、2018年度（「第1期神奈川県まち・ひと・しごと総合戦略」に位置付けのある項目は2019年度）まで設定しているが、2019年度（一部2020年度）以降は、把握した数値目標項目の実績値を公表する。

基本目標Ⅰ すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

項目		内容				
思考力・判断力・表現力が向上した高校生の割合		生徒が主体的に考えたり、発表し合うなどの学習活動を通して、思考力・判断力・表現力を高めることができたかを問う設問に対して、肯定的に回答した生徒の割合				
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
目標	59%	64%	70%	76%	78%	
実績	51.0%	49.6%	49.9%	79.3%	84.6%	

※「魅力と特色ある県立高校づくりについてのアンケート」（高校教育課調査）

項目		内容				
外で遊んだり、運動やスポーツをする小学生の率		小学生が週3回以上外で遊んだり、運動やスポーツを実施したりする率				
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
目標	44%	47%	50%	53%	—	
実績	44.8%	43.7%	44.4%	43.8%	—	

※「神奈川県児童生徒体力・運動能力調査」（スポーツ課作成（保健体育課調査））

●2020年度実績については、新型コロナウイルス感染症の影響から調査（保健体育課）が中止となり実績値の把握が不可。

●なお、第2期グランドデザインでは、「小学生が週3回以上の運動やスポーツを実施する率」KPIとして設定していたが、第3期グランドデザインでは、KPIに位置付けていないため、2020年度以降の目標設定の設定は対応できません。

項目		内容				
子ども・青少年向け文化芸術の鑑賞・体験事業の参加者数		子ども・青少年を対象とした県が関与する文化芸術の鑑賞・体験事業の参加者数				
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
目標	168,000人	174,000人	180,000人	—	—	
実績	179,754人	181,278人	152,366人	150,605人	67,713人 (視聴回数) 15,094回	

※文化課調査

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年の社会的自立の支援

項目	内容				
就職が決定したニートの若者の数	国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数				
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
目標	240人	260人	280人	300人	—
実績	251人	182人	169人	168人	119人

※「国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数」（青少年課調査）

項目	内容				
いじめ認知件数に占めるいじめが解消している件数の割合	いじめ認知件数のうち、「解消しているもの」の件数の割合				
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
目標	97.6% ※1	—	—	100%	100%
実績	96.9% ※1	78.5% ※2	92.3%	94.4%	—

※ 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査（子ども教育支援課・学校支援課）

※1 2016年度までの項目は、「いじめが改善した割合」であり、目標及び実績は、「いじめ認知件数のうち、年度内に『解消しているもの』と『一定の解消が図られたが継続支援中』を合わせた件数を示す割合」を示している。

※2 2017年度の項目は、いじめ認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」の件数の割合

項目	内容				
深刻な児童虐待の割合	児童相談所が受け付けた児童虐待相談のうち、深刻な虐待のおそれがあり一時保護を必要とした子どもの割合				
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
目標	12.0%	11.5%	11.0%	11.0%	11.0%
実績	13.4%	11.8%	11.2%	11.6%	9.0%

※子ども家庭課調査

基本目標Ⅲ 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

項 目		内 容				
県民への青少年の深夜外出規制の周知度		青少年保護育成条例における深夜外出に係る周知度				
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
目標	42%	44%	46%	—	—	
実績	45.7%	45.7%	50.3%	52.6%	31.3%	

※「青少年を取巻く問題と保護者の意識に関するWEB調査」（青少年課）

項 目		内 容				
ICT活用指導力がある県立高校の教員の割合		「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、生徒のICT活用を指導する能力を問う設問に対して、肯定的に回答した県立高校の教員の割合				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
目標	65%	70%	75%	80%	—	
実績	60.4%	72.7%	83.1%	82.4%	81.3%	

※文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（高校教育課）

項 目		内 容				
防犯ボランティアの育成数（累計）		地域で活動する防犯ボランティアの育成数(累計)				
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
目標	1,500人	1,750人	2,000人	—	—	
実績	1,608人	2,017人	2,240人	2,695人	2,695人	

※くらし安全交通課調査

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課企画グループ
（電話 045-210-3840）

- 手紙で 〒231-8588 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課
（所在地は省略できます。）

※県の施設、市町村の窓口などにある「わたしの提案（神奈川県への提言）」の専用封筒もご利用いただけます。

この封筒をご利用の際には、封筒の宛先欄に「福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課」と明記してください。

- ファクシミリで 045-210-8841
- インターネットで 青少年課のホームページのお問い合わせフォームをご利用いただけます。